

原子力規制委員会規則第四号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行及び原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第九十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

第一条中「省令」を「規則」に改め、同条第一号中「原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条第一号又は第二

号に該当するもの及び」を「試験研究用等原子炉（）」に改め、同条第二号中「もの（発電の用に供するものを除く。）」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第一条の二中「省令」を「規則」に改め、同条第三号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第七号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第一条の三の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉の設置」を「試験研究用等原子炉の設置」に改め、同項第一号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第二号イ及び口中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同号又中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二項中「令第十二条第二項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十二条第二項」に、「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同項第一号、第二号、第四号、第七号及び第十号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二条第一項第一号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第二項中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同項第一号、第二号、第四号、第七号及び第十号中「原子炉」を「試

験研究用等原子炉」に改める。

第三条第一項第二号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同項第三号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二項第四号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第三条の三第一項第二号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第三条の四第四号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第五号中「原子炉が」を「試験研究用等原子炉が」に改める。

第三条の五第一号、第四号、第六号及び第九号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第十号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三条の七第二号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第三条の十四（見出しを含む）中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三条の十五第一項第二号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第四条第一項中「原子炉の運転計画（発電の用に供する原子炉及び船舶に設置する原子炉）」を「試験研究用等原子炉の運転計画（船舶に設置する試験研究用等原子炉）」に、「原子炉ごと」を「試験研究用等原

子炉ごと」に改め、同条第二項及び第三項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第五条第一項第二号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二項第二号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第五条の二中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第六条第一項中「原子炉ごと」を「試験研究用等原子炉ごと」に改め、同項の表第二号ホ、へ、ト及び同表第三号口中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同表第四号二中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、同表第五号イ中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」、「原子炉及び」を「試験研究用等原子炉及び」に改め、同表第六号口中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同表第八号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第五項及び第六項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第七条中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第八条第一項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、同条第二項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第九条第一項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、同条第二項中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第十条第一項及び第二項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、同条第二項中「原子炉に」を「発電用原子炉に」に改める。

第十一条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、同条中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第一号、第二号及び第七号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第十二条、第十三条、第十四条及び第十四条の三中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第十四条の五第一号及び第四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十五条第二号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に、同条第五号中「原子炉（）」を「試験研究用等原子炉（）」に改める。

第十五条の二中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十五条の三見出し、第一項第一号及び第三号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、第二項第一号から第五号まで及び第九号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第十六条（見出し含む。）中「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に、「原子炉ごと」を「試験研究用等原子炉ごと」に、「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第十六条の二第二項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第一号及び第二号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十六条の六第二項第三号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十六条の九中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十六条の十二第一項中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

第十六条の十三の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

第十六条の十四中「原子炉設置者（旧原子炉設置者等）」を「試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等）」に、「同条第二号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第十七条中「原子炉設置者（旧原子炉設置者等）」を「試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子

炉設置者等」に改める。

第十八条中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

(核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正)

第二条 核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の九第三号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

(国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正)

第三条 国際規制物資の使用等に関する規則(昭和三十六年総理府令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条第十六号イ中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。

第一条の三第一項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改める。

第一条の六第一項中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等」に改め、「法第四十三条の三の三第四項」の下に「、法第四十三条の三の三十三第四項」を加え、「若しくは法第五十六条」を「、法第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項又は法第五十六条」に、「原子炉設置者」を「、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改める。

第四条第一項中「原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。以下同じ。）」を「試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下同じ。）」、「発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。以下同じ。）」に、「原子炉設置者にあつては、原子炉」を「試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉」に改める。

（試験研究の用に供する発電用原子炉の運転計画に関する規則の一部改正）

第四条 試験研究の用に供する発電用原子炉の運転計画に関する規則（昭和三十八年総理府・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「原子炉であつて発電の用に供するもの」を「発電用原子炉」に改め、「及び船舶に設置するもの」を削る。

(船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉であつて研究開発段階にあるものの運転計画に関する規則の一部改正)

第五条 船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉であつて研究開発段階にあるものの運転計画に関する規則(昭和四十七年総理府・運輸省令第二号)の一部を次のように改正する。

本則第一項中「もの(発電の用に供するものを除く。）」を「試験研究用等原子炉(」に改める。

(原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則の一部改正)

第六条 原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十一号)の一部を次のように改正する。

本則第二条中「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者又は発電用原子炉主任技術者」に改める。

(核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正)

第七条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第二十三条第二項第五号の原子炉」を「第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉」に改め、「含む。」の下に「、法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉の附属施設」を加え、同条第三号中「七十七号）第七条」を「七十七号）第六十五条」に、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第二十五条」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第六十二条」に改める。

第二条中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改め、同条第三号中「原子炉設置者、」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、」に、「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、法第四十三条の三の三十三第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等」に改める。

（实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第八条 实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「あつて」を「あつて」に、「よつて」を「よつて」に、「行つた」を「行つた」に、「従つて」を「従つて」に、「そう入量」を「挿入量」に、「遮へい体」を「遮蔽体」に、「かぎ」を「鍵」に、「行つて」を「行つて」に、「あつた」を「あつた」に、「さく」を「柵」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、本則（第十九条の十二から第十九条の十六及び第十九条の十七を除く。）中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第三十条中「第二十七条」を「第三百三十九条」に改め、同条を第四百四十二条とする。

第二十九条第二項中「第二十七条」を「第三百三十九条」に改め、同条を第四百四十一条とし、第二十八条を第四百四十条とする。

第二十七条第一項中「様式第四」を「様式第六」に改め、同項の表中「第四条第一項又は第三項」を「第六十四条第一項又は第三項」に、「様式第五」を「様式第七」に、「第二十四条第一項」を「第三百三十一条第一項」に、「様式第六」を「様式第八」に改め、同条第二項中「様式第四」を「様式第六」に、「第五条第一項」を「第六十五条第一項」に、「第十九条第二項」を「第九十五条第二項」に、「第十九条の二第一項」を「第九十六条第一項」に、「第十九条の三第二項」を「第九十八条第二項」に改め、同条

を第百三十九条とする。

第二十六条中「法第三十七条第六項」を「法第四十三条の三の二十四第六項」に、「様式第二の二」を「様式第三」に、「様式第二の三」を「様式第四」に、「様式第三」を「様式第五」に改め、同条を第百三十八条とする。

第二十五条中「法第二十六条第二項」を「法第四十三条の三の八第二項」に、「法第三十二条第二項」を「法第四十三条の三の十九第二項」に改め、同条を第百三十七条とし、第二十四条を第百三十六条とし、第二十条を第百三十五条とする。

第十九条の十七中「原子炉設置者（旧原子炉設置者等）」を「発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等）」に、「第二十四条」を「第百三十六条」に改め、同条第二号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「なつた」を「なつた」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同条第二号イ中「電気事業法第五十四条第一項に規定する定期検査」を「施設定期検査」に改め、同条第三号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「の点検を」を「又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を」に、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第九条若しくは第九条の二」を「技術基準

規則第十七条若しくは第十八条」に改め、「適合していないと認められたとき」の下に、「当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき」を加え、同条第四号中「機器等」の下に「又は常設重大事故等対処設備に属する機器等」を加え、同条第五号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「講じられなかった」を「講じられなかった」に改め、同条第七号中「第十五条第四号」を「第九十条第四号」に改め、同条第八号中「第十五条第七号」を「第九十条第七号」に改め、同条第十号中「広がった」を「広がった」に、「しなかつた」を「しなかつた」に改め、同条第十二号中「第九条第一項第一号」を「第七十九条第一項第一号」に改め、同条第十三号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「燃料」を「燃料体」に改め、同条を第三百三十四条とし、第十九条の十六の八を第三百三十三条とする。

第十九条の十六の七第一号中「第七条第五項」を「第六十七条第五項」に改め、同条を第三百三十二条とする。

第十九条の十六の六中「第七条第五項」を「第六十七条第五項」に改め、同条第一号中「第十九条の十六の四各号」を「第二百二十九条各号」に改め、同条を第三百三十一条とする。

第十九条の十六の五中「第七条第五項」を「第六十七条第五項」に、「適合しなくなった」を「適合しなくなった」に改め、同条を第三百三十条とする。

第十九条の十六の四中「第十九条の十六の二」を「第二百二十七条」に改め、同条第一号イ中「なくなつた」を「なくなつた」に改め、同号口中「第十九条の十六の六」を「第三百十一条」に改め、同条を第三百二十九条とする。

第十九条の十六の三第一号口中「第七条第五項」を「第六十七条第五項」に改め、同条を第二百二十八条とする。

第十九条の十六の二中「第七条第五項」を「第六十七条第五項」に改め、同条を第二百二十七条とする。

第十九条の十六の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条第一項中

「法第四十三条の三の三第四項」を「法第四十三条の三の三十三第四項」に改め、「場合」の下に「（法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）」を加え、「法第四十三条の三の三第二項の認可を受けた」を削り、同条第二項中「法第二十九条第一項」を「法第四十三条の三の十五第一項」に改め、同条を第二百二十六条とする。

第十九条の十五の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条第一項中「法第四十三条の三の三第四項」を「法第四十三条の三の三十三第四項」に改め、同条第二項中「法第四十三条の三の三第二項」を「法第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同条を第二百二十五条とする。

第十九条の十四の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条第一項中「法第四十三条の三の三第四項」を「法第四十三条の三の三十三第四項」に、「法第四十三条の三の三第二項」を「法第四十三条の三の三十三第二項」に、「第十九条の七」を「第一百七十七条」に改め、同条を第二百二十四条とする。

第十九条の十三の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条中「法第四十三条の三の三第二項」を「法第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同条を第二百二十三条とする。

第十九条の十二の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条中「法第四十三条の三の三第二項」を「法第四十三条の三の三十三第二項」に、「第十九条の六」を「第一百六十六条」に改め、同条を第二百二十二条とする。

第十九条の十一中「第四十三条の三の二第三項」を「第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同条第

四号中「第七条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同条を第二百二十一条とする。

第十九条の十第一項中「第四十三条の三の二第三項」を「第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第三項中「正本一通、写し一通」を「正本一通及び写し一通」に改め、同条を第二百二十条とする。

第十九条の九中「第四十三条の三の二第三項」を「第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同条第一号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条を第一百十九条とする。

第十九条の八第一項中「第四十三条の三の二第三項」を「第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同条第二項中「第四十三条の三の二第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条を第一百八条とする。

第十九条の七第一項中「第四十三条の三の二第三項」を「第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第三項中「正本一通、写し一通」を「正本一通及び写し一通」に改め、同条を第一百七条とする。

第十九条の六第一項中「第四十三条の三の二第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同

条第一項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第二項第一号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第三項中「正本一通、写し一通」を「正本一通及び写し一通」に改め、同条を第一百六条とする。

第十九条の五中「第四十三条の三の二第一項」を「第四十三条の三の三十二第一項」に改め、同条を第一百十五条とする。

第十九条の四中「法第四十三条の三第一項」を「法第四十三条の三の二十八第一項」に改め、「の各号」を削り、同条を第九十九条とし、同条の次に次の十五条を加える。

(特定機器の種類)

第一百条 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、再結合装置(ブローを要しないものに限る。以下同じ。)

二 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置

- 三 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち、ガスタービンを原動力とする発電設備
- 四 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち、内燃機関を原動力とする発電設備
- 五 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち、無停電電源装置
- 六 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち、電力貯蔵装置

(型式証明の申請)

第一百一条 法第四十三條の三の二十九第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定機器の種類
- 三 特定機器の名称及び型式
- 四 特定機器の構造及び設備
- 五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特定機器の安全設計に関する説明書

二 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

3 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の二十九第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明の変更)

第二百二条 法第四十三条の三の二十九第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受け

た型式の特定機器の設計の変更(前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。

) について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書

二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

3 法第四十三条の三の二十九第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明に係る変更の届出)

第二百三条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第一百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(特定機器型式証明通知書等の交付)

第四百四条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

- 一 法第四十三条の三の二十九第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書
- 二 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書

- 三 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書

(型式証明番号等の告示)

第二百五条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 型式証明の番号
- 二 特定機器の種類
- 三 特定機器の名称及び型式

四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の二十九第三項の変更が第一百一条第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第二百三条の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

(型式指定の申請の範囲)

第二百六条 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定(以下「型式指定」という。)の申請は、型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定機器を購入する契約を締結している者(外国において本邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。)が、製作、販売又は使用(以下「製作等」という。)をする型式設計特定機器について行うものとする。

(型式指定の申請)

第一百七条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 主たる製造工場の名称及び所在地
- 三 型式設計特定機器の種類
- 四 型式設計特定機器の名称及び型式
- 五 型式設計特定機器の型式証明の番号
- 六 型式設計特定機器の設計の概要
- 七 申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項
 - イ 品質保証の実施に係る組織
 - ロ 品質保証活動の計画
- 八 品質保証活動の実施

二 品質保証活動の評価

ホ 品質保証活動の改善

八 型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

2 前項第六号に掲げる事項については、申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。

3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定の変更の承認)

第百八条 型式指定を受けた型式設計特定機器の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書

を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が、その指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定に係る変更の届出等)

第百九条 指定製造者等は、第百七条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなったときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

第一百十条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に依じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

- 一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定機器指定通知書
- 二 第一百八条第一項の規定による承認を行った場合 型式設計特定機器変更承認通知書
- 三 法第四十三条の三の三十第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計

特定機器指定取消通知書

(品質保証の実施の記録の保存)

第百十一条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにならなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

(指定番号等の告示)

第百十二条 原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 指定の番号
- 二 特定機器の種類
- 三 特定機器の名称及び型式
- 四 型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
- 五 製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 六 主たる製造工場の名称及び所在地

2 原子力規制委員会は、第百八条第一項の変更が、第百七条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第百九条第一項の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請)

第百十三条 法第四十三条の三の三十一第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了前一年以上一年三月以内に次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を運転することができる期間の延長に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉を運転することができる期間の延長の対象となる発電用原子炉の名称

四 延長しようとする期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書類

二 延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類

三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準)

第百十四条 法第四十三条の三の三十一第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するものとする。

第十九条の三第一項中「法第四十三条の三第一項」を「法第四十三条の三の二十八第一項」に改め、同条第二項中「法第四十三条の三第二項」を「法第四十三条の三の二十八第二項」に、「副本一通」を「写

し二通」に改め、同条を第九十八条とする。

第十九条の二の二第一項中「法第四十三条の二第二項」を「法第四十三条の三の二十七第二項」に改め、同条第二項中「法第四十三条の二第二項」を「法第四十三条の三の二十七第二項」に改め、同条を第九十七条とする。

第十九条の二第一項中「法第四十三条の二第一項」を「法第四十三条の三の二十七第一項」に改め、「の各号」を削り、同項第四号中「第十五条の二第一項の表第一号」を「第九十一条第一項の表第一号」に改め、同項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、同項第十六号中「第十五条の二第二項第二十七号」を「第九十一条第二項第二十八号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 特定重大事故等対処施設の防護に関すること。

第十九条の二第二項中「副本二通」を「写し二通」に改め、同条を第九十六条とする。

第十九条の見出し中「原子炉主任技術者」を「発電用原子炉主任技術者」に、同条第二項中「法第四十

条第二項」を「法第四十三條の三の二十六第二項で準用する法第四十條第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「法第四十條第一項」を「法第四十三條の三の二十六第一項」に、「原子炉主任技術者」を「発電用原子炉主任技術者」に、「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、同項ただし書を削り、同項の次に次の一項を加える。

2 法第四十三條の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一 発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間

二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間

三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間

四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

第十九條を第九十五條とする。

第十八條の見出し中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第一項中「令第十九條第一項」を「令第二十條の五」に改め、同項第一号中「令第十九條第一項第四号」を「令第二十條の五第四号」に、「原

子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第二号中「令第十九条第一項第六号」を「令第二十条の五第六号」に、「第二条第一項第二号」を「第三条第一項第二号」に改め、同項第三号中「令第十九条第一項第七号」を「令第二十条の五第七号」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第四号中「令第十九条第一項第八号」を「令第二十条の五第八号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

五 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載すること。

六 令第二十条の五第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イから八までに定める事項を記載すること。

第十八条第二項中「令第十九条第一項」を「令第二十条の五」に改め、同項第一号から第五号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第八号中「核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物による放射線の被ばく管理並びに放射性廃棄物の廃棄」を「発電用原子炉施設の放射線の管理」に改め、同項第九号中「原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定され

る原子炉の事故の種類、程度、影響等」を「発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備」に改め、同条第三項中「副本二通」を「写し一通」に改め、同条を第九十四条とする。

第十六条の二第一項中「法第三十七条第五項」を「法第四十三条の三の二十四第五項」に改め、同項ただし書中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条第二項中「法第三十七条第五項」を「法第四十三条の三の二十四第五項」に、「次に掲げる操作（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第五十四条第一項に規定する検査の際に行うものに限る。）のとき」を「次に掲げる場合」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次に掲げる操作（施設定期検査の際に行うものに限る。）を行う場合

イ 発電用原子炉の起動又は停止に係る操作（運転開始又は運転停止のための原子炉の操作をいう。

）

ロ 燃料の取替えに係る操作（炉心からの燃料の取り出し及び装荷のための操作をいう。）

ハ 沸騰水型軽水炉における残留熱除去冷却海水系統（以下「海水系統」という。）の切替えに係る

操作（一の海水系統の機能を停止するとともに他の海水系統の機能を起動するための操作をいう。

）

二 加圧水型軽水炉における原子炉容器内の水位の低下に係る操作及び原子炉容器内の水位を低下させた状態で行う残留熱の除去に係る操作

二 第八十五条第三号又は第八十六条第三号の規定による訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために法第四十三条の三の二十四第五項に規定する検査を行うことが必要であると認められるものを実施する場合

第十六条の二第三項中「法第三十七条第六項」を「法第四十三条の三の二十四第六項」に改め、同条を第九十三条とする。

第十六条第一項中第二十四号を第二十八号とし、第二十三号を第二十七号とし、第二十二号を第二十六号とし、同項第二十一号中「関すること（）」の下に「溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに」を加え、同号を同項第二十五号とし、同項第二十号中「第十九条の十七各号」を「第三百二十四号各号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十九号中「初期消火活動のための」を「火災発生

時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う」に改め、同号を同項第二十号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

第十六条第一項第十八号を削り、同項中第十七号を第十九号とし、第九号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同項第五号中「原子炉主任技術者」を「発電用原子炉主任技術者」に改め、同号の次に次の二号を加える。

六 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受け

ている者をいう。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

七 ボイラー・タービン主任技術者(電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

第十六条第一項及び第二項中「法第三十七条第一項」を「法第四十三条の三の二十四第一項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、第二項第一号中「前項第八号」を「前項第十号」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に、「第十一条の二第三項」を「第八十二条第四項」に改め、同項第二号中「前項第二十号」を「前項第二十五号」に、「第十一条の二第一項若しくは第二項」を「第八十二条第一項、第二項若しくは第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十一条の二第一項若しくは第二項」を「第八十条第一項、第二項若しくは第三項」に、「第三項の見直し」を「第四項の見直し」に改め、同条第三項中第二十四号を第二十七号とし、第二十一号から第二十三号までを三号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「

関すること」の下に「（溶接事業者検査の実施に関することを含む。）」を加え、同号を同項第二十三号とし、同項第十九号中「第十九条の十七各号」を「第三百三十四条各号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十八号中「第十九条の十七各号」を「第三百三十四条各号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十七号を削り、同項第十六号の次に次の四号を加える。

十七 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十八 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十九 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

二十 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

第十六条第三項中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「法第

三十七条第一項」を「法第四十三條の三の二十四第一項」に、同項第七号中「原子炉」を「発電用原子炉」に、「廃止措置対象施設」を「廃止措置対象施設内」に、同項第十四号中「廃止措置対象施設」を「廃止措置対象施設内」に改め、同条を第九十二条とする。

第十五條の二第一項中「法第三十五條第二項」を「法第四十三條の三の二十二第二項」に改め、同條第二項中「の各号」を削り、同項第十三号中「中央制御室」の下に「及び特定重大事故等対処施設（設置許可基準規則第二條第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項及び第九十六條第一項において同じ。）に属する緊急時制御室」を加え、同項第十五号中「原子炉内」を「発電用原子炉内」に、「第十九條の二第一項」を「特定重大事故等対処施設に属する場合を除く。第九十六條第一項」に改め、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十九号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十八号中「第十九條の二第一項」を「第九十六條第一項」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号中「原子炉内」を「発電用原子炉内」に、「第十九條の二第一項」を「第九十六條第一項」に、「には、周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置する」を「については、次に掲げる措置を講ずる」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

第十五条の二第二項第十六号の次に次の一号を加える。

十七 特定重大事故等対処施設は、防護区域内に設け、かつ、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

第十五条の二第三項中「の各号」を削り、「同項第十七号から第二十号まで及び同項第二十三号から第二十八号まで」を「同項第十八号から第二十一号まで及び同項第二十四号から第二十九号まで」に、「同項第二十七号」を「同項第二十八号」に改め、同条を第九十一条とする。

第十五条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、同項第三号口中「もつた廃棄槽」を「持った廃気槽」に、同項第六号口中「もつた」を「持った」に改め、同条を第九十条とする。

第十四条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「法第四十三条

の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に改め、同条第二項中「法第三十五條第一項」を「法第四十三條の三の二十二第一項」に改め、同項第四号中「第七條第一項の表第三号子及び第三号の二」を「第六十七條第一項の表第三号子及び第四号」に改め、同条を第八十九條とする。

第十三條第一項中「法第三十五條第一項」を「法第四十三條の三の二十二第一項」に改め、同項第四号中「第八條第一号八」を「第七十八條第一号八」に改め、同条を第八十八條とする。

第十二條の見出し中「原子炉」を「発電用原子炉」に、同条中「法第三十五條第一項」を「法第四十三條の三の二十二第一項」に、「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に改め、同条第二号中「そろつて」を「そろつて」に改め、同条第六号中「先立つて」を「先立つて」に、同条第九号中「第十九條の十七に」を「第百三十四條に」に、「第十九條の十七第五号」を「第百三十四條第五号」に改め、同条を第八十七條とする。

第十一条の四の見出し中「初期消火活動のための」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う」に改め、同条中「法第三十五條第一項」を「法第四十三條の三の二十二第一項」に改め、同条中「場合における」の下に「発電用原子炉施設（法第四十三條の三の三十二第二項の認可を受け

たものであつて、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十六条までにおいて同じ。）の保全のための活動（」を加え、同条中「（以下「初期消火活動」という。）のため」を「を含む。以下同じ。）を行う」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条ただし書を削り、同条第五号を第八号とし、同条第四号中「初期消火活動」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「初期消火活動」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。

第十一条の四第二号中「初期消火活動」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

第十一条の四第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

第十一条の四を第八十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

（内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水（以下「内部溢水」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。
(重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第八十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員(以下「対策要員」という。)を配置すること。

三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防

自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ロ 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。

ハ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ニ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第八十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

ロ 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

ニ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ホ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

第十一条の三を削る。

第十一条の二第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉に

「を「発電用原子炉に」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、「（以下「長期保守管理方針」という。）」を削り、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六 設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）

第十一条の二第二項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「三十年を経過した日以降十年を超えない期間ごと」を「四十年を経過する日まで」に、「長期保守管理方針」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針」に改め、同項に次の二号を加える。

一 当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合における当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合 延長する期間

二 前号に掲げる場合以外の場合 十年

第十一条の二第四項中「前三項」を「前四項」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条

の三の三十二第二項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項を同条第五項とする。

第十一条の二第三項中「第十六条第一項第八号」を「第九十二条第一項第十号」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「第一項又は前項」を「前三項」に、「長期保守管理方針」を「保守管理に関する方針（以下「長期保守管理方針」という。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過した日以降十年を超えない期間ごとに、第一項に規定する安全上重要な機器等並びに同項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

第十一条の二を第八十二条とする。

第十一条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、同項第一号中「法第二十三条第

一項の」を「法第四十三條の三の五第一項の」に、「第二十六條第一項」を「第四十三條の三の八第一項」に、「第四十三條の三の二第二項」を「第四十三條の三の三十二第二項」に改め、同項第二号中「第四十三條の三の二第二項」を「第四十三條の三の三十二第二項」に、「第四十三條の三の二第三項」を「第四十三條の三の三十二第三項」に改め、同項第三号中「原子炉及び」を「発電用原子炉及び」に改め、同項第四号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同項第七号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同条を第八十一條とする。

第十條第一項中「法第三十五條第一項」を「法第四十三條の三の二十二第一項」に、「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に、「放射線業務従事者であつて管理区域に常時立ち入るものに」を「発電用原子炉施設の保全に従事する者に」に改め、同條第二項中「法第三十五條第一項」を「法第四十三條の三の二十二第一項」に、「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に、「放射線業務従事者であつて管理区域に常時立ち入るものに」を「発電用原子炉施設の保全に従事する者に」に改め、同條を第八十條とする。

第九条第一項中「第三十五条第一項」を「第四十三条の三の二十二第一項」に改め、同条第二項中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同条を第七十九条とする。

第八条中「第三十五条第一項」を「第四十三条の三の二十二第一項」に改め、同条を第七十八条とする。

第七条の五第一項中「第三十五条第一項」を「第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、同条第二項中「第四十三条の三の二第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条を第七十七条とする。

第七条の四中「第三十五条第一項」を「第四十三条の三の二十二第一項」に改め、同条を第七十六条とする。

第七条の三の七第一号中「第十九条の十七各号」を「第一百三十四条各号」に改め、同条第三号中「当たつて」を「当たつて」に改め、同条を第七十五条とし、第七条の三の六を第七十四条とし、第七条の三の五を第七十三条とし、第七条の三の四を第七十二条とし、第七条の三の三を第七十一条とし、第七条の三の二を第七十条とする。

第七条の三第一項中「第三十五条第一項」を「第四十三条の三の二十二第一項」に、「第八条から第十

五条まで」を「第七十八条から第九十条まで」に改め、同条第二項中「第七条の五第一項」を「第七十七条第一項」に改め、同条を第六十九条とする。

第七条の二第一項中「第三十四条」を「第四十三條の三の二十一」に改め、同条を第六十八条とする。

第七条第一項中「法第三十四条」を「法第四十三條の三の二十一」に、「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、同項の表第一号八中「第十一条第一項第五号」を「第八十一条第一項第五号」に改め、同号八を同号ホとし、同号口中「第十一条第一項第四号」を「第八十一条第一項第四号」に改め、同号口を同号ニとし、同号イ中「第十条」を「第八十条」に、「第四十三條の三の二第二項」を「第四十三條の三の三十二第二項」に改め、同号イを同号ハとし、同号にイ及び口として次のように加える。

イ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間

第七条第一項の表第二号中「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に

、「原子炉に係る」を「発電用原子炉に係る」に改め、同号亦及び同号へ中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同表第三号中「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に改め、同号口中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、第十二号を第十三号とし、同表第十一号中「第十五條の二に」を「第九十一條に」に改め、同号口及び同号八中「第十五條の二第二項第一号」を「第九十一條第二項第一号」に改め、同号を第十二号とし、同表第十号中「第七條の五第一項」を「第七十七第一項」に改め、同号を第十一号とし、同表第九号中「第七條の三」を「第六十九條」に改め、同号を第十号とし、同表第八号イ中「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に改め、同号を第九号とし、同表第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同表第五号口中「採つた」を「採つた」に改め、同号を第六号とし、同表第四号イ中「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に、
「放射線遮へい物」を「放射線遮蔽物」に改め、同号二中「なつた」を「なつた」に改め、同号を第五号とし、同表第三号の二を第四号とし、同表第三項中「第一項の表第四号イ」を「第一項の表第五号イ」に改め、同表第四項中「第一項の表第四号二」を「第一項の表第五号二」に改め、同表第五項中「第一項の表第四号二からへまで」を「第一項の表第五号二からへまで」に、「なつた」を「なつた」

た」に改め、同条第六項中「第一項の表第四号ニ及びホ」を「第一項の表第五号ニ及びホ」に改め、同条第七項中「第一項の表第四号チ及びリ、第五号、第八号イ及びロ並びに第十号」を「第一項の表第五号チ及びリ、第六号、第九号イ及びロ並びに第十一号」に、「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に改め、同条を第六十七條とする。

第六條中「第三十三條第一項」を「第四十三條の三の二十第一項」に、「第二十三條の三第一項」を「第四十三條の三の五第一項」に改め、同条を第六十六條とする。

第五條第一項中「第三十一條第一項の合併」を「第四十三條の三の十八第一項の合併又は分割」に、「連署」の下に「（新設分割の場合にあつては、署名）」を加え、同項第二号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として継承する法人」に改め、同項第四号から第六号まで中「合併」を「合併又は分割」に改め、同条第二項第一号中「合併契約書」の下に「又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割契約書）」を加え、同項第二号中「合併の当事者の一方が原子炉設置者」を「合併後存続する法人又は吸収分割により発電用原子炉施設を承

継する法人が現に発電用原子炉設置者」に改め、同項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継する法人」を加え、同条の次に次の二号を加える。

五 前号に規定する法人が法第四十三條の三の七第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第五條を第六十五條とする。

第四條第一項中「法第三十條」を「法第四十三條の三の十七」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同條第二項中「法第二十三條第一項」を「法第四十三條の三の五第一項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に、「又は法第二十六條第一項」を「若しくは法第四十三條の三の八第一項」に改め、「変更の許可を受け、」の下に「又は法第四十三條の三の八第四項の規定による届出をして、」を加え、「当該許可を受けた後」の下に「又は当該届出が受理された日から三十日（法第四十三條の三の八第五項の規定により短縮され、又は同條第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間）」

を經過後」を加え、同条第三項中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条を第六十四条とする。

第三条第一項中「令第十四条」を「令第二十条の三」に改め、同項第一号中「令第十四条第三号」を「令第二十条の三第三号」に、「法第二十三条第二項第三号」を「法第四十三条の三の五第二項第三号」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「法第二十三条第二項第五号」を「法第四十三条の三の五第二項第五号」に、「前条第一項第二号」を「第三条第一項第二号」に、「法第二十三条第二項第八号」を「法第四十三条の三の五第二項第八号」に改め、「廃棄の方法を」の下に「記載し、法第四十三条の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を」を加え、同項第二号中「令第十四条第五号」を「令第二十条の三第五号」に改め、同条第二項中「法第二十三条第二項第二号から第五号まで」を「法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで、第九号又は第十号」に、「令第十四条」を「令第二十条の三」に、「次の各号に」を「次

に」に改め、同項第一号、第二号、第四号及び第七号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第九号中「核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物による放射線の被ばく管理並びに放射性廃棄物の廃棄」を「発電用原子炉施設の放射線の管理」に改め、同項第十号中「原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等」を「発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備」に改め、同条第三項中「、副本二通」を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の五十八条を加える。

(届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更)

第六条 法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更は、次に掲げる変更であつて、法第四十三条の三の五第二項第九号又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

一 第三条第一項第二号二(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の構造の変更であつて、同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原子炉施設において使用済燃料貯蔵設備の全部又は一部を共用するもの(当該使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の種類の変更を伴うものを除

く。)

二 第三条第一項第二号ト(1)の気体廃棄物の廃棄施設、同号ト(2)の液体廃棄物の廃棄設備又は同号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更のうち、同一の工場又は事業所内に二以上存する発電用原子炉施設において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の全部又は一部を共用するもの

三 第三条第一項第二号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の処理能力の変更のうち、貯蔵能力を変更するもの(固体廃棄物の廃棄設備の増設を伴うものを除く。)

四 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備の構造の変更のうち、法第四十三条の三の五第一項又は法第四十三条の三の八第一項の許可を受けた構造と同一の構造の非常用ディーゼル発電機の台数又は蓄電池の数を増加するもの(当該非常用ディーゼル発電機又は蓄電池に接続する設備の変更を伴うものを除く。)

(発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更の届出)

第七条 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の八第四項の規定による届出をしようとするときは、

次の事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 変更の内容
 - 四 変更の理由
 - 五 工事計画
- 2 前項の届出書の記載については、次の各号によるものとする。
 - 一 前項第三号の変更の内容については、第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載すること。
 - 二 前項第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
 - 3 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
 - 二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書
 - 三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する

説明書

七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

4 第一項の届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(工事の計画の認可を要しない工事等)

第八条 法第四十三条の三の九第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、次に掲げるもの以外のも

のとする。

一 別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる工事

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）内において行う同法第七条第一項各号に掲げる行為（当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。）に係る工事（前号に掲げるものを除く。以下「制限工事」という。）

2 法第四十三条の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）の変更を伴う変更以外の変更とする。

3 法第四十三条の三の九第六項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第二号の

工事計画に記載された事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

(工事の計画の認可等の申請)

第九条 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工事計画

三 工事工程表

四 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項(その申請が修理の工事に係る場合は、修理の方法)を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3 第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じ

て、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十三條の三の九第一項の規定による認可又は同条第二項の規定による変更の認可を申請することができないときは、分割して認可又は変更の認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(工事の計画に係る軽微な変更の届出)

第十条 法第四十三條の三の九第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更に係る発電用原子炉施設の概要
- 三 法第四十三條の三の九第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

2 第一項の届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(工事の計画の届出を要する工事等)

第十一条 法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの（発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。）とする。

2 法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法等の変更を伴う変更以外の変更とする。

(工事の計画の届出)

第十二条 法第四十三条の三の十第一項の規定による工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工事計画

三 工事工程表

四 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に依りて、同表の中欄に掲げる事項（その届出が修理の工事に係る場合は、修理の方法）を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすくように記載しなければならない。

3 第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に依りて、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の十一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができる。この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 第一項の届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(申請書又は届出書の記載事項の一部の省略)

第十三条 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に記載すべき事項のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て記載することを要しない旨の指示をしたものについては、第九条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、記載することを要しない。

(添付書類の省略)

第十四条 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て申請書又は届出書に添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第九条第三項又は第十二条第三項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

(使用前検査の申請)

第十五条 法第四十三条の三の十一第一項の検査(以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は

、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 申請に係る発電用原子炉施設の概要

四 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可年月日及び認可番号又は法第四十三条の三十

第一項の規定による届出をした年月日

五 検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所

六 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が

発電用原子炉施設の変更の工事(発電用原子炉の基数の増加の工事を除く。)に係る場合には、第三号

及び第四号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

- 一 工事の工程
- 二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）
- 三 発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標
- 四 保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項
 - イ 保守管理の実施に関する計画の始期（発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事に係る使用前検査の開始する日をいう。）及び期間
 - ロ 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
 - ハ 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
- 三 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
- 四 前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(使用前検査の実施)

第十六条 使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、原子力施設検査官（法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定に基づき独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が使用前検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員（法第六十六条の資格を有する者をいう。以下同じ。）が同表の下欄に掲げる検査事項（同表第一号の下欄に掲げる検査事項については、可搬型の機械又は器具に係る検査事項を除く。）について行うものとする。

工 事 の 工 程	検 査 事 項
一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（	原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施

<p>蒸気タービンを除く。）、計測制御系 統施設（発電用原子炉の運転を管理す るための制御装置を除く。）、放射性 廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。） 、放射線管理施設又は原子炉格納施設 については、構造、強度又は漏えいに 係る試験をすることができるとな った時</p>	<p>設（発電用原子炉の運転を管理するた めの制御装置を除く。）、放射性廃棄物 の廃棄施設（排気筒を除く。）、放 射線管理施設又は原子炉格納施設の構 造、機能又は性能を確認する検査の うち次に掲げるもの</p> <p>一 材料検査</p> <p>二 寸法検査</p> <p>三 外観検査</p> <p>四 組立て及び据付け状態を確認する 検査</p> <p>五 耐圧検査</p> <p>六 漏えい検査</p> <p>七 原子炉格納施設が直接設置される 基盤の状態を確認する検査</p>
---	---

二 蒸気タービンの車室の下半部の据付けが完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時

一 蒸気タービンの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの

イ 材料検査

ロ 寸法検査

ハ 外観検査

二 組立て及び据付け状態を確認する検査

二 補助ボイラーの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの

イ 材料検査

ロ 寸法検査

ハ 外観検査

二 組立て及び据付け状態を確認する検査

ホ 耐圧検査

	へ 漏えい検査
<p>三 発電用原子炉に燃料体を挿入することができるとなった時</p>	<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所の機能又は性能であつて、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査</p>
<p>四 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができるとなった時</p>	<p>原子炉本体、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及</p>

<p>五 工事の計画に係る全ての工事が完了した時</p>		<p>発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査</p>	<p>び発電機の機能又は性能であつて、発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査</p>
------------------------------	--	--	--

(使用前検査を要しない場合)

第十七条 法第四十三条の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 原子炉本体を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 二 前号に規定する発電用原子炉施設以外の発電用原子炉施設を試験のために使用する場合

三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて検査を受けないで使用する事ができる旨を指示した場合

五 制限工事の場合

（機構が行う使用前検査等）

第十八条 法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

- 一 第十六条の表の上欄第一号及び第二号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項
- 二 第十六条の表の上欄第三号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの

イ 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの

(1) 沸騰水型発電用原子炉施設（発電用原子炉施設（沸騰水型軽水炉に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）にあつては、原子炉冷却材再循環設備、原子炉冷却材の循環設備、原子炉冷却材補給設備、原子炉補機冷却設備、原子炉冷却材浄化設備、原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

(2) 加圧水型発電用原子炉施設（発電用原子炉施設（加圧水型軽水炉に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）にあつては、一次冷却材の循環設備、主蒸気・主給水設備、余熱除去設備、化学体積制御設備、原子炉補機冷却設備、原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

ロ 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の機能又は性能を

確認する検査のうち次に掲げるもの

- (1) 沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、発電用原子炉の制御設備、制御材駆動装置、計測装置、安全保護設備（発電用原子炉の非常停止並びに工学的安全施設（設置許可基準規則第二条第二項第十号に規定する工学的安全施設をいう。以下同じ。）その他重大事故等発生時に自動的に作動させる設備の作動に必要な計測制御系統施設に属する設備をいう。以下この項において同じ。）
（）、制御用空気設備、原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置並びに別表第二の中欄に掲げる計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの
- (2) 加圧水型発電用原子炉施設にあつては、発電用原子炉の制御設備、ほう酸注入機能を有する設備、ほう素熱再生設備、計測装置、安全保護設備、制御用空気設備並びに別表第二の中欄に掲げる計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

八 原子炉格納施設の機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの

(1) 沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、真空破壊装置、原子炉格納容器安全設備、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備、原子炉格納容器調気設備並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

(2) 加圧水型発電用原子炉施設にあつては、格納容器安全設備、アイスコンデンサ設備、真空逃がし装置、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、蒸気タービン、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所並びに別表第二の中欄に掲げるこれらの基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置の機能又は性能を確認する検査

三 第十六条の表の上欄第四号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの

イ 原子炉本体の機能又は性能を確認する検査のうち、炉心における燃料体の配置及び臨界状態を確認する検査並びに減速材温度係数の検査

ロ 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の機能又は性能を確認する検査

ハ 蒸気タービン、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及び発電機の機能又は性能を確認する検査のうち、発電用原子炉、蒸気タービン及び発電機相互の停止に係るインターロックを確認する検査

四 第十六条の表の上欄第五号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの

イ 発電用原子炉の停止時において実施する検査のうち次に掲げるもの

(1) 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの

- () 沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、原子炉冷却材再循環設備、原子炉冷却材の循環設備、原子炉冷却材補給設備、原子炉補機冷却設備、原子炉冷却材浄化設備、原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの
- () 加圧水型発電用原子炉施設にあつては、一次冷却材の循環設備、主蒸気・主給水設備、余熱除去設備、化学体積制御設備、原子炉補機冷却設備、原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの
- (2) 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの
- () 沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、発電用原子炉の制御設備、制御材駆動装置、計測装置、安全保護設備、制御用空気設備、原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置並びに別表第二の中欄に掲げる計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基

本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

() 加圧水型発電用原子炉施設にあつては、発電用原子炉の制御設備、ほう酸注入機能を有する

設備、ほう素熱再生設備、計測装置、安全保護設備、制御用空気設備並びに別表第二の中欄に掲げる計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

(3) 原子炉格納施設の機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの

() 沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、真空破壊装置、原子炉格納容器安全設備、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備、原子炉格納容器調気設備並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

() 加圧水型発電用原子炉施設にあつては、格納容器安全設備、アイスコンデンサ設備、真空逃がし装置、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備並びに別表第二の中欄に掲げる原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設

備又は装置に係るもの

(4) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、蒸気タービン、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物、緊急時対策所並びに別表第二の中欄に掲げるこれらの基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置の機能又は性能を確認する検査

□ 発電用原子炉の出力運転時（定格出力運転時を除く。）において実施する検査（沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、原子炉隔離時冷却系に係るものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該発電用原子炉施設に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4 機構は、次条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う使用前検査の通知書等)

第十九条 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十六条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書(法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十一第三項の規定において準用する法第十六条の三第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

- 一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 検査を受ける発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地

- 三 検査を行う時期
 - 四 検査を行う場所
 - 五 検査の対象
 - 六 検査の方法
- 3 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。
 - 一 第九条第一項の申請書及び同条第三項の書類（工事の計画を分割して申請した場合にあつては、同条第四項に規定する書類を含む。）、第十条第一項の届出書又は第十二条第一項の届出書及び同条第三項の書類（工事の計画を分割して届出をした場合にあつては、同条第四項に規定する書類を含む。）
 - 二 第十五条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類（保守管理の目標又は実施に関する計画を変更した場合にあつては、同条第四項に規定する書類を含む。）
 - 4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(使用前検査結果の通知)

第二十条 法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第四項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

- 一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 検査を受けた発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査を行った年月日
- 四 検査を行った場所
- 五 検査の対象
- 六 検査の方法
- 七 検査の結果

(使用前検査合格証)

第二十一条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。

(試験使用の承認等の申請)

第二十二條 第十七條第一号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 申請に係る発電用原子炉施設の概要

四 法第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可年月日及び認可番号又は法第四十三條の三の十第一項の規定による届出をした年月日

五 申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間

六 使用の方法

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が試験のための使用以外の使用に係る場合には、第二号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

二 試験項目及び試験工程表

(燃料体検査の申請)

第二十三条 法第四十三条の三の十二第一項の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 燃料体の型式

三 法第四十三条の三の十二第二項の認可年月日及び認可番号

四 燃料体の数(燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素の数を併せて記載すること。)

五 検査を受けようとする加工の工程、期日及び場所

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 加工の工程

二 燃料体の品質管理の状況、加工の内容等

3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(燃料体検査の実施)

第二十四条 法第四十三条の三の十二第一項の原子力規制委員会規則で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、原子力施設検査官（法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が法第四十三条の三の十二第一項の検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員）が同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

加工の工程	検査事項
一 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る	燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査

<p>三 加工が完了した時</p>	<p>二 燃料要素の集合体である燃料体については、燃料要素の加工が完了した時</p>	<p>試験をすることができる状態になった時</p>
<p>組み立てられた燃料体に係る次の検査</p>	<p>燃料要素の集合体である燃料体に係る次の検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 寸法検査 二 湾曲度を確認する検査 三 外観検査 四 表面汚染密度検査 五 溶接部の非破壊検査 六 ヘリウム漏えい検査（この表の第三号下欄第三号に掲げる検査が行われる場合を除く。） 	

	<ul style="list-style-type: none"> 一 寸法検査 二 外観検査 三 ヘリウム漏えい検査（この表の第二号下欄第六号に掲げる検査が行われる場合を除く。）
--	--

（燃料体検査を要しない場合）

第二十五条 法第四十三条の三の十二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、原子力規制委員会が支障がないと認めて前条の表の上欄の加工の工程の全部又は一部における検査を受けないで使用する事ができる旨を指示した場合とする。

（燃料体の設計の認可）

第二十六条 法第四十三条の三の十二第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率

三 燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成

四 燃料体の構造及び重量

五 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

六 燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式及び施設番号（発電用原子炉施設に付されている発電用原子炉の識別のための番号をいう。以下同じ。）を含む。）

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書

二 燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素）の強度計算書

三 燃料体の構造図

四 加工のフローシート

五 品質保証に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(機構が行う燃料体検査及び輸入燃料体検査等)

第二十七条 法第四十三条の三の十二第六項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一 第二十四条の表の第一号及び第二号に規定する検査

二 第二十四条の表の第三号に規定する検査(第二十五条の規定により原子力規制委員会が支障がないと認めて第二十四条の表の第一号及び第二号の上欄に掲げる工程の全部における検査を受けないで使用する)ができる旨を指示した場合に限る。

三 法第四十三条の三の十二第四項の検査のうち、検査を受ける燃料体が使用される発電用原子炉を設置した工場又は事業所に搬入された時に行うもの

2 前項の規定にかかわらず、燃料体の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認められた場合は、当該燃料体に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4 機構は、次条第二項又は第三十二条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う燃料体検査の通知書等)

第二十八条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十四条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書(法第四十三条の三の十二第六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十二第六項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

- 一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 検査を行う時期
 - 三 検査を行う場所
 - 四 検査の対象
 - 五 検査の方法
- 3 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。
- 一 第二十三条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類
 - 二 検査を受ける燃料体に係る第二十六条第一項の申請書及び同条第二項の書類
 - 4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(燃料体検査結果及び輸入燃料体検査結果の通知)

第二十九条 法第四十三条の三の第十二第七項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

- 一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 検査を行った年月日
- 三 検査を行った場所
- 四 検査の対象
- 五 検査の方法
- 六 検査の結果

(燃料体検査合格証)

第三十条 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十二第一項の検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る燃料体検査合格証を交付する。

(輸入燃料体検査の申請)

第三十一条 法第四十三条の三の十二第四項の検査(検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合を除く。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率
 - 三 燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成
 - 四 燃料体の構造及び重量
 - 五 燃料体の数（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素の数を併せて記載すること。）
 - 六 燃料体の製造者の名称並びに製造工場の名称及び所在地
 - 七 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 八 燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式及び施設番号を含む。）
 - 九 検査を受けようとする期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、原子力規制委員会が当該申請に係る燃料体の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をした書類に

については、添付することを要しない。

一 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書

二 燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素）の強度計算書

三 燃料体の構造図

四 加工のフローシート

五 燃料材、燃料被覆材その他の部品の組成、構造、強度等に関する試験の結果に関する資料

六 品質保証に関する説明書

3 法第四十三条の三の十二第四項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合に限る。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、次の表の上欄に掲げる提出時期までに同表の下欄に掲げる書類（原子力規制委員会が燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により同表第一号の上欄に掲げる提出時期までに提出することを要しない旨の指示をした場合にあつては、同表第二号の上欄に掲げる提出時期までに前項各号に掲げる書類）を添付しなければならない。ただし、原子力規制委員会が当該申請に係る燃料体の型式、設計等から見て添付することを要し

ない旨の指示をした書類については、添付することを要しない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率

三 燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組

成

四 燃料体の構造及び重量

五 燃料体の数（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素の数を併せて記載すること。）

六 燃料体の製造者の名称並びに製造工場の名称及び所在地

七 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

八 燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式及び施設番号

を含む。）

九 検査を受けようとする期日及び場所

提出時期	添付書類
<p>一 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材の成形加工に着手する一月前</p> <p>二 燃料体の本邦への輸送を開始する一月前</p>	<p>前項各号に掲げる書類。この場合において、同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と、同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替えるものとする。</p> <p>前項第五号及び第六号に掲げる書類</p>

4 第一項若しくは前項の申請書又は第二項各号に掲げる事項を説明する書類若しくは前項の表の下欄に掲げる書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

5 第一項又は第三項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(輸入燃料体検査の実施)

第三十二条 法第四十三条の三の十二第四項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合を除く。）は、原子力施設検査官（法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が同条第四項の検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員。次項において同じ。）が前条第一項に規定する申請書及び同条第二項の添付書類並びに同条第四項に規定する書類の内容を審査し、当該申請に係る燃料体を目視により確認することにより行うものとする。

2 法第四十三条の三の十二第四項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合に限る。）は、原子力施設検査官が前条第三項に規定する申請書及び添付書類並びに同条第四項に規定する書類の内容を審査し、当該申請に係る燃料体を目視により確認することにより行うものとする。

(機構が行う輸入燃料体検査の通知書等)

第三十三条 原子力規制委員会は、第三十一条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第

四十三条の三の十二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十二第六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第三十一条第一項若しくは第三項の申請書の提出又は同条第四項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十二第六項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称

三 検査を行う時期

四 検査を行う場所

五 検査の対象

六 検査の方法

3 前項の通知書には、第三十一条第一項の申請書及び同条第二項の書類、同条第三項の申請書及び書類又は同条第四項の書類の写しを添付するものとする。

4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(輸入燃料体検査合格証)

第三十四条 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十二第四項の検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る輸入燃料体検査合格証を交付する。

(溶接事業者検査を行うべき発電用原子炉施設)

第三十五条 法第四十三条の三の十三第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるとおりとする。

一 原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器

二 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。以下この条において同じ。)、計測制御系統施設又は放射線管理施設に属する容器であつて非常時に安全装置として使用されるもの

三 原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分

四 原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設又は原子炉格納施設のうち原子炉格納容器安全設備、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備若しくは圧力逃がし装置に属する管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定するものを除く。）

五 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。以下この条において同じ。）若しくは放射線管理施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

六 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃

棄施設若しくは放射線管理施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（第三号及び第四号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接を必要とするもの

イ 水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ 液化ガス（通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上であつて現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であつて現に液体の状態であるものをいう。以下同じ。）用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル

ハ イ又はロに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ニ イ又はロに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部

分にあつては、四百九十キロパスカル)

七 蒸気タービンに係る蒸気だめ若しくは熱交換器又は非常用電源設備、補助ボイラー若しくは補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)に属する容器のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの

八 蒸気タービン、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備又は区画排水設備に係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの

(溶接事業者検査の実施)

第三十六条 溶接事業者検査は、溶接の状況について、法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

(溶接事業者検査の記録)

第三十七条 溶接事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

- 三 検査の方法
 - 四 検査の結果
 - 五 検査を行った者の氏名
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 七 検査の実施に係る組織
 - 八 検査の実施に係る工程管理
 - 九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
 - 十 検査記録の管理に関する事項
 - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

(溶接事業者検査を要しない場合)

第三十八条 法第四十三条の三の十三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないと認めて溶接事業者検査を行わないで使用する事ができる旨の指示をした場合

二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設に属する設備として使用する場合

イ ボイラー及び压力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同令第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する同令第八十四条第一項の検定を受けた設備

ロ 発電用原子炉施設（一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であつて、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法

第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する同法

第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

- 三 漏止め溶接のみをした第三十五条第六号から第八号までに規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

（溶接安全管理審査の申請）

第三十九条 法第四十三条の三の十三第三項の審査（以下「溶接安全管理審査」という。）を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

（溶接安全管理審査の実施）

第四十条 溶接安全管理審査は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認するとともに、継続的な品質保証の確保がなされているか否かを確認する方法

- 二 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する方法

(溶接安全管理審査の実施時期)

第四十一条 法第四十三条の三の十三第三項の原子力規制委員会規則で定める時期は、次のとおりとする。

一 直近の法第四十三条の三の十三第七項の通知(この号に規定する耐圧試験に係る通知であつて、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織に係るものを除く。以下この条において単に「通知」という。)において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていないと評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、耐圧試験を行う時期及び当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

二 前号に規定する組織であつて、通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接安全管理審査を受ける必要があるとして原子力規制委員会が定めるものについては、溶接安全管理審査を受ける必要が生じた時期

三 前二号に掲げる組織以外の組織については、溶接事業者検査を行う時期

(溶接安全管理審査の対象となる事項)

第四十二条 法第四十三条の三の十三第四項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 二 検査記録の管理に関する事項
- 三 検査に係る教育訓練に関する事項

(溶接安全管理審査結果の通知)

第四十三条 法第四十三条の三の十三第五項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によって行うものとする。

- 一 審査を受けた組織の名称
- 二 審査年月日
- 三 審査の結果

(溶接事業者検査を行った旨の表示)

第四十四条 原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものを設置する発電用原子炉設置者は、当該原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器

等であつて輸入したものに係る溶接事業者検査を終了したときは、当該原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものに溶接事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

（施設定期検査を受ける発電用原子炉施設）

第四十五条 法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（次号に掲げるものを除く。）
（計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）
放射線廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）
放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備

二 次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具であつて、最高使用圧力零キロパスカル以上の圧力を加えられる部分があるもの

設備の種類

機械又は器具

蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

2 前項の規定にかかわらず、法第四十三條の三の三十二第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、法第四十三條の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。

- 一 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- 二 放射性廃棄物の廃棄施設
- 三 放射線管理施設

四 非常用電源設備

(施設定期検査の申請)

第四十六条 法第四十三条の三の十五第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前まで（第五十六条第二項の一定の期間（第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号
 - 四 検査を受けようとする期日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画

- 二 前号の定期事業者検査に関する放射線管理
- 三 発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標
- 四 保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項
 - イ 保守管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日をいう。）及び期間
 - ロ 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
 - ハ 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
 - 五 第五十六条第二項に規定する判定方法に関すること（同項の一定の期間を含む。）
 - 六 前回の施設定期検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあつては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）の内容に変更があつた場合には、その変更の内容を説明する書類
 - 七 前回の施設定期検査において提出した第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあつては、第十五条第二項第

三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類

八 前回の施設定期検査において提出した第五号の書類に記載された事項（一定の期間に限る。）を定め、又は変更した場合は、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

3 第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設についての施設定期検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び施設番号

四 検査を受けようとする期日

4 第一項の申請書若しくは第二項第一号から第五号までの書類又は前項の申請書の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

5 前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を

変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

6 前二項に規定するもののほか、第二項第五号に掲げる事項のうち一定の期間を定め、又は変更した場合は、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

7 第一項又は第三項の申請書及び第四項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(施設定期検査の実施)

第四十七条 施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において記載された定期事業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定に基づき機構が施設定期検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員。次項において同じ。）が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。

一 第四十五条第一項第二号の設備にあつては、次に掲げる定期事業者検査に係る事項

イ タービン本体、主要弁、復水器、熱交換器及び主な配管の非破壊検査

ロ タービン本体及び主要弁の組立て及び据付け状態を確認する検査並びに保安装置の作動検査

二 沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の種類に応じ、同表の下欄に掲げる定期事業者検査に係る事項（可搬型の機械又は器具に係る事項を除く。）

<p>発電用原子炉施設の種類</p>	<p>一 原子炉本体</p>
<p>定期事業者検査に係る事項</p>	<p>1 原子炉圧力容器本体、原子炉圧力容器支持構造物及び原子炉圧力容器付属構造物の非破壊検査並びに原子炉圧力容器本体及び原子炉圧力容器付属構造物の漏えい検査</p> <p>2 再使用する燃料体の外観検査</p> <p>3 炉心における燃料体の配置を確認する検査</p> <p>4 発電用原子炉の停止余裕を確認する検査</p>

<p>二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p>	<p>三 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）</p>
<p>1 燃料取扱装置の動力源喪失時における燃料体保持機能検査</p> <p>2 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系の作動検査</p>	<p>1 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下、「技術基準規則」という。）第二条第二項に規定するクラス1機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、「クラス2機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、「重大事故等クラス1機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、「重大事故等クラス2機器（原子炉冷却系統施設</p>

-
- に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査
- 2 主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし安全弁の非破壊検査、漏えい検査及び作動検査
 - 3 主蒸気隔離弁の漏えい検査及び作動検査
 - 4 非常用炉心冷却系その他原子炉注水系のポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに非常用炉心冷却系その他原子炉注水系の作動検査
 - 5 非常用復水器系の作動検査
 - 6 原子炉隔離時冷却系ポンプ及び主要弁の非破壊検査（改良型沸騰水型軽水炉に係るものに限る。）並びに原子
-

	<p>四 計測制御系統施設</p>
<p>炉隔離時冷却系の作動検査</p> <p>7 原子炉補機冷却系の作動検査</p> <p>8 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備の作動検査</p>	<p>1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、クラス2機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス2機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非</p>

	<p>破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査</p> <p>2 制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系スクラム弁の非破壊検査並びに制御棒駆動水圧系の制御棒緊急挿入検査</p> <p>3 ほう酸水注入系の作動検査</p> <p>4 安全保護系その他重大事故等発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路（以下「安全保護系等」という。）並びに原子炉冷却材再循環ポンプトリップ系の作動検査</p> <p>5 事故時監視計器及び事故時試料採取設備の作動検査</p> <p>6 制御用空気圧縮系の作動検査</p>
--	--

<p>五 放射性廃棄物の廃棄施設</p>	<p>気体廃棄物処理系の作動検査</p>
<p>六 放射線管理施設</p>	<p>1 プロセスモニタリング設備及びエリアモニタリング設備の校正及び作動検査</p> <p>2 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の非常用循環系の作動検査及びそのフィルター性能検査</p> <p>3 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の居住性を確認する検査</p>
<p>七 原子炉格納施設</p>	<p>1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。） 、重大事故等クラス1機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）</p>

-
- 、重大事故等クラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査
- 2 原子炉格納容器の漏えい率検査
 - 3 原子炉建屋の気密性能検査
 - 4 主要な原子炉格納容器隔離弁の非破壊検査及び原子炉格納容器隔離弁の作動検査
 - 5 原子炉格納容器真空破壊弁の作動検査
 - 6 原子炉格納容器安全系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに原子炉格納容器安全系の作動検査
 - 7 可燃性ガス濃度制御系主要弁の非破壊検査及び可燃性
-

三 加圧水型発電用原子炉施設にあつては、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の種類に応じ、同表の下欄に掲げる定期事業者検査に係る事項（可搬型の機械又は器具に係る事項を除く。）

	<p>ガス濃度制御系の作動検査</p> <p>8 圧力逃がし系の作動検査及びそのフィルター性能検査</p> <p>9 放射性物質濃度制御系の作動検査及びそのフィルター性能検査</p> <p>10 原子炉格納容器循環系のフィルター性能検査</p>
<p>八 非常用電源設備</p>	<p>1 非常用発電装置の非破壊検査、作動検査及び定格容量を確認する検査</p> <p>2 直流電源系の作動検査及び充電状態を確認する検査</p>

発電用原子炉施設の種類	一 原子炉本体	二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
定期事業者検査に係る事項	<p>1 原子炉圧力容器本体、原子炉圧力容器支持構造物及び原子炉圧力容器付属構造物の非破壊検査並びに原子炉圧力容器本体及び原子炉圧力容器付属構造物の漏えい検査</p> <p>2 再使用する燃料体の外観検査</p> <p>3 炉心における燃料体の配置を確認する検査</p> <p>4 発電用原子炉の停止余裕を確認する検査</p>	<p>1 燃料取扱装置の動力源喪失時における燃料体保持機能検査</p> <p>2 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系の作動検査</p>

三 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）

-
- 1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス1機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、クラス2機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス1機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス2機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査
- 2 加圧器安全弁及び加圧器逃がし弁の非破壊検査、漏えい検査及び作動検査
-

	<p>3 加圧器逃がし弁元弁の作動検査</p> <p>4 主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし弁の漏えい検査及び作動検査</p> <p>5 主蒸気隔離弁の作動検査</p> <p>6 非常用炉心冷却系その他原子炉注水系のポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに非常用炉心冷却系その他原子炉注水系の作動検査</p> <p>7 原子炉補機冷却系の作動検査</p> <p>8 補助給水系ポンプの非破壊検査及び補助給水系の作動検査</p> <p>9 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備の作動検査</p>
--	---

四 計測制御系統施設

- 1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、クラス2機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス2機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査
 - 2 制御用空気圧縮系の作動検査
 - 3 制御棒駆動系の制御棒緊急挿入検査
-

	<p>4 ほう酸ポンプの非破壊検査及びほう酸注入機能を有する設備の作動検査</p> <p>5 安全保護系等の作動検査</p> <p>6 事故時監視計器及び事故時試料採取設備の作動検査</p>
<p>五 放射性廃棄物の廃棄施設</p>	<p>気体廃棄物処理系の作動検査</p>
<p>六 放射線管理施設</p>	<p>1 プロセスモニタリング設備及びエリアモニタリング設備の校正及び作動検査</p> <p>2 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の非常用循環系の作動検査及びそのフィルター性能検査</p> <p>3 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の居住性を確認する検査</p>

七 原子炉格納施設

- 1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス1機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）
、重大事故等クラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査
- 2 原子炉格納容器の漏えい率検査
- 3 主要な原子炉格納容器隔離弁の非破壊検査及び原子炉格納容器隔離弁の作動検査

<p>八 非常用電源設備</p>	
<p>1 非常用発電装置の非破壊検査、作動検査及び定格容量を確認する検査</p>	<p>4 原子炉格納容器真空逃がし弁の作動検査</p> <p>5 原子炉格納容器安全系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに原子炉格納容器安全系の作動検査</p> <p>6 アイスコンデンサの冷却性能検査</p> <p>7 圧力逃がし系の作動検査及びそのフィルター性能検査</p> <p>8 可燃性ガス濃度制御系主要弁の非破壊検査及び可燃性ガス濃度制御系の作動検査</p> <p>9 放射性物質濃度制御系の作動検査及びそのフィルター性能検査</p> <p>10 原子炉格納容器循環系のフィルター性能検査</p>

2 直流電源系の作動検査及び充電状態を確認する検査

四 蒸気タービン並びに沸騰水型発電用原子炉施設及び加圧水型発電用原子炉施設にあつては、前三号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項

五 蒸気タービン並びに沸騰水型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）及び加圧水型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）にあつては、前各号に掲げるもののほか、通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、次に掲げる事項について、施設定期検査を受ける者が行う試運転その他の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行うものとする。

一 第四十五条第二項第一号に係る設備にあつては、次に掲げる事項

イ 燃料取扱設備の系統運転性能検査

ロ 新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査

- 八 使用済燃料貯蔵設備の系統運転性能検査
- 二 第四十五条第二項第二号に係る設備にあつては、次に掲げる事項
 - イ 液体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査
 - ロ 液体廃棄物貯蔵設備及び処理設備の系統運転性能検査
 - ハ 液体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - ニ 液体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - ホ 固体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査
 - ヘ 固体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - ト 固体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
- 三 第四十五条第二項第三号に係る設備にあつては、次に掲げる事項
 - イ エリアモニタリング設備の設定値確認検査
 - ロ エリアモニタリング設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - ハ エリアモニタリング設備の作動検査

ニ プロセスモニタリング設備の設定値確認検査

ホ プロセスモニタリング設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

ヘ プロセスモニタリング設備の作動検査

ト 固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備の設定値確認検査

チ 固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備の警報の動作状況の確認検査

リ 換気設備の性能検査

四 第四十五条第二項第四号に係る設備にあつては、次に掲げる事項

イ 非常用発電装置の性能検査

ロ 無停電電源装置の性能検査

(施設定期検査の実施時期)

第四十八条 法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、特定重要発電用原子炉施設についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定

期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降十二月を超えない時期とする。

<p>特定重要発電用原子炉施設の区分</p>	<p>施設定期検査を受けるべき時期</p>
<p>一 特定重要発電用原子炉施設であつて、その判定期間が十二月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）</p>	<p>施設定期検査が終了した日以降十二月を超えない時期</p>
<p>二 特定重要発電用原子炉施設であつて、その判定期間が十八日以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>施設定期検査が終了した日以降十八月を超えない時期</p>
<p>三 特定重要発電用原子炉施設であつて、その判定期間が</p>	<p>施設定期検査が終了した日以降二十四月</p>

二十四月以上であるものとして原子力規制委員会が告示 で定めるもの	を越えない時期
-------------------------------------	---------

- 2 前項の表の上欄の判定期間とは、施設定期検査において、第五十六条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準（以下この条において単に「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された特定重要発電用原子炉施設（次の第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、次の第三号に該当しないものに限る。）に係る当該期間をいう。
- 一 特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、前条第一項第一号から第四号までに規定する事項（炉心における燃料体の配置を確認する検査及び発電用原子炉の停止余裕を確認する検査に係る事項を除く。）について施設定期検査を受けるべきもの
 - 二 特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、その施設定期検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの
 - 三 次のいずれかに掲げる特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて発電用原子炉の運転時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 使用済燃料を取り扱う機器その他機械又は器具であつて発電用原子炉の定格出力運転時において使用されないもの

3 第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）とする。

（施設定期検査を要しない場合）

第四十九条 法第四十三条の三の十五第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合
- 二 使用の状況から前条に規定する時期に施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が

施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

三 災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に施設定期検査を受けることが著しく困難であると認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

2 前項第二号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号

四 直近の施設定期検査が終了した年月日

五 施設定期検査開始希望年月日及びその理由

3 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、第一項第三号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

(機構が行う施設定期検査等)

第五十条 法第四十三条の三の十五第二項の原子力規制委員会規則で定める特定重要発電用原子炉施設は、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備とする。

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五第二項の原子力規制委員会規則で定める特定重要発電用原子炉施設は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及び非常用電源設備のうち核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものとする。

3 法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

- 一 第四十七条第一項第一号に掲げる事項
- 二 第四十七条第一項第二号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外のもの
- イ 原子炉冷却系統施設に係る非常用炉心冷却系その他原子炉注水系の作動検査

- ロ 計測制御系統施設に係る制御棒駆動水圧系の制御棒緊急挿入検査
 - ハ 原子炉格納施設に係る原子炉格納容器の漏えい率検査
 - ニ 原子炉格納施設に係る圧力逃がし装置の作動検査及びフィルター性能検査
 - ホ 非常用電源設備に係る非常用発電装置の作動検査
 - ヘ 非常用電源設備に係る直流電源系の作動検査
- 三 第四十七条第一項第三号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外のもの
- イ 原子炉冷却系統施設に係る非常用炉心冷却系その他原子炉注水系の作動検査
 - ロ 計測制御系統施設に係る制御棒駆動系の制御棒緊急挿入検査
 - ハ 原子炉格納施設に係る原子炉格納容器の漏えい率検査
 - ニ 原子炉格納施設に係る圧力逃がし装置の作動検査及びフィルター性能検査
 - ホ 非常用電源設備に係る非常用発電装置の作動検査
 - ヘ 非常用電源設備に係る直流電源系の作動検査

4 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五第二項において準

用する法第十六条の五第三項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一 第四十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 第四十七条第二項第三号に掲げる事項のうち、換気設備の性能検査以外のもの

三 第四十七条第二項第四号に掲げる事項のうち、非常用発電装置の性能検査以外のもの

5 前二項の規定にかかわらず、特定重要発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認められた場合は、当該特定重要発電用原子炉施設に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

6 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認められた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

7 機構は、次条第二項の通知に基づき、第三項又は第四項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う施設定期検査の通知書等)

第五十一条 原子力規制委員会は、第四十六条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第四十六条第一項若しくは第三項の申請書の提出又は同条第四項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

二 検査を受ける発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を行う時期

四 検査を行う場所

五 検査の対象

六 検査の方法

3 前項の通知書には、第四十六条第一項の申請書及び同条第二項の書類若しくは同条第三項の申請書又は同条第四項の書類（保守管理の目標又は実施に関する計画を変更した場合にあつては同条第五項に規定する書類を含み、定期事業者検査に係る判定方法を変更した場合にあつては同条第六項に規定する書類を含む。）の写しを添付するものとする。

4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（施設定期検査結果の通知）

第五十二条 法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第四項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

- 一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
- 二 検査を受けた発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査を行った年月日

四 検査を行った場所

五 検査の対象

六 検査の方法

七 検査の結果

(施設定期検査終了証)

第五十三条 原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めるときは、施設定期検査終了証を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた場合は、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

(定期事業者検査を行うべき発電用原子炉施設)

第五十四条 法第四十三条の三の十六第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるものとする。

一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)

、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）及び非常用取水設備

二 次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具（非常用電源設備に属するものを除く。）

設備の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

(定期事業者検査の実施時期)

第五十五条 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、第四十八条又は第四十九条の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けるべき時期

二 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第三号に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は直近の施設定期検査が終了した日から次回の施設定期検査を開始する日までの期間において六月を超えない時期ごと

2 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時における発電用原子炉施設の保安の確保に支障をきたさないもの(施設定期検査を受けるべきものを除く。)にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

3 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

4 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を行うべき発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号

四 直近の定期事業者検査が終了した年月日

五 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

5 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第三項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

(定期事業者検査の実施)

第五十六条 定期事業者検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

三 各部の損傷、変形、摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するために十分な方法

2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該特定発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 特定発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 特定発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三 特定発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該特定発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4 第二項の一定の期間（第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。）は、十三月以上としなければならない。

5 第二項の一定の期間（第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。）は、施設定期検査の開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、第二項の一定の期間を短縮する場合には、この限りでない。

（定期事業者検査の記録）

第五十七条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

- 二 検査の対象
 - 三 検査の方法
 - 四 検査の結果
 - 五 検査を行った者の氏名
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 七 検査の実施に係る組織
 - 八 検査の実施に係る工程管理
 - 九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
 - 十 検査記録の管理に関する事項
 - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 定期事業者検査の結果の記録は、その特定発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(特定発電用原子炉施設の評価)

第五十八条 法第四十三条の三の十六第三項の特定発電用原子炉施設は、技術基準規則第二条第二項第三十三号口に規定するクラス1機器に属する容器及び管（フランジその他の接合部及びシール部並びに蒸気発生器伝熱管を除く。）並びに炉心支持構造物（炉心シュラウド及びシュラウドサポートに限る。）とする。

2 法第四十三条の三の十六第三項の規定により、次の表の上欄に掲げる事項に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、評価を行う。

評価事項	評価方法
一 技術基準規則第十八条の規定に適合しなくなると見込まれる時期	次に掲げるところにより当該発電用原子炉施設ごとに評価を実施する。 一 定期事業者検査により確認した亀裂、孔その他の損傷（以下「亀裂等」という。）の発生原因を推定すると

<p>二 補修等の措置の内容</p>	<p>この表の第一号下欄に掲げる評価方法により評価した結果、補修等の措置を講ずる必要があるときには、その時期、範囲及び方法が適切であること。</p>
	<p>もに、亀裂等の形状及び大きさを特定すること。</p> <p>二 前号で特定した亀裂等の形状及び大きさに基づき、所定の期間を設定して、その期間における亀裂等の進展を予測すること。</p> <p>三 前号の予測どおりに亀裂等が進展したと仮定したとき、技術基準規則の規定に適合しなくなると見込まれる時期を求めること。</p>

3 法第四十三條の三の十六第三項の評価の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 評価年月日
 - 二 評価の対象
 - 三 評価の方法
 - 四 評価の結果
 - 五 評価を行った者の氏名
 - 六 評価の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 七 評価の実施に係る組織
 - 八 評価の実施に係る工程管理
 - 九 評価において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
 - 十 評価記録の管理に関する事項
 - 十一 評価に係る教育訓練に関する事項
- 4 法第四十三条の三の十六第三項の評価の結果の記録は、評価された特定発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

5 法第四十三條の三の十六第三項の評価の結果の報告は、第三項第一号から第六号までに掲げる事項について、その評価が実施された後、速やかに行うものとする。

（定期安全管理審査の申請）

第五十九條 法第四十三條の三の十六第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けようとする者は、機構が法第六十五條第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

（定期安全管理審査の実施時期）

第六十條 法第四十三條の三の十六第四項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査を行う時期とする。

（定期安全管理審査の対象となる事項）

第六十一條 法第四十三條の三の十六第五項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

二 検査記録の管理に関する事項

三 検査に係る教育訓練に関する事項

2 直近の法第四十三條の三の十六第六項において準用する法第四十三條の三の十三第七項の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織については、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の規定を適用しない。

(定期安全管理審査結果の通知)

第六十二條 法第四十三條の三の十六第六項において準用する法第四十三條の三の十三第五項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によって行うものとする。

一 審査を受けた組織の名称

二 審査年月日

三 審査の結果

2 原子力規制委員会は、法第四十三條の三の十六第六項において準用する法第四十三條の三の十三第七項の通知（機構が行った法第四十三條の三の十六第四項の規定による審査の結果に基づく同条第六項において準用する法第四十三條の三の十三第六項の評定の結果に限る。）の写し一通を機構に送付するも

のとする。

(電磁的方法による保存)

第六十三条 第三十七条第一項各号、第五十七条第一項各号及び第五十八条第三項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第四十三条の三の十三第一項並びに第四十三条の三の十六第一項及び第三項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第二条の見出し中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第一項中「法第二十三条第二項」を「法第四十三条の三の五第二項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第一号中「法第二十三条第二項第三号」を「法第四十三条の三の五第二項第三号」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 法第四十三條の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 発電用原子炉施設の位置

(1) 敷地の面積及び形状

(2) 敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置

ロ 発電用原子炉施設の一般構造

(1) 耐震構造

(2) 耐津波構造（实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。）第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(3) その他の主要な構造

ハ 原子炉本体の構造及び設備

(1) 発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）

() 構造

() 燃料体の最大挿入量

() 主要な核的制限値

() 主要な熱的制限値

(2) 燃料体

() 燃料材（熱を発生させるために成形された核燃料物質をいう。以下同じ。）の種類

() 燃料被覆材（核分裂生成物の飛散を防ぎ、かつ、冷却材による侵食を防ぐために燃料材を覆

う金属管をいう。以下同じ。）の種類

() 燃料要素（燃料材、燃料被覆材及び端栓からなる炉心の構成要素であつて、構造上独立の最

小単位であるものをいう。以下同じ。）の構造

() 燃料集合体の構造

() 最高燃焼度

(3) 減速材及び反射材の種類

(4) 原子炉容器

() 構造

() 最高使用圧力及び最高使用温度

(5) 放射線遮蔽体の構造

(6) その他の主要な事項

二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備

(1) 核燃料物質取扱設備の構造

(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力

(3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力

ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備

(1) 一次冷却材設備

() 冷却材の種類

() 主要な機器及び管の個数及び構造

() 冷却材の温度及び圧力

(2) 二次冷却設備

() 冷却材の種類

() 主要な機器の個数及び構造

(3) 非常用冷却設備

() 冷却材の種類

() 主要な機器及び管の個数及び構造

(4) その他の主要な事項

へ 計測制御系統施設の構造及び設備

(1) 計装

() 核計装の種類

() その他の主要な計装の種類

(2) 安全保護回路

() 原子炉停止回路の種類

() その他の主要な安全保護回路の種類

(3) 制御設備

() 制御材の個数及び構造

() 制御材駆動設備の個数及び構造

() 反応度制御能力

(4) 非常用制御設備

() 制御材の個数及び構造

() 主要な機器の個数及び構造

() 反応度制御能力

(5) その他の主要な事項

ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備

(1) 気体廃棄物の廃棄施設

() 構造

() 廃棄物の処理能力

() 排気口的位置

(2) 液体廃棄物の廃棄設備

() 構造

() 廃棄物の処理能力

() 排水口的位置

(3) 固体廃棄物の廃棄設備

() 構造

() 廃棄物の処理能力

チ 放射線管理施設の構造及び設備

(1) 屋内管理用の主要な設備の種類

(2) 屋外管理用の主要な設備の種類

リ 原子炉格納施設の構造及び設備

(1) 原子炉格納容器の構造

(2) 原子炉格納容器の設計圧力及び設計温度並びに漏えい率

(3) 非常用格納容器保護設備の構造

(4) その他の主要な事項

又 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備

(1) 常用電源設備の構造

(2) 非常用電源設備の構造

(3) その他の主要な事項

第二条第一項第三号中「法第二十三条第二項第六号」を「法第四十三条の三の五第二項第六号」に改め、同項第四号中「法第二十三条第二項第七号」を「法第四十三条の三の五第二項第七号」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第五号中「法第二十三条第二項第八号」を「法第四十三条の三の五第二

項第八号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

六 法第四十三条の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法

ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項

ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果

七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

イ 運転時の異常な過渡変化（設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。） 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ロ 設計基準事故（設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）

） 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

八 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。

）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。） 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の

結果

第二条第二項中「第十二条第二項」を「第二十条の二第二項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号、第二号、第四号及び第七号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第九号中「核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物による放射線の被ばく管理並びに放射性廃棄物の廃棄」を「発電用原子炉施設の放射線の管理」に改め、同項第十号中「原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等」を「発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備」に改め、同条第三項中「、副本二通」を削り、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(重大事故)

第四条 法第四十三条の三の六第一項第三号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。

一 炉心の著しい損傷

二 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷

第一条中「省令」を「規則」に改め、同条第二項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に、同項第七号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(適用範囲)

第一条 この規則は、実用発電用原子炉及びその附属施設について適用する。

附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一(第八条、第十一条関係)

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
-------	----------	------------

<p>二 変更の工事</p> <p>(一) 発電用原子炉の基数の増加</p> <p>(二) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事であつて、次の発電用原子炉施設に係るもの</p> <p>1 原子炉本体</p>	<p>発電用原子炉の設置</p> <p>発電用原子炉の基数の増加の工事</p>	<p>1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるものを除く</p>
--	---	--

るもの

- (1) 炉型式、定格熱出力、過剰反応度、反応度係数又は減速材の変更を伴うもの
- (2) 炉心に係るもの
- (3) 反射材
- (4) 原子炉压力容器本体（監視試験片を除く。）
- (5) 原子炉压力容器支持構造物に係るもの
- (6) 原子炉压力容器付属構造物に係るもの
- (7) 原子炉压力容器内部構造物（

く。）であつて、原子炉压力容器内部構造物に係るもの

- 2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、次に掲げるものの
 - (1) 原子炉压力容器本体（監視試験片を除く。）又は原子炉压力容器付属構造物（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）に係るものの取替え
 - (2) 炉心（炉心支持構造物に限る。）
- ）、原子炉压力容器本体（監視試験片を除く。）、原子炉压力容器
-

<p>(2) 炉心に係るもの</p> <p>変更を伴うもの</p> <p>(1) 炉型式、定格熱出力、過剰反応度、反応度係数又は減速材の変更を伴うもの</p>	<p>2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの</p> <p>3 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、熱遮蔽材に係るもの</p> <p>4 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 原子炉容器本体（監視試験片を</p>
<p>(8) 原子炉本体の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p>	<p>支持構造物、原子炉圧力容器付属構造物又は原子炉圧力容器内部構造物（スパージャ若しくは内部配管又は中性子束計測案内管に限る。）に係るもの</p>
<p>スパージャ若しくは内部配管又は中性子束計測案内管に限る。</p> <p>）に係るもの</p>	<p>管又は中性子束計測案内管に限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>

<p>2 核燃料物質の</p>	<p>1 沸騰水型発電用原子炉施設に係 伴うもの</p> <p>(8) 原子炉本体の基本設計方針、 適用基準又は適用規格の変更を 伴うもの</p> <p>(7) 原子炉容器内部構造物に係る もの</p> <p>(6) 原子炉容器付属構造物に係る もの</p> <p>(5) 原子炉容器支持構造物に係る もの</p> <p>(4) 原子炉容器本体（監視試験片 を除く。）</p> <p>(3) 反射材</p>
<p>1 沸騰水型発電用原子炉施設に係る</p>	<p>(2) 炉心（炉心支持構造物に限る。 ）、反射材、原子炉容器本体（監 視試験片を除く。）、原子炉容器 支持構造物、原子炉容器付属構造 物又は原子炉容器内部構造物に係 るものの性能又は強度に影響を及 ぼすもの</p> <p>除く。）又は原子炉容器付属構造 物に係るものの取替え</p>

取扱施設及び貯

蔵施設

るものの改造であつて、次に掲げるもの

(1) 燃料取扱設備に係るもの

(2) 新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵

ラックに限る。）に係るもの

(3) 使用済燃料貯蔵設備（制御棒

貯蔵ラック、制御棒貯蔵ハンガ

及び使用済燃料貯蔵用容器の密

封性を監視する装置を除く。）

に係るもの

(4) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設

備に係るもの

(5) 核燃料物質の取扱施設及び貯

ものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、新燃料貯蔵設備（

仮貯蔵庫を除く。）又は使用済燃料

貯蔵設備に係るもの

2 沸騰水型発電用原子炉施設に係る

ものの修理であつて、燃料取扱設備

、新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラッ

クに限る。）、使用済燃料貯蔵設備

（使用済燃料貯蔵槽、使用済燃料運

搬用容器ピット、使用済燃料貯蔵ラ

ック、破損燃料貯蔵ラック又は使用

済燃料貯蔵用容器に限る。）又は使

用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る

<p>蔵施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うものの</p> <p>2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 燃料取扱設備（使用済燃料を取扱うものに限る。）に係るもの</p> <p>(2) 新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）に係るもの</p> <p>(3) 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視</p>	<p>ものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p> <p>3 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備又は使用済燃料貯蔵設備に係るもの</p> <p>4 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、燃料取扱設備（使用済燃料を取扱うものに限る。）、新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料貯蔵槽、使用済燃料</p>
--	---

	<p>3 原子炉冷却系 統施設</p>
<p>(1) 原子炉冷却材の種類又は純度</p>	<p>1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るものの改造を除く。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>(4) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係るもの</p> <p>(5) 燃料取替用水設備に係るもの</p> <p>(6) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うものの</p>
<p>環設備（ポンプにあつては、給水ポ</p>	<p>1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るものの改造及び中欄に掲げるものを除く。）であつて、原子炉冷却材の循環設備（ポンプにあつては、給水ポ</p> <p>運搬用容器ピット、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵ラック又は使用済燃料貯蔵用容器に限る。）</p> <p>用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備又は燃料取替用水設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>

の変更を伴うもの

(2) 原子炉圧力容器本体の入口又

は出口の原子炉冷却材の圧力又

は温度の変更を伴うもの

(3) 原子炉圧力容器本体の炉心の

原子炉冷却材の流量又は蒸気の

発生量の変更を伴うもの

(4) 原子炉冷却材再循環設備に係

るもの

(5) 原子炉冷却材の循環設備（原

子炉冷却材圧力バウンダリ又は

主蒸気系に係るものに限る。）

に係るもの

ンプに限る。）、原子炉冷却材補給

設備（ポンプを除く。）、原子炉補

機冷却設備（ポンプを除く。）又は

原子炉格納容器内の原子炉冷却材の

漏えいを監視する装置に係るもの

2 沸騰水型発電用原子炉施設に係る

ものの修理（蒸気タービンに係るも

のの修理を除く。）であつて、次に

掲げるもの

(1) 原子炉冷却材再循環設備、原子

炉冷却材の循環設備（原子炉冷却

材圧力バウンダリに係るものに限

り、安全弁及び逃がし弁を除く。

-
- (6) 残留熱除去設備に係るもの
- (7) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係るもの
- (8) 原子炉冷却材補給設備（原子炉隔離時冷却系に係るものに限る。）に係るもの
- (9) 原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）に係るもの
- (10) 原子炉冷却材浄化設備に係るもの
- (11) 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変
-
- （）、残留熱除去設備（原子炉冷却材圧力バウダリに係るものに限る。）、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（原子炉冷却材圧力バウダリに係るものに限る。）、原子炉冷却材補給設備（原子炉冷却材圧力バウダリに係るものに限る。）、又は原子炉冷却材浄化設備（原子炉冷却材圧力バウダリに係るものに限る。）に係るものの取替え
- (2) 原子炉冷却材再循環設備、原子炉冷却材の循環設備（原子炉冷却
-

更を伴うもの

2

加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るものの改造を除く。）であつて、次に掲げるもの

(1) 一次冷却材の種類又は純度の
変更を伴うもの

(2) 原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力又は温度
の変更を伴うもの

(3) 原子炉容器本体の炉心の一次
冷却材の流量の変更を伴うもの

(4) 加圧器の圧力の変更を伴うもの

材圧力バウナダリ又は主蒸気系に

係るものに限る。）、残留熱除去

設備、非常用炉心冷却設備その他

原子炉注水設備、原子炉冷却材補

給設備（原子炉隔離時冷却系に係

るものに限る。）、原子炉補機冷

却設備（非常用のものに限る。）

又は原子炉冷却材浄化設備に係る

ものの性能又は強度に影響を及ぼ

すもの

3

加圧水型発電用原子炉施設に係る

ものの改造（蒸気タービンに係るもの

の改造及び中欄に掲げるものを除

-
- の
- (5) 一次冷却材の循環設備に係るもの
- (6) 主蒸気・主給水設備に係るもの
- の
- (7) 余熱除去設備に係るもの
- (8) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係るもの
- (9) 化学体積制御設備に係るもの
- (10) 原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）に係るもの
- (11) 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方
-

- く。）であつて、原子炉補機冷却設備（主要弁を除く。）又は原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置に係るもの
- 4 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの修理（蒸気タービンに係るものの修理を除く。）であつて、次に掲げるもの
- (1) 一次冷却材の循環設備、余熱除去設備（原子炉冷却材圧力バウナダリに係るものに限る。）、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（原子炉冷却材圧力バウナダ
-

<p>針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p>	<p>3 蒸気タービンに係るものの改造であつて、次に掲げるもの</p>	<p>(1) 給水ポンプ（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）に係るもの</p> <p>(2) 主配管（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）</p>
<p>りに係るものに限る。）又は化学体積制御設備（原子炉冷却材圧力バウナダリに係るものに限る。）に係るものの取替え</p>	<p>(2) 一次冷却材の循環設備、主蒸気・主給水設備、余熱除去設備、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、化学体積制御設備又は原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>	<p>5 蒸気タービンの設置</p> <p>6 蒸気タービンの改造であつて、次</p>

に係るもの

(3) 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

に掲げるもの

- (1) 主蒸気止め弁の入口の圧力又は温度の変更を伴うもの
- (2) 回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの
- (3) 車室、円板又は車軸の強度の変更を伴うもの
- (4) 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの
- 7 蒸気タービンの取替え
- 8 蒸気タービンの修理であって、次に掲げるもの
-

	<p>4 計測制御系統</p> <p>施設</p>
<p>1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものの改造を除く。）であつて</p>	<p>1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの）の改造及び中欄に掲げるものを除く。</p>
<p>1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの）の改造及び中欄に掲げるものを除く。</p>	<p>1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの）の改造及び中欄に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 車室、円板又は車軸の強度に影響を及ぼすもの（溶接補修を除く。）</p> <p>(2) 給水ポンプ又は主配管に係るもの（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）の性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>

、次に掲げるもの

- (1) 制御方式（非常用のものに限る。）又は制御方法（非常用のものに限る。）の変更を伴うもの
- (2) 制御材に係るもの
- (3) 制御材駆動装置（非常用のものに限る。）に係るもの
- (4) ほう酸水注入設備に係るもの
- (5) 計測装置（非常用のものに限る。）に係るもの
- (6) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの

く。）であって、次に掲げるもの

- (1) 制御方式又は制御方法の変更を伴うもの
 - (2) 制御材駆動装置、計測装置、制御用空気設備又は原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係るもの
- 2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものの修理を除く。）であって、次に掲げるもの
- (1) ほう酸水注入設備（原子炉冷却材圧力バウナダリに係るものに限

<p>2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造（発電用原子炉の運</p>	<p>(7) 工学的安全施設その他重大事故等発生時に自動的に作動させる設備（以下この表及び別表第二において「工学的安全施設等」という。）の起動信号の変更を伴うもの</p> <p>(8) 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p>
<p>るものの改造（発電用原子炉の運</p>	<p>る。）に係るものの取替え</p> <p>(2) 制御材駆動装置（非常用のものに限る。）又はほう酸水注入設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p> <p>3 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものの改造及び中欄に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 制御方式又は制御方法の変更を伴うもの</p> <p>(2) 制御材、ほう酸注入機能を有す</p>

	<p>転を管理するための制御装置に係るものの改造を除く。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 制御方式（非常用のものに限る。）又は制御方法（非常用のものに限る。）の変更を伴うものの</p> <p>(2) 制御材（制御棒又はほう酸に限る。）に係るもの</p> <p>(3) 制御棒駆動装置</p> <p>(4) ほう酸注入機能を有する設備（非常用のものに限る。）に係るもの</p>
<p>る設備（ポンプを除く。）、計測装置又は制御用空気設備に係るもの</p> <p>4 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの修理（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものの修理を除く。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 制御棒駆動装置（原子炉冷却材圧力バウンダリに係る制御棒駆動装置ハウジングに限る。）の取替え</p> <p>(2) 制御棒駆動装置、ほう酸注入機</p>	

-
-
- (5) ほう素熱再生設備に係るもの
 - (6) 計測装置（非常用のものに限る。）に係るもの
 - (7) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの
 - (8) 工学的安全施設等の作動信号の変更を伴うもの
 - (9) 制御用空気設備（非常用の機器への供給ラインに係るものに限る。）に係るもの
 - (10) 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方
-

能を有する設備（非常用のものに限る。）、ほう素熱再生設備又は制御用空気設備（非常用の機器への供給ラインに係るものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

5
放射性廃棄物

-
- 針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
- 3
発電用原子炉の運転を管理するための制御装置の改造であって、次に掲げるもの
- (1) 制御方式の変更を伴うもの
- (2) 中央制御室機能の変更を伴うもの
- (3) 中央制御室外原子炉停止機能の変更を伴うもの
- (4) 緊急時制御室機能の変更を伴うもの
- 改造であって、次に掲げるもの

1
改造（中欄に掲げるものを除く）。

の廃棄施設

- (1) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理に係る容器又は原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）若しくは排気筒に係るもの
- (2) 放射性廃棄物の廃棄施設に係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

-
- ）であつて、気体、液体若しくは固体廃棄物貯蔵設備（ポンプを除く。）
、気体、液体若しくは固体廃棄物処理設備（ポンプ、圧縮機、送風機、排風機及びブロワを除く。）
、堰その他の設備又は原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備若しくは廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置若しくは自動警報装置に係るもの
- 2 修理であつて、気体、液体若しくは固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理に係る容器又は原子炉格納容器
-

<p>6 放射線管理施設</p>	<p>1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) プロセスモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの</p> <p>(2) エリアモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの</p> <p>(3) 換気設備（非常用のものに限</p>	<p>1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備、移動式周辺モニタリング設備又は生体遮蔽装置に係るもの</p> <p>2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、換気設備（非常用のものに限る。）又は生体遮蔽</p>
----------------------	---	--

る。()に係るもの

(4) 生体遮蔽装置（一次遮蔽、二次遮蔽、中央制御室遮蔽又は緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限

る。()に係るもの

(5) 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの

装置（一次遮蔽、二次遮蔽、中央制御室遮蔽又は緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。()に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

3 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備、移動式周辺モニタリング設備又は生体遮蔽装置に係るもの

-
-
- | | |
|--|--|
| <p>(1) プロセスモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの</p> <p>(2) エリアモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの</p> <p>(3) 換気設備（非常用のものに限る。）に係るもの</p> <p>(4) 生体遮蔽装置（中央制御室遮蔽、外部遮蔽又は緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）に係る</p> | <p>4 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、換気設備（非常用のものに限る。）又は生体遮蔽装置（中央制御室遮蔽、外部遮蔽又は緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p> <p>5 黒鉛減速炭酸ガス冷却型発電用原子炉施設（発電用原子炉施設（減速材として黒鉛を使用し、冷却材として炭酸ガスを使用する原子炉に係る</p> |
|--|--|
-

	<p>7 原子炉格納施設</p>
<p>(2) 原子炉建屋に係るもの</p> <p>(1) 原子炉格納容器に係るもの</p>	<p>1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの</p> <p>(5) 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p>
<p>設備に限る。()に係るもの</p>	<p>1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造(中欄に掲げるものを除く。)であつて、圧力低減設備その他の安全設備(原子炉格納容器調気設備に限る。)に係るもの</p> <p>ものに限る。()をいう。以下同じ。</p> <p>() (ただし、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合に限り。)に係るものの改造であつて、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備、移動式周辺モニタリング設備に係るもの</p>

<p>(3) 圧力低減設備その他の安全設備（原子炉格納容器調気設備にあつては、原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）に係るもの</p> <p>(4) 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p> <p>2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 原子炉格納容器に係るもの</p> <p>(2) 二次格納施設に係るもの</p>	<p>2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、原子炉格納容器、原子炉建屋又は圧力低減設備その他の安全設備（原子炉格納容器調気設備にあつては、原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p> <p>3 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、原子炉格納容器、二次格納施設又は圧力低減設備その他の安全設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>
--	--

8	その他発電用	設	(1) 非常用電源	設備
(3)	圧力低減設備その他の安全設備に係るもの	(4)	原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
改造であって、次に掲げるもの	(1) 常用電源設備との切替方法の変更を伴うもの	(2)	ガスタービン（ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス	タービン（ガスタービンに附属する空気圧縮機及び
1 改造（中欄に掲げるものを除く。）	）であって、ガスタービン、内燃機関又は燃料設備に係るもの	2	修理であって、ガスタービン（ガスタービンに附属する空気圧縮機及	タービンに附属する空気圧縮機及

圧縮機（空気だめ若しくはガスだめの安全弁又は冷却塔若しくは冷却池に限る。）を除く。）に係るもの

(3) 内燃機関（機関若しくは過給機、调速装置若しくは非常调速装置、内燃機関に附属する冷却水設備、内燃機関に附属する空気圧縮設備（空気だめ又は圧縮機に限る。）又は燃料デイトンク若しくはサービスタンクに限る。）に係るもの

(4) ガスタービン及び内燃機関以

びガス圧縮機（空気だめ若しくはガスだめの安全弁又は冷却塔若しくは冷却池に限る。）を除く。）、内燃機関（機関若しくは過給機、调速装置若しくは非常调速装置、内燃機関に附属する冷却水設備、内燃機関に附属する空気圧縮設備（空気だめ又は圧縮機に限る。）又は燃料デイトンク若しくはサービスタンクに限る。）、ガスタービン及び内燃機関以外を用いた発電装置、燃料設備（貯蔵槽又は容器に限る。）、発電機（発電装置又は励磁装置に限る。）

備	(2) 常用電源設	2	発電機の改造であつて、次に掲	<p>外を用いた発電装置に係るもの</p> <p>(5) 燃料設備（貯蔵槽又は容器に限る。）に係るもの</p> <p>(6) 発電機（発電機又は励磁装置に限る。）に係るもの</p> <p>(7) 冷却設備に係るもの</p> <p>(8) その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係るもの</p> <p>(9) 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p>	<p>、冷却設備又はその他の電源装置（非常用のものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>
				1	1

<p>げるもの</p>	<p>(1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの</p>	<p>変圧器の設置（中欄に掲げるものを除く。）</p>
<p>(2) 周波数の変更を伴うもの</p>	<p>3 電圧三十万ボルト以上かつ容量十萬キロボルトアンペア以上の変圧器の設置</p>	<p>2 電圧十七万ボルト以上であつて、容量十萬キロボルトアンペア以上の変圧器の改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、次に掲げるもの</p>
<p>圧器の設置</p>	<p>4 電圧三十万ボルト以上かつ容量十萬キロボルトアンペア以上の変圧器の改造のうち、次に掲げるもの</p>	<p>(1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの</p>
<p>(1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの</p>	<p>の</p>	<p>(2) 電圧調整装置を付加するもの</p> <p>3 電圧十七万ボルト以上であつて、容量十萬キロボルトアンペア以上の変圧器の取替え</p>
<p>は容量の変更を伴うもの</p>	<p>4 送電線引出口の遮断器（需要設備</p>	

<p>(2) 電圧調整装置を付加するもの</p> <p>5 送電線引出口の遮断器（需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第九条の表第六号に規定する需要設備をいう。以下同じ。）と電氣的に接続するためのものを除く。）であつて、電圧三十万ボルト以上のもの設置（ガス遮断器又はガス遮断器以外の遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。）</p> <p>6 送電線引出口の遮断器（需要設備と電氣的に接続するためのもの</p>	<p>と電氣的に接続するためのものを除く。）であつて、電圧十七万ボルト以上のもの設置（中欄に掲げるもの及びガス遮断器又はガス遮断器以外の遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。）</p> <p>5 送電線引出口の遮断器（需要設備と電氣的に接続するためのものを除く。）であつて、電圧十七万ボルト以上のものの改造（中欄に掲げるものを除く。）のうち、二十パーセント（ガス遮断器及び真空遮断器にあつては、三十パーセント）以上の遮</p>
---	---

を除く。)であつて、電圧三十万

ボルト以上のものの改造のうち、

二十パーセント(ガス遮断器及び

真空遮断器にあつては、三十パー

セント)以上の遮断電流の変更を

伴うもの

7 遮断機であつて、周波数低下に

よる事故の拡大を防止するために

設置するもののうち電気事業(電

気事業法第二条第一項第九号に規

定する電気事業をいう。)の用に

供する電圧三十万ボルト以上のも

の設置

断電流の変更を伴うもの

6 他の者が設置する電気工作物(電

気事業法第二条第一項第十六号に規

定する電気工作物をいう。)(需要

設備を除く。)と電氣的に接続する

ための遮断器であつて、電圧十七万

ボルト以上のものの取替え

(3) 補助ボイラ

8 改造であつて、常用電源設備の
基本設計方針、適用基準又は適用
規格の変更を伴うもの

1 設置

2 改造であつて、次に掲げるもの

(1) 最高使用圧力又は最高使用温度
の変更を伴うもの

(2) 再熱器の最高使用圧力又は最高
使用温度の変更を伴うもの

(3) 安全弁の能力の変更を伴うもの

(4) 燃料の種類（原油又は原油以外
の石油（液化石油ガスを除く。）
の別）の変更を伴うもの

	(4) 火災防護設備
<p>(3) 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>(2) 消火設備に係るもの</p> <p>(1) 火災区域構造物又は火災区画構造物に係るもの</p>	<p>改造であつて、次に掲げるもの</p>
<p>の</p>	<p>(5) 補助ボイラーに係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p> <p>3 取替え</p> <p>4 修理であつて、安全弁の取替えを伴うもの</p> <p>5 燃料運搬設備又は燃料貯蔵設備の設置</p> <p>修理であつて、火災区域構造物若しくは火災区画構造物又は消火設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>

<p>(6) 補機駆動用 燃料設備（非 常用電源設備</p>		<p>(5) 浸水防護施 設</p>
<p>(2) 補機駆動用燃料設備（非常用</p>	<p>改造であつて、次に掲げるもの (1) 燃料貯蔵設備に係るもの (3) 浸水防護施設の基本設計方針 、適用基準又は適用規格の変更 を伴うもの</p>	<p>改造であつて、次に掲げるもの (1) 外郭浸水防護設備に係るもの (2) 内郭浸水防護設備（防水区画 構造物又は区画排水設備に限 る。）に係るもの</p>
<p>の性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>	<p>修理であつて、燃料貯蔵設備に係るもの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>	<p>修理であつて、外郭浸水防護設備又は内郭浸水防護設備（防水区画構造物又は区画排水設備に限る。）に係るもの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>

<p>所</p> <p>(9) 緊急時対策</p>	<p>(8) 敷地内土木 構造物</p>	<p>(7) 非常用取水 設備</p>	<p>及び補助ボイ ラーに係るも のを除く。)</p>
<p>改造であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 緊急時対策所機能の変更を伴 うもの</p>	<p>改造</p>	<p>改造</p>	<p>電源設備及び補助ボイラーに係 るものを除く。)の基本設計方 針、適用基準又は適用規格の変 更を伴うもの</p>
	<p>修理であつて、敷地内土木構造物に係 るものの性能又は強度に影響を及ぼす もの</p>	<p>の 修理であつて、非常用取水設備に係 るものの性能又は強度に影響を及ぼすも の</p>	

	(2) 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

別表第二（第九条、第十二条、第十八条関係）

各発電用原子炉施	発電用原子炉施設の種類	
1 発電用原子炉を	一般記載事項	記載すべき事項
	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に 関係あるものに限る。）	
送電関係一覽図	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）	

設に共通

設置する工場又は事業所の名称及び所在地（都道府県郡市区町村字を記載すること。）
2 発電用原子炉施設の出力及び周波数（発電用原子炉別に記載すること。）

急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の崩壊の防止措置に関する説明書
工場又は事業所の概要を明示した地形図
主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図
単線結線図（接地線）計器用

変成器を除く。)については
電線の種類、太さ及び接地の
種類も併せて記載すること。

）
新技術の内容を十分に説明し
た書類

発電用原子炉施設の熱精算図
熱出力計算書

発電用原子炉の設置の許可と
の整合性に関する説明書

排気中及び排水中の放射性物
質の濃度に関する説明書

人が常時勤務し、又は頻繁に

出入する工場又は事業所内の
場所における線量に関する説
明書

耐震設計上重要な設備を設置
する施設に関する説明書（自
然現象への配慮に関する説明
を含む。）

放射性物質により汚染するお
それがある管理区域（第二条
第二項第四号に規定する管理
区域のうち、その場所におけ
る外部放射線に係る線量のみ
が同号の規定に基づき告示す

る線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。)並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面

取水口及び放水口に関する説明書

設備別記載事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率

、加熱面積、伝熱面積、揚程
又は吐出圧力、原動機の出力
、外径、閉止時間、漏えい率
、制限流量、落下速度、駆動
速度及び挿入時間、効率、吹
出圧力、慣性定数、回転速度
半減時間、慣性モーメント、
設定破裂圧力並びに設計温度
の設定根拠に関する説明書
環境測定装置（放射線管理用
計測装置に係るものを除く。
）の構造図及び取付箇所を明
示した図面

クラス1機器（技術基準規則
第二条第二項第三十三号口に
規定するクラス1機器をい
う。）及び炉心支持構造物の
応力腐食割れ対策に関する説
明書（クラス1機器にあつて
は、支持構造物を含めて記載
すること。）

安全設備（技術基準規則第二
条第二項第九号に規定する安
全設備をいう。）及び重大事
故等対処設備（設置許可基準
規則第二条第二項第十四号に

規定する重大事故等対処設備をいう。)が使用される条件の下における健全性に関する説明書

発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書

発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書

発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書

通信連絡設備に関する説明書

原子炉本体

沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項	及び取付箇所を明示した図面 安全避難通路に関する説明書 及び安全避難通路を明示した 図面 非常用照明に関する説明書及 び取付箇所を明示した図面 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書
項	構造図
1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数（減速材温度係数、燃料棒温度係数、減速材ボイド係数	原子炉本体の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面 監視試験片の取付箇所を明示

<p>及び出力反応度係数)並びに減速材の名称、種類及び組成</p>	<p>した図面 原子炉(圧力)容器の脆性破壊防止に関する説明書</p>
<p>2 炉心に係る次の事項</p>	<p>設計及び工事に係る品質管理</p>
<p>(1) 炉心形状(チャンネルボックスの主要寸法及び材料を付記すること。)</p>	<p>の方法等に関する説明書</p>
<p>、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径</p>	
<p>(2) 燃料材の種類、燃料集合体平均濃縮度又は富化度(初装荷及び取替の別</p>	

-
-
-
- に記載すること。）、燃料集合体最高燃焼度（初装荷及び取替の別に記載すること。）及び核燃料物質の最大装荷量
- (3) 燃料材の最高温度
- (4) 熱的制限値（最小限界出力比及び最大線出力密度）
- (5) 炉心支持構造物に係る次の事項
- イ 炉心シュラウド及びシュラウドサポートの
-

名称、種類、最高使用
圧力、最高使用温度、
主要寸法、材料及び個
数

□ 上部格子板の名称、
種類、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料及び個数

八 炉心支持板の名称、
種類、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料及び個数

二 燃料支持金具の名称

、種類、最高使用圧力 、最高使用温度、主要 寸法、材料及び個数	ホ 制御棒案内管の名称 、種類、最高使用圧力 、最高使用温度、主要 寸法、材料及び個数	3 反射材の名称、種類及び 組成	4 原子炉圧力容器に係る次 の事項	(1) 原子炉圧力容器本体の 名称、種類、最高使用圧
---------------------------------------	--	---------------------	----------------------	-------------------------------

力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所

(2) 原子炉圧力容器支持構造物に係る次の事項

イ 支持構造物の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

数	(3) 原子炉圧力容器付属構造物に係る次の事項
イ	原子炉圧力容器スタ ビライザの名称、種類 、最高使用温度、主要 寸法、材料及び個数
ロ	原子炉格納容器スタ ビライザの名称、種類 、最高使用温度、主要 寸法、材料及び個数
ハ	中性子束計測ハウジ ングの名称、種類、最

高使用圧力、最高使用 温度、主要寸法、材料 及び個数	二 制御棒駆動機構ハウ ジングの名称、種類、 最高使用圧力、最高使 用温度、主要寸法、材 料及び個数	ホ 制御棒駆動機構ハウ ジング支持金具の名称 、種類、最高使用温度 、主要寸法、材料及び 個数
----------------------------------	--	---

へ 原子炉冷却材再循環
ポンプモータケーシング
グ（改良型沸騰水型発
電用原子炉施設に係る
ものに限る。）の名称
、種類、最高使用圧力
、最高使用温度、主要
寸法、材料及び個数
ト ジェットポンプ計測
管貫通部シールの名称
、種類、最高使用圧力
、最高使用温度、主要
寸法、材料及び個数

チ 差圧検出・ほう酸水
注入配管の名称、種類
、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、
材料及び個数
リ 主蒸気流量制限器（
改良型沸騰水型発電用
原子炉施設に係るもの
に限る。）の名称、種
類、制限流量、主要寸
法、材料、個数及び取
付箇所
(4) 原子炉圧力容器内部構

造物に係る次の事項

イ 蒸気乾燥器の蒸気乾

燥器ユニット及び蒸気

乾燥器ハウジングの名

称、種類、主要寸法、

材料及び個数

ロ 気水分離器及びスタ

ンドパイプの名称、種

類、主要寸法、材料及

び個数

ハ シュラウドヘッドの

名称、種類、主要寸法

、材料及び個数

ニ ジェットポンプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数	ホ スパージャ及び内部配管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	へ 中性子束計測案内管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	5 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格	6 設計及び工事に係る品
-----------------------------	---------------------------------	-------------------------------	---------------------------	--------------

質管理の方法等に関する

次の事項

(1) 品質保証の実施に係る

組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

加圧水型発電用原子炉施設に

係るものにあつては、次の事

項

1 炉型式、定格熱出力、過

剰反応度及び反応度係数（

減速材温度係数、ドツプラ
係数、ボイド係数及び圧力
係数)並びに減速材の名称
、種類及び組成

2 炉心に係る次の事項

(1) 炉心形状、燃料集合体
数、炉心有効高さ及び炉
心等価直径

(2) 燃料材の種類、燃料材
の濃縮度又は富化度(初
装荷及び取替の別に記載
すること。)、燃料集合
体最高燃焼度(初装荷及

-
-
-
- び取替の別に記載すること。
と。) 及び核燃料物質の
最大装荷量
- (3) 燃料材の最高温度
- (4) 核的・熱的制限値(制御棒クラスタ落下時の制御棒価値及び核的エンタルピー上昇熱水路係数、制御棒クラスタ飛び出し時の制御棒価値及び熱流束熱水路係数、最大線出力密度、水平方向ピーキング係数、最大反応度添
-

加率並びに通常運転時の
最小限界熱流束比)

(5) 炉心支持構造物に係る
次の事項

イ 炉心槽の名称、種類
、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、
材料及び個数

ロ 上部炉心支持板の名
称、種類、最高使用圧
力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数

ハ 上部炉心板の名称、

種類、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料及び個数
二 上部炉心支持柱の名
称、種類、最高使用圧
力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数
ホ 下部炉心支持板の名
称、種類、最高使用圧
力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数
へ 下部炉心板の名称、
種類、最高使用圧力、

項	5 原子炉容器に係る次の事	4 熱遮蔽材の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	3 反射材の名称、種類、組成、主要寸法、材料及び個数	2 最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	1 下部炉心支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
---	---------------	--------------------------	----------------------------	----------------------	---

-
-
-
- (1) 原子炉容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所
- (2) 原子炉容器支持構造物に係る次の事項
- イ 支持構造物の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- ロ 基礎ポルトの名称、
-

種類、最高使用温度、 主要寸法、材料及び個 数	(3) 原子炉容器付属構造物 に係る次の事項	イ 原子炉容器ふた管台 の名称、種類、最高使 用圧力、最高使用温度 、主要寸法、材料及び 個数	ロ 炉内計装筒の名称、 種類、最高使用圧力、 最高使用温度、主要寸
-------------------------------	---------------------------	---	---

法、材料及び個数	(4) 原子炉容器内部構造物	に係る制御棒クラスタ案	内管の名称、種類、主要	寸法、材料及び個数	6 原子炉本体の基本設計方	針、適用基準及び適用規格	7 設計及び工事に係る品質	管理の方法等に関する次の	事項	(1) 品質保証の実施に係る	組織	(2) 保安活動の計画
----------	----------------	-------------	-------------	-----------	---------------	--------------	---------------	--------------	----	----------------	----	-------------

核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	(3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善	沸騰水型発電用原子炉施設に 係るものにあつては、次の事 項	項	1 燃料取扱設備に係る次の 事項	(1) 新燃料又は使用済燃料 を取扱う機器の名称、種 類、容量、主要寸法、材 料、個数及び取付箇所 (2) 原子炉ウエルの名称、
		核燃料物質の取扱施設及び貯 蔵施設に係る機器の配置を明 示した図面及び系統図		耐震性に関する説明書（支持 構造物を含めて記載すること）	と。 ） 強度に関する説明書（支持構 造物を含めて記載すること。 ） 構造図

種類、主要寸法及び材料	使用済燃料貯蔵槽の温度、水
(3) 使用済燃料運搬用容器	位及び漏えいを監視する装置
の名称、種類、容量、最	の構成に関する説明書、検出
高使用圧力、最高使用温	器の取付箇所を明示した図面
度、主要寸法、材料及び	並びに計測範囲及び警報動作
個数並びに放射線遮蔽材	範囲に関する説明書
の種類、主要寸法、冷却	使用済燃料貯蔵用容器の密封
方法及び材料	性を監視する装置の構成に関
2 新燃料貯蔵設備に係る次	する説明書、検出器の取付箇
の事項	所を明示した図面並びに計測
(1) 新燃料貯蔵庫（仮貯蔵	範囲及び警報動作範囲に関す
庫を含む。）の名称、種	る説明書
類、容量、主要寸法、材	燃料取扱設備、新燃料貯蔵設

料及び個数	備及び使用済燃料貯蔵設備の
(2) 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書
3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項	新燃料又は使用済燃料を取扱う機器の燃料集合体の落下防止に関する説明書
(1) 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	使用済燃料貯蔵槽及び使用済燃料貯蔵容器の冷却能力に関する説明書
(2) 使用済燃料運搬用容器ピットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書
個数	使用済燃料運搬用容器の放射

(3) 使用済燃料貯蔵ラック
線遮蔽材及び使用済燃料貯蔵

の名称、種類、容量、主
用容器の放射線遮蔽材の放射

要寸法、材料及び個数
線の遮蔽及び熱除去について

(4) 破損燃料貯蔵ラックの
の計算書

名称、種類、容量、主要
設計及び工事に係る品質管理

寸法、材料及び個数
の方法等に関する説明書

(5) 制御棒貯蔵ラックの名

称、種類、容量、主要寸

法、材料及び個数

(6) 制御棒貯蔵ハンガの名

称、種類、容量、主要寸

法、材料及び個数

(7) 使用済燃料貯蔵用容器

の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料

(8) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数

(9) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置

の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数

4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載

すること。)

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材

-
-
-
- 料、個数及び取付箇所（
常設及び可搬型の別に記
載すること。）
- (4) 貯蔵槽の名称、種類、
容量、主要寸法、材料及
び個数
- (5) スキマサージ槽の名称
、種類、容量、主要寸法
、材料及び個数
- (6) ろ過装置の名称、種類
、容量、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸法
、材料及び取付箇所
-

所（常設及び可搬型の別
に記載すること。）

(7) 主要弁の名称、種類、
最高使用圧力、最高使用
温度、主要寸法、材料、
駆動方法、個数及び取付
箇所（常設及び可搬型の
別に記載すること。）

(8) 主配管（スプレイヘッ
ダを含む。）の名称、最
高使用圧力、最高使用温
度、外径、厚さ及び材料
（常設及び可搬型の別に

記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

5 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

6 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の

事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価	(5) 保安活動の改善	加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項	項	1 燃料取扱設備に係る次の	事項	(1) 新燃料又は使用済燃料を取扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所 (2) 原子炉キャビテイ及び燃料取替キャナルの名称
-------------	-------------	-----------------------------	---	---------------	----	---

、種類、主要寸法及び材料	(3) 使用済燃料運搬用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料	2 新燃料貯蔵設備に係る次の事項	(1) 新燃料貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法、
--------------	---	---------------------	---------------------------

材料及び個数	(2) 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項	(1) 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数 (2) 使用済燃料運搬用容器ピットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
個数	

-
-
-
- (3) 使用済燃料貯蔵ラック
の名称、種類、容量、主
要寸法、材料及び個数
- (4) 破損燃料貯蔵ラックの
名称、種類、容量、主要
寸法、材料及び個数
- (5) 使用済燃料貯蔵用容器
の名称、種類、容量、最
高使用圧力、最高使用温
度、主要寸法、材料及び
個数並びに放射線遮蔽材
の種類、主要寸法、冷却
方法及び材料
-

-
-
-
- (6) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数
- (7) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数
- 4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項
- (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（
-

管側及び胴側の別に記載
すること。）、最高使用
温度（管側及び胴側の別
に記載すること。）、伝
熱面積、主要寸法、材料
、個数及び取付箇所（常
設及び可搬型の別に記載
すること。）

(2) ポンプの名称、種類、
容量、揚程又は吐出圧力
、最高使用圧力、最高使
用温度、主要寸法、材料
、個数及び取付箇所並び

-
-
-
- に原動機の種類、出力、
個数及び取付箇所（常設
及び可搬型の別に記載す
ること。）
- (3) 容器の名称、種類、容
量、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、材
料、個数及び取付箇所（
常設及び可搬型の別に記
載すること。）
- (4) 貯蔵槽の名称、種類、
容量、主要寸法、材料及
び個数
-

-
-
-
- (5) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別）に記載すること。）
- (6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別）に記載すること。）
- (7) 主配管（スプレイヘッド）
-

ダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。)

5 燃料取替用水設備に係る

次の事項

- (1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料
-

-
-
-
- 及び個数並びに原動機の
種類、出力、個数及び取
付箇所
- (2) 主配管の名称、最高使
用圧力、最高使用温度、
外径、厚さ及び材料
- 6 核燃料物質の取扱施設及
び貯蔵施設の基本設計方針
、適用基準及び適用規格
- 7 設計及び工事に係る品質
管理の方法等に関する次の
事項
- (1) 品質保証の実施に係る
-

<p>原子炉冷却系統施設</p>	<p>組織</p>
<p>(2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善</p> <p>沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項</p> <p>1 原子炉冷却材の種類及び純度並びに原子炉圧力容器本体の入口及び出口の原子炉冷却材の圧力及び温度</p>	<p>原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>蒸気タービンの給水処理系統図</p> <p>耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）</p>

<p>2 原子炉圧力容器本体の炉心の原子炉冷却材の流量及び蒸気の発生量</p>	<p>強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）</p>
<p>3 原子炉冷却材再循環設備に係る次の事項</p>	<p>構造図</p>
<p>(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、慣性定数又は回転速度、半減時間、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（インターナルポン</p>	<p>原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に関する説明書及びそ</p>

<p>プにあつては、原動機の冷却方式及び定格回転速度を付記すること。）</p>	<p>の基礎の状況を明示した図面 流体振動又は温度変動による 損傷の防止に関する説明書</p>
<p>(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所</p>	<p>非常用炉心冷却設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書 蒸気タービンの制御方法に関する説明書</p>
<p>(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p>	<p>蒸気タービンの振動管理に関する説明書 蒸気タービンの冷却水の種類</p>
<p>4 原子炉冷却材の循環設備に係る次の事項</p>	<p>及び冷却水として海水を使用しない場合は、可能取水量を</p>

<p>(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用する温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数</p>	<p>記載した書類 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p>
<p>(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の</p>	

-
-
-
- 種類、出力及び個数
- (3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (5) 主蒸気流量制限器（改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものを除く。）の名称、種類、最
-

-
-
-
- (6) 高使用圧力、最高使用温度、制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所
- (7) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数（自動減圧機能を有する場合は、その個数を付記すること。）
- と。）、取付箇所及び吹出場所
- (7) 主要弁の名称、種類、
-

-
-
-
- 最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（主蒸気隔離弁にあつては、閉止時間及び漏えい率を付記すること。）
- (8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
- 5 残留熱除去設備に係る次の事項
- (1) 冷却塔又は冷却池の種類
-

類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料

、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 圧縮機の名称、種類、

容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) 主要弁の名称、種類、

最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 主配管（使用済燃料貯蔵槽の補給及び冷却に用いるものを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記

すること。)

(8) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。

(9) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬

型の別に記載すること。

）

6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る次

の事項

(1) ポンプの名称、種類、

容量、揚程又は吐出圧力

、最高使用圧力、最高使

用温度、主要寸法、材料

、個数及び取付箇所並び

に原動機の種類、出力、

個数及び取付箇所（常設

及び可搬型の別に記載す

ること。)

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法

、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付

箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

7 原子炉冷却材補給設備に係る次の事項

(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力

-
-
-
- 、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所
- (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
- (4) 主要弁の名称、種類、
-

<p>最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所</p>	<p>(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p>	<p>8 原子炉補機冷却設備に係る次の事項</p>	<p>(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個</p>
--	---	---------------------------	--

数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力

、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

所（常設及び可搬型の別
に記載すること。）

(7) 主要弁の名称、種類、
最高使用圧力、最高使用
温度、主要寸法、材料、
駆動方法、個数及び取付
箇所（常設及び可搬型の
別に記載すること。）

(8) 主配管の名称、最高使
用圧力、最高使用温度、
外径、厚さ及び材料（常
設及び可搬型の別に記載
し、可搬型の場合は、取

付箇所を付記すること。

）

(9) 送風機の名称、種類、

容量、主要寸法、個数及

び取付箇所並びに原動機

の種類、出力、個数及び

取付箇所（常設及び可搬

型の別に記載すること。

）

(10) 排風機の名称、種類、

容量、主要寸法、個数及

び取付箇所並びに原動機

の種類、出力、個数及び

取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。

）

9 原子炉冷却材浄化設備に係る次の事項

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数

-
-
-
- (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
- (3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、
-

<p>駆動方法、個数及び取付箇所</p>	<p>(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p>	<p>10 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数</p>	<p>11 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基 本設計方針、適用基準及び適用規格</p>
----------------------	---	--	--

12	設計及び工事に係る品質
管理の方法等に関する次の	事項
(1)	品質保証の実施に係る
組織	
(2)	保安活動の計画
(3)	保安活動の実施
(4)	保安活動の評価
(5)	保安活動の改善
	加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項

<p>1 一次冷却材の種類及び純度並びに原子炉容器本体の入口及び出口の一次冷却材の圧力及び温度</p>	<p>2 原子炉容器本体の炉心の一次冷却材の流量</p>	<p>3 加圧器の圧力</p>	<p>4 一次冷却材の循環設備に係る次の事項</p>	<p>(1) 蒸気発生器（主蒸気流量制限器がある場合はその旨を記載すること。） の名称、種類、容量、最</p>
---	------------------------------	-----------------	----------------------------	---

高使用圧力（一次側、二次側、管板及び伝熱管の別に記載すること。）
最高使用温度（一次側、二次側、管板及び伝熱管の別に記載すること。）
、加熱面積、伝熱管の本数、主要寸法、材料及び個数並びに伝熱管振止め金具の種類、主要寸法、材料、個数及び取付位置
(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力

-
-
-
- 、慣性モーメント、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
- (3) 加圧器（スプレーがある場合はその旨を記載すること。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (4) 加圧器ヒータの名称、種類、容量、最高使用圧
-

-
-
-
- 力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（比例ヒータ及び後備ヒータの別に記載すること。）
- (5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所及び吹出場所
- (6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、
-

<p>駆動方法、個数及び取付箇所</p>	<p>(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p>	<p>5 主蒸気・主給水設備に係る次の事項</p>	<p>(1) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所</p>	<p>(2) 主要弁の名称、種類、</p>
----------------------	---	---------------------------	---	-----------------------

<p>最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所</p>	<p>(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p>	<p>6 余熱除去設備に係る次の事項</p>	<p>(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個</p>
--	---	----------------------------	--

数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力

、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付

箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

(8) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び

取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。

）

(9) 排風機の名称、種類、

容量、主要寸法、個数及

び取付箇所並びに原動機

の種類、出力、個数及び

取付箇所（常設及び可搬

型の別に記載すること。

）

7 非常用炉心冷却設備その

他原子炉注水設備に係る次

の事項

(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（

-
-
-
- 常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (3) 貯蔵槽（格納容器再循環サンプルを含む。）の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
- (4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (5) 安全弁及び逃がし弁の
-

名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、

外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

8 化学体積制御設備に係る

次の事項

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝

-
-
-
- 熱面積、主要寸法、材料及び個数
- (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
- (3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (4) ろ過装置の名称、種類
-

、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

-
-
-
- (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
- 9 原子炉補機冷却設備に係る次の事項
- (1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (2) 熱交換器の名称、種類
-

、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料

-
-
-
- 、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (5) 容器の名称、種類、容
-

-
-
-
- 量、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、材
料、個数及び取付箇所（
常設及び可搬型の別に記
載すること。）
- (6) ろ過装置の名称、種類
、容量、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸法
、材料及び個数
- (7) 主要弁の名称、種類、
最高使用圧力、最高使用
温度、主要寸法、材料、
駆動方法、個数及び取付
-

箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

(9) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び

<p>取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。</p>	<p>（10） 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。</p>	<p>10 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範</p>
-------------------------------	---	---

<p>囲、取付箇所及び個数</p>	<p>11 原子炉冷却系統施設（蒸</p>	<p>気タービンを除く。）の基</p>	<p>本設計方針、適用基準及び</p>	<p>適用規格</p>	<p>12 設計及び工事に係る品質</p>	<p>管理の方法等に関する次の</p>	<p>事項</p>	<p>(1) 品質保証の実施に係る</p>	<p>組織</p>	<p>(2) 保安活動の計画</p>	<p>(3) 保安活動の実施</p>	<p>(4) 保安活動の評価</p>
-------------------	-----------------------	---------------------	---------------------	-------------	-----------------------	---------------------	-----------	-----------------------	-----------	--------------------	--------------------	--------------------

(5) 保安活動の改善

蒸気タービンに係るものにあ
つては、次の事項

1 蒸気タービン本体に係る

次の事項

- (1) 種類、定格出力、気筒
数、主蒸気止め弁の入口
の圧力及び温度、再熱蒸
気止め弁の入口の圧力及
び温度、抽気圧力、抽気
量、排気圧力、回転速度
並びに被動機一体の危険
速度
-

-
-
-
- (2) 車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸の主要寸法及び材料並びに管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
- (3) 調速装置及び非常調速装置の種類並びに調速装置で制御される主要弁の種類、駆動方法及び個数
- (4) 復水器に係る次の事項
イ 種類、冷却水温度、冷気面積及び材料
ロ 空気抽出器、復水ポ
-

<p>ンプ及び冷却水ポンプ</p>	<p>の種類、容量及び個数</p>	<p>2 蒸気タービンの附属設備</p>	<p>に係る次の事項</p>	<p>(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口</p>	<p>の冷却水標準温度、設計</p>	<p>外気温度、主要寸法並び</p>	<p>に個数</p>	<p>(2) 熱交換器（湿分分離器</p>	<p>を含む。）に係る次の事</p>	<p>項</p>	<p>イ</p>	<p>種類、容量又は発生</p>
-------------------	-------------------	----------------------	----------------	----------------------------------	--------------------	--------------------	------------	-----------------------	--------------------	----------	----------	------------------

-
-
-
- (3) 蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）
、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）
、主要寸法、材料並びに個数
□ 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
給水ポンプの種類、原
-

動機の種類、出力（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあつては、取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。）
貯水設備の種類、容量及び個数並びに給水処理設備の種類、容量及び個数

(4) 管等に係る次の事項

イ 主配管の最高使用圧

力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあつては、常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合には、取付箇所を付記すること。）

ロ 蒸気だめ、ドレンタンクの最高使用圧力、

<p>最高使用温度、主要寸法及び材料</p>	<p>八</p>	<p>安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹</p>	<p>出量、個数及び取付箇所</p>	<p>3</p>	<p>蒸気タービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>4</p>	<p>設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項</p>	<p>(1) 品質保証の実施に係る</p>
------------------------	----------	----------------------------	--------------------	----------	---------------------------------	----------	----------------------------------	-----------------------

計測制御系統施設

組織	式
(2) 保安活動の計画	計測制御系統施設に係る機器
(3) 保安活動の実施	(計測装置を除く。)の配置
(4) 保安活動の評価	を明示した図面及び系統図
(5) 保安活動の改善	制御能力についての計算書(
沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)にあつては、次の事項	最大反応度価値、反応度制御
1 制御方式及び制御方法	能力、停止余裕、負の反応度
(1) 発電用原子炉の制御方	添加率、ほう酸及びほう酸水の貯蔵量並びにほう素濃度の

<p>発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系等の制御方式</p>	<p>根拠に関する説明を併記すること。）</p>
<p>(2) 発電用原子炉の制御方法</p> <p>制御棒の位置の制御方法、原子炉再循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用</p>	<p>構造図</p> <p>計測装置の構成に関する説明書、計測制御系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作</p>

<p>原子炉の圧力の制御方法 、給水の制御方法及び安 全保護系等の制御方法 2 制御材に係る次の事項</p>	<p>範囲に関する説明書 原子炉非常停止信号の作動回 路の説明図及び設定値の根拠 に関する説明書</p>
<p>(1) 制御棒の名称、種類、 組成、反応度制御能力、 停止余裕、最大反応度価 値（制御棒グループごと に引抜く場合は、グルー プ及び一本の別に記載す ること。）、主要寸法、 個数及び落下速度</p>	<p>工学的安全施設等の起動（作 動）信号の起動（作動）回路 の説明図及び設定値の根拠に 関する説明書 デジタル制御方式を使用する 安全保護系等の適用に関する 説明書 発電用原子炉の運転を管理す るための制御装置に係る制御</p>
<p>(2) ほう酸水の名称、種類</p>	<p></p>

<p>、組成、反応度制御能力 、停止余裕、負の反応度 添加率及び貯蔵量</p>	<p>方法に関する説明書 中央制御室の機能に関する説 明書、中央制御室外の原子炉</p>
<p>3 制御材駆動装置に係る次 の事項</p>	<p>停止機能及び監視機能並びに 緊急時制御室の機能に関する 説明書</p>
<p>(1) 制御棒駆動機構の名称 、種類、最高使用圧力、 最高使用温度、主要寸法 、材料、駆動方法、個数 、取付箇所、駆動速度及 び挿入時間並びに電動駆</p>	<p>安全弁の吹出量計算書（バネ 式のものに限る。） 設計及び工事に係る品質管理 の方法等に関する説明書</p>
<p>動の場合にあつては原動 機の種類、出力、個数及</p>	

び取付箇所（常設及び可
搬型の別に記載するこ
と。）

(2) 制御棒駆動水圧設備に
係る次の事項

イ ポンプの名称、種類
、容量、揚程又は吐出
圧力、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料、個数及び取
付箇所並びに原動機の
種類、出力、個数及び
取付箇所（常設及び可

搬型の別に記載すること。
)

口 容器の名称、種類、
容量、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料、個数及び取
付箇所（常設及び可搬
型の別に記載するこ
と。
)

八 ろ過装置の名称、種
類、容量、最高使用圧
力、最高使用温度、主
要寸法、材料、個数及

び取付箇所（常設及び
可搬型の別に記載する
こと。）

二 主要弁の名称、種類
、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、
材料、駆動方法、個数
及び取付箇所（常設及
び可搬型の別に記載す
ること。）

ホ 主配管の名称、最高
使用圧力、最高使用温
度、外径、厚さ及び材

料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

4 ほう酸水注入設備に係る次の事項

- (1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設
-

及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の

別に記載すること。)

(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。)

5 計測装置に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)

(1) 起動領域計測装置(中

性
子
源
領
域
計
測
装
置
、
中
間
領
域
計
測
装
置
）
及
び
出
力
領
域
計
測
装
置
の
名
称
、
検
出
器
の
種
類
、
計
測
範
圍
、
個
数
及
び
取
付
箇
所
（
常
設
及
び
可
搬
型
の
別
に
記
載
す
る
こ
と
。）

(2) 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む。）を計測する装置の名称、検出器の種類、計

測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を

-
-
-
- 計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (5) 原子炉冷却材浄化設備に係る原子炉冷却材の水質を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (6) 原子炉冷却材再循環流
-

量（改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、炉心流量）を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 制御棒の位置を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）

と。)

(8) 制御棒駆動水の圧力を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(9) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

-
-
-
- (10) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (11) 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
-

6 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
、原子炉非常停止に要する信号の個数及び設定値並びに原子炉非常停止信号を発信させない条件

7 工学的安全施設等の起動信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
、工学的安全施設

等の起動に要する信号の個
数及び設定値並びに工学的
安全施設等の起動信号を發
信させない条件

8 制御用空気設備に係る次
の事項

(1) 圧縮機の名称、種類、
容量、吐出圧力、主要寸
法、個数及び取付箇所並
びに原動機の種類、出力
、個数及び取付箇所（常
設及び可搬型の別に記載
すること。）

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用

温度、主要寸法、材料、
駆動方法、個数及び取付
箇所（常設及び可搬型の
別に記載すること。）

(5) 主配管の名称、最高使
用圧力、最高使用温度、
外径、厚さ及び材料（常
設及び可搬型の別に記載
し、可搬型の場合は、取
付箇所を付記すること。

9 原子炉冷却材再循環ポン
プ電源装置に係る次の事項

(1) 原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置の名称、種類、容量、主要寸法、電圧、相、周波数、個数及び取付箇所（電圧、相及び周波数は入力及び出力の別に記載すること。）

(2) 原子炉冷却材再循環ポンプMGセットの名称、発電機の種類、容量、主要寸法、回転速度及び個数並びに原動機の種類、

容量、主要寸法、電圧、
個数及び取付箇所（可変
流体継手を有する場合は
、種類、出力、すくい管
速度及び個数を記載する
こと。）

10 計測制御系統施設（発電
用原子炉の運転を管理する
ための制御装置を除く。）
の基本設計方針、適用基準
及び適用規格

11 設計及び工事に係る品質
管理の方法等に関する次の

事項	(1) 品質保証の実施に係る
組織	(2) 保安活動の計画
	(3) 保安活動の実施
	(4) 保安活動の評価
	(5) 保安活動の改善
<p>加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあつては、次の事項</p>	1 制御方式及び制御方法

-
-
-
- (1) 発電用原子炉の制御方式
- 発電用原子炉の反応度の制御方式、加圧器の圧力、加圧器の水位の制御方式及び安全保護系等の制御方式
- (2) 発電用原子炉の制御方法
- 制御棒の位置の制御方法（一次冷却材の温度の制御を含む。）、一次冷却材のほう素濃度の制御
-

<p>方法、加圧器の圧力、加圧器の水位の制御方法及び安全保護系等の制御方法</p>	<p>2 制御材に係る次の事項</p>	<p>(1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、主要寸法及び個数</p>	<p>(2) ほう酸の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、貯蔵量、負の反応度添加率及び出力運</p>
---	-------------------------	---	--

転時のほう素濃度

(3) バーナブルポイズンの

名称、種類、組成、反応

度制御能力、主要寸法及

び個数

3 制御棒駆動装置の名称、

種類、最高使用圧力、最高

使用温度、主要寸法、材料

、駆動方法、個数、取付箇

所、駆動速度及び挿入時間

並びに原動機の種類、出力

、個数及び取付箇所（常設

及び可搬型の別に記載する

こと。)

4 ほう酸注入機能を有する
設備に係る次の事項

- (1) ポンプの名称、種類、
容量又は注入速度、揚程
又は吐出圧力、最高使用
圧力、最高使用温度、主
要寸法、材料、個数及び
取付箇所並びに原動機の
種類、出力、個数及び取
付箇所（常設及び可搬型
の別に記載すること。）
- (2) 容器の名称、種類、容
-

量、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、材
料、個数及び取付箇所（
常設及び可搬型の別に記
載すること。）

(3) ろ過装置の名称、種類
、容量、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸法
、材料、個数及び取付箇
所（常設及び可搬型の別
に記載すること。）

(4) 主要弁の名称、種類、
最高使用圧力、最高使用

温度、主要寸法、材料、
駆動方法、個数及び取付
箇所（常設及び可搬型の
別に記載すること。）

(5) 主配管の名称、最高使
用圧力、最高使用温度、
外径、厚さ及び材料（常
設及び可搬型の別に記載
し、可搬型の場合は、取
付箇所を付記すること。

5 ほう素熱再生設備に係る

次の事項

-
-
-
- (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数
- (2) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (3) 主配管の名称、最高使
-

<p>用圧力、最高使用温度、 外径、厚さ及び材料</p>	<p>6 計測装置に係る次の事項 （警報装置を有する場合は 、その動作範囲を付記する こと。）</p>
<p>(1) 中性子源領域計測装置 、中間領域計測装置及び 出力領域計測装置の名称 、検出器の種類、計測範 囲、個数及び取付箇所（ 常設及び可搬型の別に記 載すること。）</p>	

-
-
-
- (2) 原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む。）を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (3) 加圧器内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（
-

常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 蒸気発生器内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設

及び可搬型の別に記載すること。）

(6) 主蒸気の圧力、温度又は流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬

型の別に記載すること。

）

(8) 原子炉格納容器本体の
水位を計測する装置の名
称、検出器の種類、計測
範囲、個数及び取付箇所
（常設及び可搬型の別に
記載すること。）

(9) 二次格納施設内の水素
ガス濃度を計測する装置
の名称、検出器の種類、
計測範囲、個数及び取付
箇所（常設及び可搬型の

別に記載すること。）

7 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
、原子炉非常停止に要する信号の個数及び設定値並びに原子炉非常停止信号を発生させない条件

8 工学的安全施設等の作動信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載する

こと。）、工学的安全施設等の作動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設等の作動信号を発生させない条件

9 制御用空気設備に係る次の事項

(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載

すること。)

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 主要弁の名称、種類、

10

計測制御系統施設（発電

）

付箇所を付記すること。

し、可搬型の場合は、取

設及び可搬型の別に記載

外径、厚さ及び材料（常

用圧力、最高使用温度、

(5) 主配管の名称、最高使

別に記載すること。）

箇所（常設及び可搬型の

駆動方法、個数及び取付

温度、主要寸法、材料、

最高使用圧力、最高使用

-
-
-
- 用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 11 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善
-

放射性廃棄物の廃棄施設

<p>発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの にあつては次の事項</p>	<p>1 制御方式</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>3 緊急時制御室操作機能</p> <p>1 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備に係る次の事項</p> <p>(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び系統図</p>
	<p>放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器（流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置並びに排気筒を除く。）の配置を明示した図面</p>

<p>及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数</p>	<p>排気筒の設置場所を明示した図面</p>
<p>(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法</p>	<p>耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）</p>
<p>(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法</p>	<p>強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）</p>
<p>(4) 過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、</p>	<p>排気筒の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面（自立型のものに限る。）</p>

<p>最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</p>	<p>流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及び施設外</p>
<p>(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p>	<p>への漏えい防止能力についての計算書</p>
<p>(6) 廃棄物貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法及び材料</p>	<p>固体廃棄物処理設備における放射性物質の散逸防止に関する説明書</p>
<p>2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備に係る次の事項 (機器がある処理能力を発揮することを目的として一体となった装置を構成する</p>	<p>放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置の構成に関する説明書、検</p>

<p>場合は、その装置の名称、種類、処理能力及び個数を付記すること。）</p>	<p>出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p>
<p>(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数</p>	<p>設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p>
<p>(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力</p>	

(真空ポンプにあつては到達真空度)、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(3) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(4) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材

料及び個数並びに漏えい
防止のための制御方法

(5) 流体状の放射性廃棄物
の運搬用容器（放射性物
質の濃度が三十七ミリベ
クレル毎立方センチメー
トル（流体が液体の場合
にあつては、三十七キロ
ベクレル毎立方センチメ
ートル）以上の流体状の
放射性廃棄物を内包する
ものに限る。）の名称、
種類、容量、最高使用圧

力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料

(6) 固体状の放射性廃棄物（原子炉冷却材圧力バウングリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。）の運搬用容器の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個

-
-
-
- 数並びに放射線遮蔽材の
種類、冷却方法、主要寸
法及び材料
- (7) 貯蔵槽の名称、種類、
容量、主要寸法、材料及
び個数並びに漏えい防止
のための制御方法
- (8) ろ過装置の名称、種類
、容量、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸法
、材料及び個数
- (9) 主要弁の名称、種類、
最高使用圧力、最高使用
-

-
-
-
- 温度、主要寸法、材料、
駆動方法、個数及び取付
箇所
- (10) 主配管の名称、最高使
用圧力、最高使用温度、
外径、厚さ及び材料
- (11) 送風機の名称、種類、
容量、主要寸法及び個数
並びに原動機の種類、出
力及び個数
- (12) 排風機の名称、種類、
容量、主要寸法及び個数
並びに原動機の種類、出
-

力及び個数

(13) ブロワの名称、種類、

容量、主要寸法及び個数

並びに原動機の種類、出

力及び個数

(14) 減容・固化設備に係る

焼却装置、溶融装置、圧

縮装置、アスファルト固

化装置、セメント固化装

置、ガラス固化装置又は

プラスチック固化装置に

係る主要機器のうち(1)か

ら(13)までに掲げるもの以

<p>の事項</p>	<p>3</p>	<p>堰その他の設備に係る次</p> <p>載すること。</p> <p>(内筒及び外筒の別に記</p> <p>主要寸法、材料及び個数</p> <p>(16) 排気筒の名称、種類、</p> <p>主要寸法、材料及び個数</p> <p>(15) 排気口の名称、種類、</p> <p>力及び個数</p> <p>並びに原動機の種類、出</p> <p>主要寸法、材料及び個数</p> <p>類、容量又は処理能力、</p> <p>外の主要機器の名称、種</p>
------------	----------	--

(1) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物（気体状のものを除く。以下同じ。）を内包する容器（放射性物質の濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。）からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するために施設する堰の名称、主

要寸法、材料及び取付箇
所並びに床面及び壁面の
塗装の範囲及び材料

(2) 原子炉格納容器本体外
に設置される流体状の放
射性廃棄物を内包する容
器からの流体状の放射性
廃棄物の施設外への漏え
いを防止するために施設
する堰（放射性廃棄物運
搬用容器にあつては、流
体状の放射性廃棄物の施
設外への漏えいを防止す

5 放射性廃棄物の廃棄施設	5 原子炉格納容器本体外の 廃棄物貯蔵設備又は廃棄物 処理設備からの流体状の放 射性廃棄物の漏えいの検出 装置又は自動警報装置の名 称、種類、計測範囲、取付 箇所及び個数
	4 るために施設する設備） の名称、主要寸法、材料 及び取付箇所並びに床面 及び壁面の塗装の範囲及 び材料

放射線管理施設

の基本設計方針、適用基準
及び適用規格

6 設計及び工事に係る品質
管理の方法等に関する次の

事項

(1) 品質保証の実施に係る

組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

沸騰水型発電用原子炉施設に
係るものにあつては、次の事

放射線管理施設に係る機器（

放射線管理用計測装置を除

項	1	放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）	く。）の配置を明示した図面及び系統図
		(1) プロセスモニタリング設備に係る次の事項	放射線管理用計測装置の構成に関する説明書
		イ 主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置	放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
		置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書
		別を記載し、監視・記	耐震性に関する説明書（支持

<p>録の場所を付記すること。) 及び個数</p>	<p>構造物を含めて記載すること。)</p>
<p>ロ 原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、</p>	<p>強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）</p>
<p>検出器の種類、計測範</p>	<p>構造図</p>
<p>囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び</p>	<p>生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関する説明書</p>
<p>個数</p>	<p>設計及び工事に係る品質管理</p>
<p>ハ 放射性物質により汚染するおそれがある管</p>	<p>の方法等に関する説明書</p>

理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

(2) エリアモニタリング設備に係る次の事項

イ 中央制御室の線量当

量率を計測する装置の
名称、検出器の種類、
計測範囲、取付箇所（
常設及び可搬型の別を
記載し、監視・記録の
場所を付記すること。
）及び個数

□ 緊急時制御室の線量
当量率を計測する装置
の名称、検出器の種類
、計測範囲、取付箇所
（常設及び可搬型の別
を記載し、監視・記録

-
-
-
- の場所を付記すること。) 及び個数
- 八 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数
- 二 使用済燃料貯蔵槽工リアの線量当量率を計測する装置の名称、検
-

出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

水 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所

(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数

(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数

(4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及

び取付箇所

2 換気設備（中央制御室、

緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの（非常用のものに限る。）並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するものの。一時的に設置する可搬型のものを除く。）に係る次の事項

(1) 主要弁の名称、種類、

最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

(3) 送風機の名称、種類、

容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。

）

(4) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。
）並びに設計上の空気の

流入率

(5) フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

3 生体遮蔽装置（一次遮蔽、二次遮蔽、補助遮蔽、中央制御室遮蔽、原子炉遮蔽

並びに緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材及び一時的に設置するものを除く。）の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料

4 放射線管理施設の基本設

計方針、適用基準及び適用規格	5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
	(1) 品質保証の実施に係る組織
	(2) 保安活動の計画
	(3) 保安活動の実施
	(4) 保安活動の評価
	(5) 保安活動の改善
加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事	

項

1 放射線管理用計測装置に

係る次の事項（警報装置を
有する場合は、その動作範
囲を付記すること。）

(1) プロセスモニタリング
設備に係る次の事項

イ 主蒸気管中の放射性
物質濃度を計測する装
置の名称、検出器の種
類、計測範囲、取付箇
所（常設及び可搬型の
別を記載し、監視・記

録の場所を付記すること。
）及び個数

ロ 原子炉格納容器本体
内の放射性物質濃度を
計測する装置の名称、
検出器の種類、計測範
囲、取付箇所（常設及
び可搬型の別を記載し
、監視・記録の場所を
付記すること。）及び
個数

ハ 蒸気発生器ブローダ
ウン水中の放射性物質

濃度を計測する装置の
名称、検出器の種類、
計測範囲、取付箇所（
常設及び可搬型の別を
記載し、監視・記録の
場所を付記すること。
）及び個数

二 復水器排ガス中の放
射性物質濃度を計測す
る装置の名称、検出器
の種類、計測範囲、取
付箇所（常設及び可搬
型の別を記載し、監視

・記録の場所を付記すること。) 及び個数

ホ 一次冷却材抽出水中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数

へ 放射性物質により汚染するおそれがある管

理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

(2) エリアモニタリング設備に係る次の事項

イ 中央制御室の線量当

量率を計測する装置の
名称、検出器の種類、
計測範囲、取付箇所（
常設及び可搬型の別を
記載し、監視・記録の
場所を付記すること。
）及び個数

□ 緊急時制御室の線量
当量率を計測する装置
の名称、検出器の種類
、計測範囲、取付箇所
（常設及び可搬型の別
を記載し、監視・記録

-
-
-
- の場所を付記すること。) 及び個数
- 八 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数
- 二 原子炉格納容器本体内の線量当量率を計測する装置の名称、検出
-

器の種類、計測範囲、
取付箇所（常設及び可
搬型の別を記載し、監
視・記録の場所を付記
すること。）及び個数
ホ 使用済燃料貯蔵槽工
リアの線量当量率を計
測する装置の名称、検
出器の種類、計測範囲
、取付箇所（常設及び
可搬型の別を記載し、
監視・記録の場所を付
記すること。）及び個

(3) 固定式周辺モニタリン	数 へ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別）を記載し、監視・記録の場所を付記すること。及び個数
-------------------	--

<p>グ設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数</p>	<p>(4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所</p>	<p>2 換気設備（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの（非常用のものに限る。）並びに</p>
--	--	--

放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。) に係る次の事項

- (1) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

-
-
-
- (2) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）
- (3) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
-

-
-
-
- （4）排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。
- （5）並びに設計上の空気の流入率
- （5）フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置
-

するものに限る。)の名
称、種類、効率、主要寸
法、個数及び取付箇所()
常設及び可搬型の別に記
載すること。

3 生体遮蔽装置(一次遮蔽
、二次遮蔽、補助遮蔽、中
央制御室遮蔽、外部遮蔽並
びに緊急時制御室及び緊急
時対策所において従事者等
の放射線防護を目的として
設置するものに限る。使用
済燃料運搬用容器の放射線

事項	5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の	規格	4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用	法及び材料 、種類、主要寸法、冷却方法及び材料 するものを除く。）の名称 線遮蔽材及び一時的に設置 性廃棄物運搬用容器の放射 容器の放射線遮蔽材、放射 遮蔽材、使用済燃料貯蔵用
----	---------------------------	----	---------------------------	--

-
-
-
- (1) 品質保証の実施に係る
組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善
- 黒鉛減速炭酸ガス冷却型発電
用原子炉施設に係るものにあ
つては、次の事項
- 1 放射線管理用計測装置に
係る次の事項（警報装置を
有する場合は、その動作範
囲を付記すること。）
-

-
-
-
- (1) プロセスモニタリング設備（放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置に限る。）の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
- (2) エリアモニタリング設備に係る次の事項
-

イ 中央制御室の線量当
量率を計測する装置の
名称、検出器の種類、
計測範囲、取付箇所（
監視・記録の場所を付
記すること。）及び個
数

ロ 放射性物質により汚
染するおそれがある管
理区域内の人の放射線
防護を目的として線量
当量率を計測する装置
の名称、検出器の種類

-
-
-
- 、計測範囲、取付箇所
（監視・記録の場所を
付記すること。）及び
個数
- (3) 固定式周辺モニタリン
グ設備の名称、検出器の
種類、計測範囲、取付箇
所（監視・記録の場所を
付記すること。）及び個
数
- (4) 移動式周辺モニタリン
グ設備の名称、検出器の
種類、計測範囲及び個数
-

原子炉格納施設

-
- 2 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
- (1) 品質保証の実施に係る組織
 - (2) 保安活動の計画
 - (3) 保安活動の実施
 - (4) 保安活動の評価
 - (5) 保安活動の改善
- 沸騰水型発電用原子炉施設に
-

原子炉格納施設に係る機器の

係るものにあつては、次の事	配置を明示した図面及び系統
項	図
1 原子炉格納容器に係る次の事項	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
<p>(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数（ドライウエール及びサプレッションプールの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料を付記すること。</p>	<p>と。）強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）構造図 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（原子炉格納容器本体の脆性破壊防止に関する説明を併せて記載すること。）</p>

力、最高使用温度、構成、主要寸法及び材料	2	項	(1) 原子炉建屋原子炉棟の名称、種類、設計気密度、主要寸法、材料及び個数 (2) 機器搬出入口の名称、主要寸法及び個数 (3) エアロツクの名称、主要寸法及び個数 (4) 原子炉建屋基礎スラブ
----------------------	---	---	--

<p>の名称、種類、主要寸法及び材料</p>	<p>3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項</p>
<p>(1) 真空破壊装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所</p>	<p>(2) ダイヤフラムフロアの名称、種類、設計差圧、主要寸法及び材料</p>
<p>(3) ダウンカマの名称、種類、最高使用圧力、最高</p>	

-
-
-
- 使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (4) ベント管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (5) ベントヘッドの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (6) 原子炉格納容器安全設備に係る次の事項
- イ 冷却塔又は冷却池の
-

種類、容量、入口及び
出口の冷却水標準温度
、設計外気温度、主要
寸法、個数並びに取付
箇所（常設及び可搬型
の別に記載すること。

）

口 熱交換器の名称、種
類、容量、最高使用圧
力（管側及び胴側の別
に記載すること。）
、
最高使用温度（管側及
び胴側の別に記載する

こと。）、伝熱面積、
主要寸法、材料、個数
及び取付箇所（常設及
び可搬型の別に記載す
ること。）
八 ポンプの名称、種類
、容量、揚程又は吐出
圧力、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料、個数及び取
付箇所並びに原動機の
種類、出力、個数及び
取付箇所（常設及び可

搬型の別に記載すること。
)

二 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。
)

ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸

法、材料、個数及び取
付箇所（常設及び可搬
型の別に記載するこ
と。）
へ 貯蔵槽の名称、種類
、容量、最高使用圧力
、最高使用温度、主要
寸法、材料及び個数
ト ろ過装置の名称、種
類、容量、最高使用圧
力、最高使用温度、主
要寸法、材料、個数及
び取付箇所（常設及び

可搬型の別に記載すること。）

チ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

リ 主配管（スプレヘッダを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ

及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

又 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ル 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個

数及び取付箇所並びに
原動機の種類、出力、
個数及び取付箇所（常
設及び可搬型の別に記
載すること。）

(7) 放射性物質濃度制御設
備及び可燃性ガス濃度制
御設備並びに格納容器再
循環設備に係る次の事項

イ 冷却塔又は冷却池の
種類、容量、入口及び
出口の冷却水標準温度
、設計外気温度、主要

寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

□ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及

び可搬型の別に記載する
こと。)

ハ ポンプの名称、種類、
容量、揚程又は吐出
圧力、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料、個数及び取
付箇所並びに原動機の
種類、出力、個数及び
取付箇所（常設及び可
搬型の別に記載するこ
と。）

ニ 圧縮機の名称、種類

、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ホ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）

と。

へ 容器の名称、種類、

容量、最高使用圧力、

最高使用温度、主要寸

法、材料、個数及び取

付箇所（常設及び可搬

型の別に記載するこ

と。

ト 蒸発器の名称、種類

、容量、最高使用圧力

、最高使用温度、主要

寸法、材料、個数及び

取付箇所（常設及び可

搬型の別に記載すること。
チ 加温器の名称、種類
、容量、最高使用圧力
、最高使用温度、主要
寸法、材料、個数及び
取付箇所（常設及び可
搬型の別に記載するこ
と。）
リ 主要弁の名称、種類
、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、
材料、駆動方法、個数

及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

又 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

ル ブロワの名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに

原動機の種類、出力、
個数及び取付箇所（常
設及び可搬型の別に記
載すること。）
ヲ 再結合装置の名称、
種類、容量、最高使用
圧力、最高使用温度、
再結合効率、主要寸法
、材料、個数及び取付
箇所並びに電熱器の名
称、種類、容量、個数
及び取付箇所（常設及
び可搬型の別に記載す

ること。)

ワ 送風機の名称、種類
、容量、主要寸法、個
数及び取付箇所並びに
原動機の種類、出力、
個数及び取付箇所（常
設及び可搬型の別に記
載すること。）

カ 排風機の名称、種類
、容量、主要寸法、個
数及び取付箇所並びに
原動機の種類、出力、
個数及び取付箇所（常

-
-
-
- 設及び可搬型の別に記載すること。
- ヨ フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (8) 原子炉格納容器調気設備に係る次の事項
- イ 容器の名称、種類、
-

容量、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料及び個数

ロ 蒸発器の名称、種類
、容量、最高使用圧力
、最高使用温度、主要
寸法、材料及び個数

ハ 加温器の名称、種類
、容量、最高使用圧力
、最高使用温度、主要
寸法、材料及び個数

ニ 主要弁の名称、種類
、最高使用圧力、最高

使用温度、主要寸法、 材料、駆動方法、個数 及び取付箇所	ホ 主配管の名称、最高 使用圧力、最高使用温 度、外径、厚さ及び材 料	(9) 圧力逃がし装置に係る 次の事項	イ 容器の名称、種類、 容量、最高使用圧力、 最高使用温度、主要寸 法、材料、個数及び取
------------------------------------	--	------------------------	---

付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

二 主配管の名称、最高
使用圧力、最高使用温
度、外径、厚さ及び材
料（常設及び可搬型の
別に記載し、可搬型の
場合は、取付箇所を付
記すること。）

ホ 排風機の名称、種類
、容量、主要寸法、個
数及び取付箇所並びに
原動機の種類、出力、
個数及び取付箇所（常
設及び可搬型の別に記

載すること。）

へ フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

5 設計及び工事に係る品質

の事項	1	項	係るものにあつては、次の事	加圧水型発電用原子炉施設に	(5)	(4)	(3)	(2)	組織	(1)	事項	管理の方法等に関する次の
	原子炉格納容器に係る次				保安活動の改善	保安活動の評価	保安活動の実施	保安活動の計画		品質保証の実施に係る		

-
-
-
- (1) 原子炉格納容器本体の
名称、種類、最高使用圧
力、最高使用温度、設計
漏えい率、主要寸法、材
料及び個数
- (2) 機器搬出入口の名称、
最高使用圧力、最高使用
温度、主要寸法、材料及
び個数
- (3) エアロックの名称、最
高使用圧力、最高使用温
度、主要寸法、材料及び
個数
-

-
-
-
- (4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、構成、主要寸法及び材料
- 2 二次格納施設に係る次の事項
- (1) プレストレストコンクリート製格納容器に係るアニュラス区画構造物の名称、種類、設計負圧、設計温度、主要寸法及び
-

材料

(2) 鋼製格納容器に係る次の事項

イ 外周コンクリート壁の名称、種類、主要寸法及び材料

ロ アニユラスシールの名称、種類、設計圧力、設計温度及び材料

(3) ハイブリッド型格納容器に係る外周コンクリート壁の名称、種類、設計圧力、主要寸法及び材料

-
-
-
- 3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項
- (1) 格納容器安全設備に係る次の事項
- イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。
- ロ 熱交換器の名称、種
-

類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

八 ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、

最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び可搬型の別に記載すること。

二 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬

型の別に記載すること。
と。）
ホ 容器の名称、種類、
容量、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料、個数及び取
付箇所（常設及び可搬
型の別に記載すること。
と。）
へ 貯蔵槽の名称、種類
、容量、最高使用圧力
、最高使用温度、主要
寸法、材料及び個数

ト 安全弁及び逃がし弁
の名称、種類、吹出圧
力、吹出量、主要寸法
、材料、駆動方法、個
数及び取付箇所（常設
及び可搬型の別に記載
すること。）
チ 主要弁の名称、種類
、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、
材料、駆動方法、個数
及び取付箇所（常設及
び可搬型の別に記載す

ること。)

リ 主配管の名称、最高
使用圧力、最高使用温
度、外径、厚さ及び材
料（常設及び可搬型の
別に記載し、可搬型の
場合は、取付箇所を付
記すること。）

又 送風機の名称、種類
、容量、主要寸法、個
数及び取付箇所並びに
原動機の種類、出力、
個数及び取付箇所（常

設及び可搬型の別に記載すること。）

ル 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) アイスクонденサ設備に係る次の事項

イ 上部、下部及びアイスクонденサのコンパ

<p> ー トメントの主要寸法 及び材料 </p>	<p> 口 下部入口ドア、中間 デッキドア及び上部デ ッキドアの主要寸法及 び材料 </p>	<p> ハ アイスバスケットの 種類、主要寸法、材料 及び個数 </p>	<p> ニ エアリターンファン の名称、種類、容量、 主要寸法及び個数 </p>	<p> ホ 空気冷却ファンクー </p>
---	--	---	---	---

-
-
-
- ラの名称、種類、容量
、主要寸法及び個数
へ ドレン管の主要寸法
、材料及び個数
- (3) 真空逃がし装置の名称
、種類、主要寸法、材料
、駆動方法、個数及び取
付箇所
- (4) 放射性物質濃度制御設
備及び可燃性ガス濃度制
御設備並びに格納容器再
循環設備に係る次の事項
イ 冷却塔又は冷却池の
-

種類、容量、入口及び
出口の冷却水標準温度
、設計外気温度、主要
寸法、個数並びに取付
箇所（常設及び可搬型
の別に記載すること。

）

口 熱交換器の名称、種
類、容量、最高使用圧
力（管側及び胴側の別
に記載すること。）
、
最高使用温度（管側及
び胴側の別に記載する

こと。）、伝熱面積、
主要寸法、材料、個数
及び取付箇所（常設及
び可搬型の別に記載す
ること。）
八 ポンプの名称、種類
、容量、揚程又は吐出
圧力、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料、個数及び取
付箇所並びに原動機の
種類、出力、個数及び
取付箇所（常設及び可

搬型の別に記載すること。
)

二 圧縮機の名称、種類
、容量、吐出圧力、主
要寸法、個数及び取付
箇所並びに原動機の種
類、出力、個数及び取
付箇所（常設及び可搬
型の別に記載すること。
)

ホ 加熱器の名称、種類
、容量、最高使用圧力
、最高使用温度、主要

寸法、材料、個数及び
取付箇所（常設及び可
搬型の別に記載するこ
と。）

へ 容器の名称、種類、
容量、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料、個数及び取
付箇所（常設及び可搬
型の別に記載するこ
と。）

ト 蒸発器の名称、種類
、容量、最高使用圧力

、最高使用温度、主要
寸法、材料、個数及び
取付箇所（常設及び可
搬型の別に記載するこ
と。）

チ 加温器の名称、種類
、容量、最高使用圧力
、最高使用温度、主要
寸法、材料、個数及び
取付箇所（常設及び可
搬型の別に記載するこ
と。）

リ 主要弁の名称、種類

、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、
材料、駆動方法、個数
及び取付箇所（常設及
び可搬型の別に記載す
ること。）
又 主配管の名称、最高
使用圧力、最高使用温
度、外径、厚さ及び材
料（常設及び可搬型の
別に記載し、可搬型の
場合は、取付箇所を付
記すること。）

ル 再結合装置の名称、
種類、容量、最高使用
圧力、最高使用温度、
再結合効率、主要寸法
、材料、個数及び取付
箇所並びに電熱器の名
称、種類、容量、個数
及び取付箇所（常設及
び可搬型の別に記載す
ること。）
ヲ ブロワの名称、種類
、容量、主要寸法、個
数及び取付箇所並びに

原動機の種類、出力、
個数及び取付箇所（常
設及び可搬型の別に記
載すること。）

ワ 送風機の名称、種類
、容量、主要寸法、個
数及び取付箇所並びに
原動機の種類、出力、
個数及び取付箇所（常
設及び可搬型の別に記
載すること。）

カ 排風機の名称、種類
、容量、主要寸法、個

数及び取付箇所並びに
原動機の種類、出力、
個数及び取付箇所（常
設及び可搬型の別に記
載すること。）

ヨ フィルター（公衆の
放射線障害の防止を目
的として設置するもの
に限る。）の名称、種
類、効率、主要寸法、
個数及び取付箇所（常
設及び可搬型の別に記
載すること。）

(5) 圧力逃がし装置に係る

次の事項

イ 容器の名称、種類、

容量、最高使用圧力、

最高使用温度、主要寸

法、材料及び個数及び

取付箇所（常設及び可

搬型の別に記載するこ

と。）

ロ 主要弁の名称、種類

、最高使用圧力、最高

使用温度、主要寸法、

材料、駆動方法、個数

及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

八 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

二 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

ホ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
へ フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常

<p>設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項</p>	<p>(1) 品質保証の実施に係る組織</p> <p>(2) 保安活動の計画</p> <p>(3) 保安活動の実施</p> <p>(4) 保安活動の評価</p>
--------------------------	------------------------------------	------------------------------------	--

その他発電用原子炉の附属施設	1 非常用電源設備
----------------	-----------

(5) 保安活動の改善	1 常用電源設備との切換方法	非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統
	2 非常用発電装置に係る次の事項	非常用発電装置の出力の決定
	(1) ガスタービンに係る次の事項	に関する説明書
	イ ガスタービンの種類	燃料系統図
	、出力、入口及び出口	耐震性に関する説明書
	の圧力及び温度、設計	強度に関する説明書
	外気温度、回転速度、	構造図
		安全弁の吹出量計算書（パネ

<p>被動機一体の危険速度、排出ガス量、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>式のものに限る。） 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p>
<p>ロ 主要な管の主要寸法及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）</p>	
<p>ハ 調速装置及び非常調速装置の種類</p>	
<p>ニ ガスタービンに附属</p>	

する熱交換器の種類、
入口及び出口の温度、
最高使用圧力（一次側
及び二次側の別に記載
すること。）、最高使
用温度（一次側及び二
次側の別に記載するこ
と。）、主要寸法、材
料、個数並びに取付箇
所（常設及び可搬型の
別に記載すること。）
ホ ガスタービンに附属
する空気圧縮機及びガ

ス圧縮機に係る次の事項

1 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

2 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所

(常設及び可搬型の別に記載すること。)

)

3 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

4 冷却塔又は冷却池の種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記

載すること。）

へ 空気冷却器に係る次

の事項

1 種類、入口及び出

口の温度、個数並び

に取付箇所（常設及

び可搬型の別に記載

すること。）

2 中間冷却器の最高

使用圧力、主要寸法

及び材料

ト ガスタービンに附属

する管に係る次の事項

-
-
-
- 1 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）
- 2 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載す
-

ること。

(2) 内燃機関に係る次の事

項

イ 機関の名称、種類、

出力、回転速度、燃料

の種類及び使用量、個

数並びに取付箇所並び

に過給機の種類、出口

の圧力、回転速度、個

数及び取付箇所（常設

及び可搬型の別に記載

すること。）

ロ 调速装置及び非常調

速装置の名称及び種類

八 内燃機関に附属する
冷却水設備の名称、種
類、容量、個数及び取
付箇所（常設及び可搬
型の別に記載するこ
と。）

二 内燃機関に附属する
空気圧縮設備に係る次
の事項

1 空気だめの名称、
種類、容量、最高使
用圧力、最高使用温

-
-
-
- 度、主要寸法、材
、個数及び取付箇所
（常設及び可搬型の
別に記載すること。
）
- 2 空気のための安全弁
の名称、種類、吹出
圧力、吹出量、主要
寸法、材料、個数及
び取付箇所（常設及
び可搬型の別に記載
すること。）
- 3 圧縮機の名称、種
-

類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別）に記載すること。）

ホ 燃料デイトンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設

及び可搬型の別に記載
すること。）

(3) ガスタービン及び内燃
機関以外を用いた発電装
置の名称、電圧、電流、
主要寸法及び取付箇所（
常設及び可搬型の別に記
載すること。）

(4) 燃料設備に係る次の事
項
イ ポンプの名称、種類
、容量、揚程又は吐出
圧力、最高使用圧力、

最高使用温度、主要寸
法、材料、個数及び取
付箇所並びに原動機の
種類、出力、個数及び
取付箇所（常設及び可
搬型の別に記載するこ
と。）
□ 容器の名称、種類、
容量、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料、個数及び取
付箇所（常設及び可搬
型の別に記載するこ

と。

八 貯蔵槽の名称、種類

、容量、最高使用圧力

、最高使用温度、主要

寸法、材料及び個数

二 主配管の名称、最高

使用圧力、最高使用温

度、外径、厚さ及び材

料（常設及び可搬型の

別に記載し、可搬型の

場合は、取付箇所を付

記すること。）

(5) 発電機に係る次の事項

イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

-
-
-
- 八 保護継電装置の名称及び種類
- 二 原動機との連結方法
- (6) 冷却設備に係る次の事項
- イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数
-

及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

口 ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

八 ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

二 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載す

ること。)

水 主配管の名称、最高
使用圧力、最高使用温
度、外径、厚さ及び材
料（常設及び可搬型の
別に記載し、可搬型の
場合は、取付箇所を付
記すること。）

へ 冷却塔又は冷却池の
種類、容量、入口及び
出口の冷却水標準温度
、設計外気温度、主要
寸法、個数並びに取付

箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ト 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

チ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに

原動機の種類、出力、
個数及び取付箇所（常
設及び可搬型の別に記
載すること。）

3 その他の電源装置（非常
用のものに限る。）に係る

次の事項

(1) 無停電電源装置の名称
、種類、容量、電圧、周
波数、主要寸法、個数及
び取付箇所（常設及び可
搬型の別に記載するこ
と。）

		<p>(2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る</p>
		<p>組織</p>

2

常用電源設備

1

(2) 保安活動の計画	
(3) 保安活動の実施	
(4) 保安活動の評価	
(5) 保安活動の改善	
1 発電機に係る次の事項	常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面
(1) 発電機の種類、容量、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法及び冷却法並びに発電電動機の場合、出力	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
(2) 励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数（常用及び予備の	常用電源設備の健全性に関する説明書 電磁誘導電圧計算書（電圧十 七万ボルト以上の電力系統に

別に記載すること。)	係る中性点接地装置の工事を
(3) 保護継電装置の種類	含む場合に限る。)
(4) 原動機との連結方法	短絡強度計算書
2 変圧器に係る次の事項	三相短絡容量計算書
(1) 変圧器の種類、容量、 電圧（一次、二次及び三 次の別に記載し、電圧調 整装置を有するもの場 合は、電圧調整範囲及び タップ数を付記するこ と。）、相、周波数、結 線法、冷却法、個数及び 取付箇所並びに電気事業	設計及び工事に係る品質管理 の方法等に関する説明書

-
-
-
- の用に供するものにあつては、常用及び予備の別
- (2) 保護継電装置の種類
- 3 遮断器に係る次の事項
- (1) 遮断器の種類、電圧、電流、遮断電流、遮断時間、個数及び取付箇所
- (2) 保護継電装置の種類
- 4 常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
- 5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の
-

3
補助ボイラー

事項	(1) 品質保証の実施に係る
組織	(1) 品質保証の実施に係る
(2) 保安活動の計画	(2) 保安活動の計画
(3) 保安活動の実施	(3) 保安活動の実施
(4) 保安活動の評価	(4) 保安活動の評価
(5) 保安活動の改善	(5) 保安活動の改善
1 補助ボイラーの種類、最	補助ボイラーに附属する主配
大蒸発量、最高使用圧力、	管の配置の概要を明示した図
最高使用温度、伝熱面積、	面及び系統図
排出ガス量及び個数	水循環系統図
2 再熱器の通過蒸気量、最	補助ボイラーに属する燃料系
高使用圧力、最高使用温度	統図

及び伝熱面積	強度に関する説明書
3 節炭器の伝熱面積	構造図
4 胴、管寄せ及び管の主要寸法及び材料	補助ボイラーの基礎に関する説明書
5 安全弁の種類、吹出圧力	制御方法に関する説明書
、吹出量、個数及び取付箇所	安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）
6 ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書
(1) 給水ポンプの種類、個数並びに原動機の種類及び出力	
(2) 貯水設備の種類、容量	

及び個数

7 ボイラーに附属する熱交

換器に係る次の事項

- (1) 種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料並びに個数
- (2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出
-

圧力、吹出量、個数及び 取付箇所	8 ボイラーに附属する通風 設備の通風機の種類及び個 数	9 ボイラーに附属する空気 圧縮設備及びガス圧縮設備 に係る次の事項	(1) 空気だめ及びガスだめ の種類、容量、最高使用 圧力、主要寸法、材料及 び個数 (2) 空気だめ及びガスだめ
---------------------	---------------------------------------	---	---

<p>の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所</p>	<p>(3) 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数</p>	<p>10 ボイラーに附属する管等に係る次の事項</p>	<p>(1) 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p>	<p>(2) 蒸気だめ、減圧装置及び減温装置の最高使用圧</p>
----------------------------------	--	----------------------------------	--	----------------------------------

<p>力、最高使用温度、主要寸法及び材料</p>	<p>(3) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所</p>	<p>11 油燃烧用機器に係る次の事項</p>	<p>(1) 原油用又は原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）用の別</p>	<p>(2) 輸送装置及びバーナーの種類、容量及び個数並びに原油及び原油以外の</p>
--------------------------	---	-------------------------	--	---

<p>石油（液化石油ガスを除く。）の発熱量</p>	<p>(3) 熱交換器の種類及び個数</p>	<p>12 その他の燃料の燃焼用機器に係る輸送装置及び燃焼器の種類、容量及び個数並びにその他燃料の発熱量</p>	<p>13 燃料運搬設備に係る油の輸送管であつて、外径三百ミリメートル以上のもの 最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p>
---------------------------	------------------------	--	--

14	燃料貯蔵設備に係る油タンクの種類、容量及び個数
15	ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格
16	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
(1)	品質保証の実施に係る組織
(2)	保安活動の計画
(3)	保安活動の実施
(4)	保安活動の評価
(5)	保安活動の改善

4 火災防護設備

<p>1 火災区域構造物及び火災区画構造物の名称、種類、主要寸法及び材料</p> <p>2 消火設備に係る次の事項</p> <p>(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p>
---	---

		<p>(2) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）</p> <p>3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項</p>
--	--	--

5
浸水防護施設

(1) 品質保証の実施に係る	
組織	
(2) 保安活動の計画	
(3) 保安活動の実施	
(4) 保安活動の評価	
(5) 保安活動の改善	
1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料	浸水防護施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
2 内郭浸水防護設備に係る次の事項	耐震性に関する説明書
(1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	強度に関する説明書 構造図 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

-
-
-
- (2) 区画排水設備に係る次の事項
- イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- ロ 主要弁の名称、種類
-

、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、
材料、駆動方法、個数
及び取付箇所（常設及
び可搬型の別に記載す
ること。）

八 主配管の名称、最高
使用圧力、最高使用温
度、外径、厚さ及び材
料（常設及び可搬型の
別に記載し、可搬型の
場合は、取付箇所を付
記すること。）

6

補機駆動用燃

3 浸水防護施設の基本設計

方針、適用基準及び適用規格

4 設計及び工事に係る品質

管理の方法等に関する次の

事項

(1) 品質保証の実施に係る

組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

1 燃料貯蔵設備に係る次の

補機駆動用燃料設備に係る機

<p>料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）</p>

事項	
<p>(1) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>器の配置を明示した図面及び系統図</p>
<p>(2) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数</p>	<p>強度に関する説明書</p>
<p>2 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）</p>	<p>設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p>

備	7 非常用取水設
---	-------------

用海水を確保する構築物に した図面	1 取水設備（非常用の冷却 非常用取水設備の配置を明示
(5) 保安活動の改善	
(4) 保安活動の評価	
(3) 保安活動の実施	
(2) 保安活動の計画	
組織	
(1) 品質保証の実施に係る	
事項	
管理の方法等に関する次の	
3 設計及び工事に係る品質	
及び適用規格	
の基本設計方針、適用基準	

限る。) の名称、種類、容
耐震性に関する説明書

量、主要寸法、材料及び個
構造図

数
設計及び工事に係る品質管理

2 非常用取水設備の基本設
の方法等に関する説明書

計方針、適用基準及び適用

規格

3 設計及び工事に係る品質

管理の方法等に関する次の

事項

(1) 品質保証の実施に係る

組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

<p>8 敷地内土木構造物</p>	<p>(4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善</p>	<p>1 敷地内土木構造物（地震による斜面の崩壊の防止措置を実施するためのものに限る。）の名称、種類、設置場所及び個数</p> <p>2 敷地内土木構造物の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項</p>	<p>斜面安定性に関する説明書（地震による斜面の崩壊の防止措置を実施する場合のものに限る。）</p> <p>設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p>
-------------------	------------------------------------	--	--

9

緊急時対策所

(1)	品質保証の実施に係る組織	
(2)	保安活動の計画	
(3)	保安活動の実施	
(4)	保安活動の評価	
(5)	保安活動の改善	
1	緊急時対策所機能	緊急時対策所の設置場所を明示した図面及び機能に関する説明書
2	緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格	耐震性に関する説明書
3	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の説明書	緊急時対策所の居住性に関する説明書

別表第三（第一百七条、第一百八条関係）

<p>型式設計特定機器の種類</p>	<p>記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関係あるものに限る。）</p>	<p>添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関係あるものに限る。）</p>			<p>事項</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る組織</p> <p>(2) 保安活動の計画</p> <p>(3) 保安活動の実施</p> <p>(4) 保安活動の評価</p> <p>(5) 保安活動の改善</p>	<p>設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p>
--------------------	---	---	--	--	---	---------------------------------

	<p style="text-align: center;">再結合装置</p>
<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量、最高使用圧力、最高使用温度及び再結合効率の設定根拠に関する説明書</p> <p>水素濃度低減性能に関する説明書</p> <p>再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百六条の購入契約を締結している者</p>	<p>1 再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料及び個数並びに電熱器の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>2 再結合装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>

	<p>圧力逃がし装置</p>
	<p>1 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>2 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載す</p>
<p>にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量、最高使用圧力、最高使用温度、</p>

ること。)	外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書
3 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料及び個数	圧力逃がし装置が使用される条件の下
4 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）	における健全性に関する説明書 第百六条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
5 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
6 フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの	

	<p>ガスタービンを原動力とする発電設備</p>
<p>に限る。)の名称、種類、効率、主要寸法及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>7 圧力逃がし装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>1 ガスタービンに係る次の事項</p> <p>(1) ガスタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機一体の危険速度、排出ガス量並びに個数(常設及び可搬型の</p>
	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>ガスタービンを原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>ガスタービンを原動力とする発電装置</p>

別に記載すること。）	の出力の決定に関する説明書
(2) 主要な管の主要寸法及び材料 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	耐震性に関する説明書
ること。)	強度に関する説明書
(3) 調速装置及び非常調速装置の種類	構造図
(4) ガスタービンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）	容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定 根拠に関する説明書
、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、	安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限り。）
主要寸法、材料並びに個数（常	ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

設及び可搬型の別に記載すること。
と。）

(5) ガスタービンに附属する空気
圧縮機及びガス圧縮機に係る次
の事項

イ 空気だめ及びガスだめの種
類、容量、最高使用圧力、主
要寸法、材料及び個数（常設
及び可搬型の別に記載するこ
と。）

ロ 空気だめ及びガスだめの安
全弁の種類、吹出圧力、吹出
量及び個数（常設及び可搬型

第百六条の購入契約を締結している者
にあつては、当該契約書の写し

申請に係る型式設計特定機器の特定機
器型式証明通知書又は特定機器型式証
明変更承認通知書の写し

の別に記載すること。)

八 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)

二 空気圧縮機に附属する冷却塔の種類、容量及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(6) 空気冷却器に係る次の事項

イ 種類、入口及び出口の温度並びに個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)

-
- 2 発電機に係る次の事項
- 中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料
 - (7) ガスタービンに附属する管に係る次の事項
 - イ 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - ロ 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
-

-
- (1) 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - (2) 励磁装置の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - (3) 保護継電装置の名称及び種類
 - (4) 原動機との連結方法
- 3 冷却設備に係る次の事項
- (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側
-

の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) ろ過装置の名称、種類、容量

-
-
- 、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - (4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - (5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
 - (6) 冷却塔の種類、容量、入口及
-

び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(8) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

	<p>内燃機関を原動力とする発電設備</p>
<p>4 ガスタービンを原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>1 内燃機関に係る次の事項</p> <p>(1) 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(2) 调速装置及び非常调速装置の</p>
	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>内燃機関を原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p>

名称及び種類	強度に関する説明書
(3) 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量及び個数 (常設及び可搬型の別に記載すること。)	構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定 根拠に関する説明書
(4) 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項	安全弁の吹出量計算書(バネ式のものに限る。)
イ 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)	内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第六六条の購入契約を締結している者
ロ 空気だめの安全弁の名称、	あつては、当該契約書の写し

種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し

八 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 燃料デイトンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及

び可搬型の別に記載すること。

）

2 発電機に係る次の事項

- (1) 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - (2) 励磁装置の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - (3) 保護継電装置の名称及び種類
 - (4) 原動機との連結方法
-

3 冷却設備に係る次の事項

- (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種
-

-
-
- 類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (5) 主配管の名称、最高使用圧力
-

、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(6) 冷却塔の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(8) 排風機の名称、種類、容量、

	無停電電源装置
<p>主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>4 内燃機関を原動機とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>1 無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>2 無停電電源装置の基本設計方針</p>
	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p>

	電力貯蔵装置
<p>、適用基準及び適用規格</p>	<p>1 電力貯蔵装置の種類、容量、電圧、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>
<p>容量の設定根拠に関する説明書 無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書</p>

	<p>2 電力貯蔵装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百六条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>
--	-----------------------------------	---

様式第一を次のように改める。

様式第一中「様式第一（第4条関係）」を「様式第一（第64条関係）」とし、「氏名（法人にあつて）」を「氏名

（法人にあつては）「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第30条及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第4条第1項（第2項、第3項）」や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の17及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第64条第1項（第2項、第3項）」又は「回覧板の標記」中「原子炉ごと」と「発電用原子炉ごと」と又は「回覧板の標記」中「原子炉の燃料取替え」と「発電用原子炉の燃料取替え」と「あつて」と「あつて」と又は「回覧板の標記」中「原子炉内」と「発電用原子炉内」と又は「」。

標記線「中」様式第2（第24条関係）」や「様式第2（第136条関係）」と「氏名（法人にあつては）」や「氏名（法人にあつては）」「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第24条第1項」や「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第136条第1項」と「原子炉設置者」や「発電用原子炉設置者」と「原子炉の名称」と「発電用原子炉の名称」と又は「回覧板の標記」中「原子炉ごと」と「発電用原子炉ごと」と又は「」。

標記線「中」様式第6（第27条関係）」や「様式第8（第139条関係）」と「原子炉の名称」と「発電用原子炉の名称」と又は「回覧板の標記」中「原子炉設置者」や「発電用原子炉設置者」と又は「回覧板の標記」中「原子炉ごと」と「発電用原子炉ごと」と又は「回覧板の標記」中「」。

様式線五中「様式第5（第27条関係）」や「様式第7（第139条関係）」及び「原子炉等規制法第30条」や「原子炉等規制法第43条の3の17」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第30条」や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の17」並びに「同法の趣意」中「あつて」及び「あつて」並びに「同法の趣意」中「原子炉の燃料取替え」や「発電用原子炉の燃料取替え」及び「あつて」や「あつて」並びに「同法の趣意」中「原子炉内」や「発電用原子炉内」並びに「同法の趣意」並びに「同法の趣意」中「原子炉内」

様式線四中「様式第4（第27条関係）」や「様式第6（第139条関係）」並びに「同様式を様式第六とすべし」

様式線三中「様式第3（第26条関係）」や「様式第5（第138条関係）」並びに「同様式の裏面を次のようにする」

裏面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会

又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第

-
- 1 項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項及び第43条の3の30第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試験料を収去させることができる。
-

-
- 5 (略)
- 6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 8～11 (略)
- 12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定
-

する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。) 、第2項から第5項まで又は第十三項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し

て次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を

除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

様式第三〇三「様式第2の3(第26条関係)」や「様式第4(第138条関係)」に於て「回覧表第三〇三」核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条第2項」や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の27第2項」に於て「回覧表第三〇三」の旨に於て

裏面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第十二条の二 (略)

2～5 (略)

6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

-
- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
 - 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
 - 三 関係者に対する質問
 - 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
 - 7 前項第 1 号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 8 第 6 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
-

第43条の3の27 （略）

- 2 第12条の2第2項から第5項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第6項から第8項までの規定はこの項において準用する同条第5項の検査について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第43条の3の27第1項」と、同条第3項から第5項までの規定
-

中「製錬事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四の四 第12条の2第6項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の3の27第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

「製錬事業者」の「製」の様式第2の2（第26条関係）、「核」の様式第3（第138条関係）、「設置者」の様式第43条関係の裏面を次のように記載する。

原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第6項「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第6項」に記載。同様式の裏面を次のように記載。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条の2 （略）

2～5 （略）

6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者

の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第43条の3の24 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に関する保安教育、溶接事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～4 （略）

5 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況（溶接事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項及び定期事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項を除く。）について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条

第6項中「前項」とあるのは、「第43条の3の24第5項」と読み替えるものとする。

第87条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四の二 第12条の2第1項、第22条の6第1項、第43条の2第1項、第43条の3の27第1項、第43条の25第1項、第50条の3第1項、第51条の23第1項又は第57条の2第1項の規定に違反した者

四の三 第12条の2第3項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の3の27第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四の四 第12条の2第6項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の3の27第2項、第43

条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第九条 船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年運輸省令第七十号)の一部を次のように改正する。

本則中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

第一条中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二条第二項第三号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第七号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第三条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉の設置」を「試験研究用等原子炉の設置」に改め、同項第一号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、同項第二号イ

(イ及びロ)中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同号又中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二項第一号、第二号、第四号及び第十号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第四条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第五条中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第七条第一項第三号二中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十三条中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十六条第一項及び第二項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十七条第一項第二号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第二項第二号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第十八条中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十九条中「原子炉ごと」を「試験研究用等原子炉ごと」に改め、同項の表第二号ホ、ヘ、ト及び同表

第三号口中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同表第四号二中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、同表第五号中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に、「原子炉で」を「試験研究用等原子炉で」に改め、同表第六号口中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同表第八号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第五項及び第六項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第二十条中「原子炉設置者及び外国原子力船運航者（以下「原子炉設置者等」を「試験研究用等原子炉設置者及び外国原子力船運航者（以下「試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

第二十一条中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第二十二条第二項中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第二十三条第二項中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第二十四条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同項第一号、第二号及び第七号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第二十八条第八号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同表第十四号中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第二十九条第二号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同条第五号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十条中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十一条の見出し中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第一項第一号及び第三号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二項第一号から第五号まで及び第九号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第三十二条の見出し中「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に改め、同条第一項中「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に、「原子炉ごと」を「試験研究用等原子

炉ごと」に、「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第三十二条の九中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改める。

第三十三条中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

第三十四条の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

第三十五条中「原子炉設置者等（旧原子炉設置者等）」を「試験研究用等原子炉設置者等（旧試験研究用等原子炉設置者等）」に改め、同条第二号及び第三号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第三十七条中「原子炉設置者（旧原子炉設置者等）」を「試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等）」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第十条 試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和六十一年総理府令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び）」を「試験研究用等原子炉（」に改

め、同条第二号中「もの（発電の用に供するものを除く。）」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二条第一号中「原子炉（）」を「試験研究用等原子炉（）」に改め、同条第二号及び第九号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、同条第九号イ中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第三条中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

（加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部改正）

第十一条 次に掲げる規則の規定中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。

- 一 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）第十一条
- 二 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）第十一条
条第一号

- 三 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）第十二条第一号

- 四 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令（平成十二年通商産業省令第一百

三号) 第十一条第一号

(試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正)

第十二条 試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十一号)の一部を次のように改正する。

本則(第十三条を除く。)中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

第一条中「省令」を「規則」に改め、同条第一号中「原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第一条第一号又は第二号に該当するもの及び」を「試験研究用等原子炉)」に改め、同条第二号中「もの(発電の用に供するものを除く。)」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二条中「省令」を「規則」に改め、同条第一号中「原子炉)」を「試験研究用等原子炉)」に改め、同条第二号中「原子炉をいう。」を「試験研究用等原子炉をいう。」に改め、同条第三号中「原子炉のうち」を「試験研究用等原子炉のうち」に改め、同条第四号イ及びロ中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第三条第一項中「省令」を「規則」に改める。

第五条中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第六条第三項中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第八条中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第十一条第三項中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第十三条第一号中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改め、同号ただし書中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第十四条の二第一号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十九条ただし書中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二号中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改め、同条第三号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同条第四号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第二十条中「原子炉に係る」を「試験研究用等原子炉に係る」に改める。

第二十一条第二項中「原子炉に係る」を「試験研究用等原子炉に係る」に改め、同条第三項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第二十二条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に、「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同条第三項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第二十三条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項第一号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同条第四項第一号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第二十四条第二項中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に、「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第三項及び第四項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第二十七条中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十九条第二項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十条中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十二条第四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十八条第一項第一号及び第二号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同条第二項第

一号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第四項第一号及び第四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十九条第二項中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第四十条第三項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第四十七条第一項第三号及び第四号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第五十条第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第一号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同条第四項第一号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正)

第十三条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号イ中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に、同条第二号イ及び同条第三号イ中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設」に改める。

(研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の廃止)

第十四条 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第二百十号）は廃止する。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則の廃止）

第十五条 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第二百十一号）は廃止する。

（研究開発段階における発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十六条 研究開発段階における発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「研究開発段階における発電の用に供する原子炉」を「研究開発段階発電用原子炉」に改める。

本則（第四十三条の九から第四十三条の十三まで及び第四十三条の十四を除く。）中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第一条中「省令」を「規則」に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」を「研究開発段階発電

用原子炉及びその附属施設」に改める。

第二条第一項中「省令」を「規則」に改め、同条第二項中「省令」を「規則」に改め、「の各号」を削り、同項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第七号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「核燃料物質等」を「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物」に改める。

第五十五条中「第五十二条」を「第三百三十四条」に改め、同条を第三百三十七条とする。

第五十四条第一項及び第二項中「第五十二条」を「第三百三十四条」に改め、同条を第三百三十六条とする。

第五十三条を第三百三十五条とする。

第五十一条及び第五十二条を削る。

第五十条中「法第三十七条第六項」を「法第四十三条の三の二十四第六項」に、「様式第三の二」を「様式第四」に、「様式第四」を「様式第五」に改め、同条を第三百三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(フレキシブルディスクによる手続)

第三百三十四条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事

項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

第五十九条第一項又は第三項の運転計画	様式第七
第二百三十一条第一項の報告書	様式第八

2 次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第六十条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書
- 二 第九十条第二項の届出書
- 三 第九十一条第一項の申請書
- 四 第九十二条第二項の届出書

第四十九条中「法第二十六条第二項」を「法第四十三条の三の八第三項」に、「法第三十二条第二項」を「法第四十三条の三の十九第二項」に、「届出に係る書類」を「届出書」に、「正本及び副本各一通」を「正本一通」に改め、同条を第三百二十二条とする。

第四十八条第一項中「原子炉を設置した」を削り、同条を第三百三十一条とする。

第四十五条から第四十七条までを削る。

第四十四条中「の各号」を削り、同条を第三百三十条とする。

第四十三条の十四中「法第六十二条の三」を「法第六十二条の三第一項」に、「原子炉設置者（）」を「発電用原子炉設置者（）」に、「第四十八条」を「第三百三十一条」に改め、同条第二号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同号イ中「法第二十九条第一項」を「法第四十三条の三の十五第一項」に改め、「又は電気事業法第五十四条第一項に規定する定期検査」を削り、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同号ロ中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同条第三号中「原子炉設置者が、原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下この項において「安全上重要な機器等」という。）（）」を「

発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等」に、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）第九条若しくは第九条の二」を「研開炉技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が研開炉技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条」に、「又は原子炉施設」を「又は発電用原子炉施設」に改め、同条第四号中「機器等」の下に「又は常設重大事故等対処設備に属する機器等」を加え、同条第五号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同条第六号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第七号中「第三十四条第四号」を「第八十五条第四号」に改め、同条第八号中「第三十四条第七号」を「第八十五条第七号」に改め、同条第九号中「核燃料物質等」を「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）」に改め、同条第十号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第十一号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第十二号中「第二十八条第一項第一号」を「第七十四条第一項第一号」に改め、同条第十三号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同条第十四号中「原子炉施設」を「発

電用原子炉施設」に改め、同条を第二百二十九条とする。

第四十三條の十三の二を削る。

第四十三條の十三の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条第一項中「法第四十三條の三の三第四項」を「法第四十三條の三の三三三第四項」に、「の原子力規制委員会規則」を「に規定する原子力規制委員会規則」に改め、「定める場合」の下に「（法第四十三條の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）」を加え、「法第四十三條の三の三第二項」を「法第四十三條の三の三三三第二項」に改め、同条第二項中「法第二十九條第一項」を「法第四十三條の三の十五第一項」に改め、「の各号」を削り、同条を第二百二十一條とし、同條の次に次の七條を加える。

（指定の申請）

第二百二十二條 第六十二條第五項の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

（申請書及び添付書類）

第二百二十三條 前條の申請は、次に掲げる申請書及び添付書類を原子力規制委員会に提出して行うものとする。

- 一 次の事項を記載した申請書
 - イ 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ロ 記録保存業務（第六十二条第五項の規定に基づき引き渡しを受けた記録を保存する業務をいう。以下同じ。）を行う事務所の名称及び所在地
- 二 記録保存業務を開始しようとする年月日
- 三 行おうとする記録保存業務の範囲
- 四 定款及び登記事項証明書
- 五 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 六 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 七 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- 八 記録保存業務の実施の方法に関する計画
- 九 次条第一号イから八までに掲げる事由に該当しないことを説明した書類
- 十 記録保存業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

(指定の基準)

第二百二十四条 原子力規制委員会は、第二百二十二条の申請を行った者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。

一 次に掲げる事由に該当しないこと。

イ 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第二百二十六条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ その業務を行う役員のうちイに該当する者がある者

二 その記録保存業務の実施の方法に関する計画が、記録保存業務の適確な実施のために適切なものであること。

三 前号の記録保存業務の実施の方法に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

四 記録保存業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによつて記録保存業務の適確な

遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(措置の要求)

第二百二十五条 原子力規制委員会は、第六十二条第五項の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）が前条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その指定記録保存機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずることを求めることができる。

(指定の取消し)

第二百二十六条 原子力規制委員会は、指定記録保存機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十

二条第五項の指定を取り消すことができる。

- 一 第二百二十四条各号の規定に適合しなくなったとき。
- 二 前条の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 三 不正の手段により第六十二条第五項の指定を受けたとき。
- 四 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

(指定等の公示)

第二百二十七条 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示するものとする。

- 一 第六十二条第五項の指定をしたとき。
- 二 前条の規定により指定を取り消したとき。

(報告徴求)

第二百二十八条 原子力規制委員会は、記録保存業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定記録保存機関に対し、その業務の状況に関し、報告を求めることができる。

第四十三条の十二の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条第一項中「法第四十三条の三の三第四項」を「法第四十三条の三の三十三第四項」に改め、同条第二項中「法第四十三条の三の三第二項」を「法第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同条を第二百二十条とする。

第四十三条の十一の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条中「法第四十三条の三の三第四項」を「法第四十三条の三の三十三第四項」に、「法第四十三条の三の三第二項」を「法第四十三条の三の三十三第二項」に、「第四十三条の四」を「第一百十二条」に改め、同条を第百

十九条とする。

第四十三条の十の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条中「法第四十三条の三の三第二項」を「法第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同条を第百十八条とする。

第四十三条の九の見出し中「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条中「法第四十三条の三の三第二項」を「法第四十三条の三の三十三第二項」に、「第四十三条の三」を「第百十一条」に改め、同条を第百十七条とする。

第四十三条の八中「法第四十三条の三の二第三項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に改め、「の各号」を削り、同条第四号中「第二十五条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第百十六条とする。

第四十三条の七第一項中「法第四十三条の三の二第三項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に改め、「の各号」を削り、同項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第三項中「、写し一通」を「及び写し一通」に改め、同条を第百十五条とする。

第四十三条の六中「法第四十三条の三の二第三項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に改め、「

の各号」を削り、同条第一号及び第四号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条を第百十四条とする。

第四十三条の五第一項中「法第四十三条の三の二第三項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同条第二項中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条を第百十三条とする。

第四十三条の四第一項中「法第四十三条の三の二第三項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に改め、「の各号」を削り、同条第一項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第三項中「、写し一通」を「及び写し一通」に改め、同条を第百十二条とする。

第四十三条の三第一項中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、「の各号」を削り、同項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第三項中「、写し一通」を「及び写し一通」に改め、同条を第百十一条とする。

第四十三条の二中「法第四十三条の三の二第一項」を「法第四十三条の三の三十二第一項」に、「第二

第十五条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第百十条とする。

第四十三条中「法第四十三条の三第一項」を「法第四十三条の三の二十八第一項」に改め、「の各号」を削り、同条を第九十四条とし、同条の次に次の十五条を加える。

(特定機器の種類)

第九十五条 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち再結合装置(ブロワを要しないものに限る。以下同じ。)
- 二 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち圧力逃がし装置
- 三 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうちガスタービンを原動力とする発電設備
- 四 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち内燃機関を原動力とする発電設備
- 五 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち無停電電源装置
- 六 第三条第一項第二号又(2)の非常用電源設備のうち電力貯蔵装置

(型式証明の申請)

第九十六条 法第四十三条の三の二十九第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 特定機器の種類
 - 三 特定機器の名称及び型式
 - 四 特定機器の構造及び設備
 - 五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 特定機器の安全設計に関する説明書
 - 二 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書
- 3 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の二十九第一項の規定により特定機器の型式の設計について

型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明の変更)

第九十七条 法第四十三条の三の二十九第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更（前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書

二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

3 法第四十三条の三の二十九第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式証明に係る変更の届出)

第九十八条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第九十六条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(特定機器型式証明通知書等の交付)

第九十九条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の二十九第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書

二 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知

書

三 法第四十三條の三の二十九第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明
取消通知書

(型式証明番号等の告示)

第百條 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 型式証明の番号
- 二 特定機器の種類
- 三 特定機器の名称及び型式
- 四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
- 五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 原子力規制委員会は、法第四十三條の三の二十九第三項の変更が、第九十六條第一項第五号に掲げる

事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第九十八条の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

(型式指定の申請の範囲)

第一百一条 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定(以下「型式指定」という。)の申請は、型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定機器を購入する契約を締結している者(外国において本邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。)が、製作、販売又は使用(以下「製作等」という。)をする型式設計特定機器について行うものとする。

(型式指定の申請)

第一百二条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 主たる製造工場の名称及び所在地
- 三 型式設計特定機器の種類
- 四 型式設計特定機器の名称及び型式
- 五 型式設計特定機器の型式証明の番号
- 六 型式設計特定機器の設計の概要
- 七 品質管理監督システムの計画
- 八 型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
- 2 前項第六号に掲げる事項については、申請に係る型式設計特定機器の種類に応じて、別表第三の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。
- 3 第一項の申請をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる種類に応じて、同表下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定の変更の承認)

第百三条 型式指定を受けた型式設計特定機器の製造者等(以下「指定製造者等」という。)は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請をする場合には、当該型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる種類に応じて、同表下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が、その指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定に係る変更の届出等)

第四百四条 指定製造者等は、第二百一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなったときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

第四百五条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

- 一 法第四十三條の三の三十第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定機器指定通知書
- 二 百三條第一項の規定による承認を行った場合 型式設計特定機器変更承認通知書
- 三 法第四十三條の三の三十第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定機器指定取消通知書

(品質保証の実施の記録の保存)

百六條 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにならなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

(指定番号等の告示)

百七條 原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 指定の番号
- 二 特定機器の種類

三 特定機器の名称及び型式

四 型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

五 製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

六 主たる製造工場の名称及び所在地

2 原子力規制委員会は、第二百三条第一項の変更が、第二百二条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第四百四条第一項の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請)

第百八条 法第四十三條の三の三十一第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了前一年以上一年三月以内に次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 発電用原子炉を運転することができる期間の延長に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 発電用原子炉を運転することができる期間の延長の対象となる発電用原子炉の名称
- 四 延長しようとする期間
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書類
 - 二 延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類
 - 三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。
(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準)

第百九条 法第四十三条の三の三十一第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする

期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設に関する技術基準を定める規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」という。）に定める基準に適合するものとする。

第四十二条第一項中「法第四十三条の三第一項」を「法第四十三条の三の二十八第一項」に改め、同条第二項中「法第四十三条の三第二項」を「法第四十三条の三の二十八第二項」に、「届出に係る書類」を「届出書」に、「正本及び副本各一通」を「正本一通及び写し二通」に改め、同条を第九十三条とする。

第四十一条の二第一項中「法第四十三条の二第二項」を「法第四十三条の三の二十七第二項」に改め、同条第二項中「法第四十三条の二第二項」を「法第四十三条の三の二十七第二項」に改め、同条を第九十二条とする。

第四十一条第一項中「法第四十三条の二第一項」を「法第四十三条の三の二十七第一項」に改め、「認可を受けようとする」及び「の各号」を削り、同項第四号中「第三十五条第一項の表第一号」を「第十八条第一項の表第一号」に改め、同項第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、同項第十六号中「第三十五条第二項第二十七号」を「第八十六条第二項第二十八号」に改

め、同号を同項第十七号とし、同項中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 特定重大事故等対処施設の防護に関すること。

第四十一条第二項中「副本」を「写し」に改め、同条を第九十一条とする。

第四十条の見出し中「原子炉主任技術者」を「発電用原子炉主任技術者」に改め、同条第一項中「法第四十条第一項」を「法第四十三条の三の二十六第一項」に、「原子炉主任技術者」を「発電用原子炉主任技術者」に、「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「法第四十条第二項」を「法第四十三条の三の二十六第二項で準用する法第四十条第二項」に、「届出に係る書類」を「届出書」に改め、「及び副本各」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一 発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間

- 二 原子炉の運転に関する業務に従事した期間
 - 三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間
 - 四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間
- 第四十条を第九十条とする。
- 第三十九条の見出し中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第一項中「令第十九条第一項の」を「令第二十条の五の」に改め、同項第一号中「令第十九条第一項第四号」を「令第二十条の五第四号」に改め、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第二号中「令第十九条第一項第六号」を「令第二十条の五第六号」に改め、同項第三号中「令第十九条第一項第七号」を「令第二十条の五第七号」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第四号中「令第十九条第一項第八号」を「令第二十条の五第八号」に改め、同項に次の二号を加える。
- 五 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載すること。
 - 六 令第二十条の五第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当

該事故に対処するために必要な施設及び体制整備に関する事項については、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハに定める事項を記載すること。

第三十九条第二項中「令第十九条第一項」を「令第二十条の五」に改め、「の各号」を削り、同項第一号から第五号までの規定中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第九号中「原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等」を「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備」に改め、同条第三項中「副本二通」を「写し一通」に改め、同条を第八十九条とする。

第三十八条を削る。

第三十七条第一項中「法第三十七条第五項」を「法第四十三条の三の二十四第五項」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「場合」を「発電用原子炉施設に係る検査」に改め、同条第二項中「法第三十七条第五項」を「法第四十三条の三の二十四第五項」に、「操作」を「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第五十四条第一項に規定する検査の際に行うものに限る。」

のとき」を「場合」に改め、同項第一号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第七十八条第三号又は第七十九条第三号の規定による訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために法第四十三条の三の二十四第五項に規定する検査を行うことが必要であると認められるものを実施する場合

第三十七条第三項中「法第三十七条第六項」を「法第四十三条の三の二十四第六項」に改め、同条を第八十八条とする。

第三十六条第一項中「法第三十七条第一項」を「法第四十三条の三の二十四第一項」に改め、「の各号」及び「原子力規制委員会に」を削り、同項中第二十四号を第二十八号とし、第二十三号を第二十七号とし、第二十二号を第二十六号とし、同項第二十一号中「経年劣化」の上に「溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること、」を加え、同号を同項第二十五号とし、同項第二十号中「第四十三条の十四各号」を「第二百二十九条各号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十九号中「初期消火活動のため」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う」に改め、同号を同項第二十

号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

第三十六条第一項第十八号を削り、同項中第十七号を第十九号とし、第九号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同項第五号中「原子炉主任技術者」を「発電用原子炉主任技術者」に改め、同号の次に次の二号を加える。

六 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う

上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

七 ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

第三十六条第二項中「法第三十七条第一項」を「法第四十三条の三の二十四第一項」に改め、「前項第二十号」を「前項第二十五号」に改め、「に掲げる」の下に「発電用原子炉施設の」を加え、「第三十条の二第一項」を「第七十七条の二第一項」に、「第三十条の二第二項第一号」を「第七十七条第一項」に改め、同条第三項中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「法第三十七条第一項」を「法第四十三条の三の二十四第一項」に改め、同項第七号中「原子炉」を「発電用原子炉」に、「廃止措置対象施設」を「廃止措置対象施設内」に改め、同項第十四号中「廃止措置対象施設」を「廃止措置対象施設内」に改め、同項第十七号を次のように改める。

十七 火災発生時における発電用原子炉施設（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除

く。) の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

第三十六条第三項中第二十四号を第二十七号とし、第二十一号から第二十三号までを三号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「関すること」の下に「(溶接事業者検査の実施に関することを含む。)」を加え、同号を同項第二十三号とし、同項第十九号中「第四十三条の十四各号」を「第二百二十九条各号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十八号中「第四十三条の十四各号」を「第二百二十九条各号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十七号の次に次の三号を加える。

十八 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)。

十九 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)。

二十 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)。

第三十六条第五項中「及び副本二通」を削り、同条を第八十七条とする。

第三十五条第一項中「法第三十五条第二項」を「法第四十三条の三の二十二第二項」に、「採らなければならない」を「講じなければならない」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第十二号イから八までの規定中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十三号中「中央制御室」の下に「及び特定重大事故等対処施設（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項及び第九十一条第一項において同じ。）に属する緊急時制御室」を加え、同項第十五号中「原子炉内」を「発電用原子炉内」に、「第四十一条第一項」を「特定重大事故等対処施設に属する場合を除く。第九十一条第一項」に改め、同号イ及びハ中「さく」を「柵」に改め、同項中第二十八号を第二十九号とし、第二十二号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十一号イ中「施設等の堅固な構造の施設内に設置すること」を「施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること」に、「さく」を「柵」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、同項第十八号中「第四十一条第一項」を「第九十一条第一項」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号中「原子炉内」を「発電用原子炉内」に、「第四十一条第一項」を「第九十一条第一項」に、「には、周囲に容易に破壊され

ない壁その他の障壁を設置する」を「については、次に掲げる措置を講ずる」に改め、同号に次のように加える。

イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

第三十五条第二項第十六号の次に次の一号を加える。

十七 特定重大事故等対処施設は、防護区域内に設け、かつ、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

第三十五条第三項中「の各号」を削り、「同項第十七号から第二十号まで及び同項第二十三号から第二十八号まで」を「同項第十八号から第二十一号まで及び同項第二十四号から第二十九号まで」に、「同項第二十七号」を「同項第二十八号」に改め、同項第二号中「さく」を「柵」に改め、同条を第八十六条とする。

第三十四条の見出し中「の廃棄」を「において行われる廃棄」に改め、同条中「法第三十五条第一項」

を「法第四十三条の三の二十二第一項」に改め、「の各号」を削り、「採らなければならない」を「講じなければならない」に改め、同条第六号口中「放射線障害防止」を「障害防止」に改め、同号八中「又は容器」の下に「と一体的」を加え、「放射線障害防止」を「障害防止」に改め、同号二及びホ中「放射線障害防止」を「障害防止」に改め、同条第八号中「採る」を「講ずる」に改め、同条第九号口中「き裂」を「亀裂」に改め、同条第十号中「に固化化する」を「と一体的に固化化して行う」に改め、同条第十一号イを次のように改める。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むこと、封入された放射性廃棄物の全部を収容できる受皿を設けること等当該容器に亀裂又は破損が生じた場合の汚染の広がり防止について必要な措置を講ずること。

第三十四条第十一号口中「採る」を「講ずる」に改め、同号八中「固化化した」の下に「放射性廃棄物と一体化した」を加え、「及び」を「かつ、」に、「第二十五条」を「第六十二条」に改め、同号二中「廃棄施設」を「保管廃棄施設」に改め、同条第十二号イ中「放射線障害防止」を「障害防止」に改め、同号口中「又は容器」の下に「と一体的」を加え、「放射線障害防止」を「障害防止」に改め、同号八中「

放射線障害防止」を「障害防止」に改め、同条第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三 前号口に規定する方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、第九号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

十四 第十二号口に規定する方法により廃棄する場合において放射性廃棄物を容器と一体的に固化して行うときは、第十号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

第三十四条に次の一号を加える。

十五 第十二号八に規定する方法により廃棄する場合には、第十一号口及び二に規定する例によること。

第三十四条を第八十五条とする。

第三十三条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に関する措置を採らなければならない」を「発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次に掲げる措置を講じなければならない」に、「法第四十条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第四十三条三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる使用済燃料の貯蔵に関し、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 使用済燃料貯蔵事業者に使用済燃料の貯蔵を委託すること。

二 貯蔵しようとする使用済燃料を選定するに際し、当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者から提出された法第四十三条の四第一項の許可に係る申請書に記載された使用済燃料の種類に従い選定すること。

三 前号の規定により選定した使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、かつ、健全性を維持するよう容器（当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者が当該使用済燃料の貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器であつて、溶接により密封する構造のもの以外のものに限る。）に封入すること。

四 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者に対して、第六十二条第一項の表第三号チ及び第三号の二の記録を引き渡すこと。

五 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵の終了後において、確実に使用済燃料を受け入れること。

第三十三条を第八十四条とする。

第三十二条の見出し中「内の」を「において行われる」に改め、第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「核燃料物質等」を「核燃料物質等又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）」に改め、「の各号」を削り、「採らなければ」を「講じなければ」に改め、同項第三号口中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第四号中「第二十七条第一号八」を「第七十三条第一号八」に改め、同条を第八十三条とする。

第三十一条の見出し中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に改め、「の各号」を削り、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、「にあつて」を削り、同条第六号中「第四十三条の十四に」を「第二百二十九条に」に、「第四十三条の十四第五号」を「第二百二十九条第五号」に改め、同条を第八十二条とする。

第三十条の四の見出し中「初期消火活動のための」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う」に改め、同条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に改め、「発生した場合」の下に「（以下「火災発生時」という。）」を加え、「消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）のための」を「発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十一条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う」に改め、「の各号」及びただし書を削り、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「初期消火活動」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「初期消火活動」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。

第三十条の四第二号中「初期消火活動」を「火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動

」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。

第三十条の四第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
第三十条の四を第七十八条とし、同条の次に次の三条を加える。

（内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水（以下「内部溢水」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する

こと。

三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。

四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。
(重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第八十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定す

ること。

二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ロ 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。

ハ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

二 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関するこ

と。

六 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定するもの。

二 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置す

ること。

三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

ロ 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

ニ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位（ナトリウム冷却型高速炉にあっては、液位）を確保するための対策及び燃料体の損傷を緩和するための対策に関すること。

ホ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。
第三十条の三を削る。

第三十条の二第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「構造物」の下に「並びに研開炉設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）」を加え、同条第四項中「前三項」を「前四項」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項第一号又は前項」を「第八十七条第一項第十号の発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項」に、「第一項第二号又は前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に、「原子炉の」を

「発電用原子炉の」に、「三十年を経過した日以降十年を超えない期間ごと」を「四十年を経過する日まで」に、「前項第一号に規定する」を「前項に規定する安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の」に、「長期保守管理方針」を「次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において実施すべき当該原子炉施設についての保守管理に関する方針」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合における当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合 延長する期間

二 前号に掲げる場合以外の場合 十年

第三十条の二第二項の次に次の一項を加える。

3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以降四十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以降四十年を経過した日以降十年を超えない期間ごとに、第一項に規定する機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

第三十条の二を第七十七条とする。

第三十条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「法第二十三条第一項」を「法第四十三条の三の五第一項」に、「法第二十六条第一項」を「法第四十三条の三の八第一項」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同項第二号中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「法第四十三条の三の二第三項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に改め、同項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第四号口中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同項第七号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同条を第七十六条とする。

第二十九条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「従業者に」を「発電用原子炉施設の保全に従事する者に」に改め、「の各号」を削り、同条第二項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条

の三の二十二第一項」に、「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に、「廃止措置対象施設に存在する」を「廃止措置対象施設内に存在する」に、「放射線業務従事者であつて管理区域に常時立ち入るものに」を「発電用原子炉施設の保全に従事する者に」に改め、同条を第七十五条とする。

第二十八條第一項中「法第三十五條第一項」を「法第四十三條の三の二十二第一項」に改め、「の各号」を削り、同条第二項中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同条を第七十四条とする。

第二十七條中「法第三十五條第一項」を「法第四十三條の三の二十二第一項」に改め、「の各号」を削り、同条第一号イ中「さく」を「柵」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二号中「かぎ」を「鍵」に改め、同条第三号口中「さく」を「柵」に改め、同条を第七十三条とする。

第二十六條の四第一項中「法第三十五條第一項」を「法第四十三條の三の二十二第一項」に、「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、「の各号」を削り、同条第二項中「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条を第七十二条とする。

第二十六条の三中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に改め、同条を第七十一条とする。

第二十六条の二の七第一号中「第四十三条の十四各号」を「第二百二十九条各号」に改め、同条を第七十条とする。

第二十六条の二の六を第六十九条とし、第二十六条の二の五を第六十八条とし、第二十六条の二の四を第六十七条とし、第二十六条の二の三を第六十六条とし、第二十六条の二の二を第六十五条とする。

第二十六条の二第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「第二十七条から第三十四条まで」を「第七十三条から第八十五条まで」に改め、同条第二項中「第二十六条の四第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同条を第六十四条とする。

第二十六条第一項中「法第三十四条」を「法第四十三条の三の二十一」に改め、同条を第六十三条とする。

第二十五条第一項の表以外の部分中「法第三十四条」を「法第四十三条の三の二十一」に、「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、同表第一号イ中「法第二十八条第一項」を「法第四十三条の三の十

一第一項」に改め、同号口中「法第二十九条第一項」を「法第四十三条の三の十五第一項」に改め、同号八中「第二十九条」を「第七十五条」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三第二項」に改め、同号二中「第三十条第一項第四号」を「第七十六条第一項第四号」に改め、同号水中「第三十条第一項第五号」を「第七十六条第一項第五号」に改め、同表第二号中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉に係る」を「発電用原子炉に係る」に改め、同号水中「原子炉に」を「発電用原子炉に」に改め、同号へ中「原子炉内」を「発電用原子炉内」に改め、同表第三号中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同号口中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同号トの項の次に次のように加える。

チ 工場又は事業所の外において貯蔵し ようとする使用済燃料の記録	払出しの都度	当該使用済燃料の貯蔵を委託する 使用済燃料貯蔵事業者に記録を引 き渡すまでの期間
(1) 外観		
(2) 最高燃焼度		

<p>(3) 取出しから容器への封入までの期間</p> <p>(4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置</p>	
--	--

第二十五条第一項の表第三号の項の次に次のように加える。

<p>三の二 工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録</p> <p>イ 外観</p> <p>ロ 漏えい率</p> <p>ハ 真空乾燥した後の真空度又は不活性</p>	<p>払出しの都度</p> <p>当該使用済燃料の貯蔵を委託する使用済燃料貯蔵事業者に記載する き渡すまでの期間</p>
---	--

ガスを充てんした後の湿度並びに充てんした不活性ガスの成分、量及び圧力

二 容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観

水重量

第二十五条第一項の表第四号イ中「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に、「放射線遮へい物」を「放射線遮蔽物」に改め、同号子中「又は容器」の下に「と一体的」を加え、「廃棄の日時」を「廃棄又は投棄の日時」に、「投棄の都度」を「その廃棄又は投棄の都度」に改め、同表第八号中「第二十六條の二」を「第六十五條」に改め、同表第九号中「第二十六條の四第一項」を「第七十二條第一項」に改め、同表第十号中「第三十五條に」を「第八十六條に」に改め、同表第十号口及び八中「第三十五條第二項第一号」を「第八十六條第二項第一号」に改め、同表第十一号中「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に改め、同条第六項中「表第四号二」を「

表第四号ニ及びホ」に改め、同条第七項中「法第四十三條の三の二第三項」を「法第四十三條の三の三の二第三項」に改め、同条を第六十二條とする。

第二十四條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「法第三十三條第一項」を「法第四十三條の三の二十第一項」に、「法第二十三條第一項」を「法第四十三條の三の五第一項」に改め、同条を第六十一條とする。

第二十三條の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項各号列記以外の部分中「法第三十一條第一項」を「法第四十三條の三の十八第一項」に改め、「合併」の下に「又は分割」を加え、「の各号」を削り、「連署」の下に「（新設分割の場合にあつては、署名）」を加え、同項第二号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「合併契約書」の下に「又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）」を加え、同項第二号中「合併の当事者の一方が原子炉設置者でない場合」を「合併

後存続する法人又は吸収分割により発電用原子炉施設を承継する法人が現に発電用原子炉設置者でない場合」に改め、同項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人」を加え、同項に次の二号を加える。

五 前号に規定する法人が法第四十三条の三の七第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第二十三条第三項中「正本及び副本各一通」を「正本一通及び写し一通」に改め、同条を第六十条とする。

第二十二条第一項中「法第三十条」を「法第四十三条の三の十七」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第二項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「法第二十三条第一項」を「法第四十三条の三の五第一項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に、「又は法第二十六条第一項」を「若しくは法第四十三条の三の八第一項」に改め、「変更の許可を受け」の下に「、又は法第四十三条の三の八第四項の

規定による届出をして」を加え、「にあつては、当該許可を受けて」を「における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後又は当該届出が受理された日から三十日（法第四十三條の三の八第五項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間）を経過」に改め、同条第三項中「変更に係る運転計画を」を「変更した運転計画を変更の日から三十日以内に」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、「変更の日から三十日以内に」を削り、同条第四項中「正本及び副本各一通」を「正本一通及び副本一通」に改め、同条を第五十九条とする。

第五条から第二十一条までを削る。

第四条中「令第十四條の」を「令第二十條の三の」に改め、同条第一項第一号中「令第十四條第三号」を「令第二十條の三第三号」に、「法第二十三條第二項第三号」を「法第四十三條の三の五第二項第三号」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「法第二十三條第二項第五号」を「法第四十三條の三の五第二項第五号」に、「前条第一項第二号」を「第三條第一項第二号」に、「法第二十三條第二項第八号」を「法第四十三條の三の五第二項第八号」に改め、「廃棄の方法を」の下に「記載し、法第四十三條の三の五第二項第九号の放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第六号に掲げ

る事項を記載し、法第四十三條の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三條第一項第七号に掲げる区分によつて」を加え、同項第二号中「令第十四條第五号」を「令第二十條の三第二号から第五号まで、第九号及び第十号」に、「工事工程表」を「工事の順序及び日程」に改め、同條第二項中「法第二十三條第二項第二号から第五号まで」を「法第四十三條の三の五第二項第二号から第五号まで、第九号又は第十号」に、「令第十四條」を「令第二十條の三」に改め、「の各号」を削り、同項第一号、第二号、第四号及び第七号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第九号中「核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄」を「発電用原子炉施設における放射線の管理」に改め、同項第十号中「原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等」を「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備」に改め、同條第三項中「、副本一通」を削り、同條を第五條とし、同條の次に次の四十三條を加える。

(届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更)

第六条 法第四十三條の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更は、法第四十三條の三の五第

二項第九号又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないものであつて、次に掲げるものとする。

一 第三條第一項第二号二(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の構造の変更であつて、同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原子炉施設において使用済燃料貯蔵設備の全部又は一部を共用するもの(当該使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の種類の変更を伴うものを除く。)

二 第三條第一項第二号トの放射性廃棄物の廃棄施設のうち、気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更であつて、発電用原子炉施設が同一の工場又は事業所内に二以上存在する場合において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備等の全部又は一部を共用するもの

三 第三條第一項第二号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の廃棄物の処理能力の変更のうち、貯蔵能力を変更するもの(固体廃棄物の廃棄設備の増設を伴うものを除く。)

四 第三條第一項第二号又(2)の非常用電源設備の構造の変更のうち、法第四十三條の三の五第一項又は

法第四十三條の三の八第一項の許可を受けた構造と同一の構造の非常用ディーゼル発電機の台数又は蓄電池の数を増加するもの（当該非常用ディーゼル発電機又は蓄電池に接続する設備の変更を伴うものを除く。）

（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更の届出）

第七條 発電用原子炉設置者は、法第四十三條の三の八第四項の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 工事計画

2 前項の届出書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 前項第三号の変更の内容については、第三條第一項第二号に掲げる区分によって記載すること。

- 二 前項第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
- 三 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
 - 二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書
 - 三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類
 - 四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
 - 五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
 - 六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する

説明書

- 七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
- 八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

十 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

4 第一項の届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(工事の計画の認可を要しない工事)

第八条 法第四十二条の三の九第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設の設置又は変更の工事は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 別表第一の上欄に掲げる工事の種類に依りて、それぞれ同表の中欄に掲げる工事

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域(以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。)内において行つ同法第七条第一項各号に掲げる行為(当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百六号)第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。)(に係る工事)(以下「制限工事」という。)(前号に掲げるものを除く。)

2 法第四十二条の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄

に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴つ変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）の変更を伴つ変更以外の変更とする。

3 法第四十二条の三の九第六項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第二号の工事計画に記載された事項の変更を伴つ場合以外の場合とする。

（工事の計画の認可等の申請）

第九条 法第四十二条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工事計画（次号に掲げるものを除く。）
- 三 品質管理監督システムの計画
- 四 工事工程表
- 五 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の種類に応じて、別表第二の中欄に掲げる事項（その申請が修理の工事に係る場合は、修理の方法）を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3 第一項の認可又は変更の認可の申請をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添えてその申請をしなければならない。

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十二条の三の九第一項の規定による認可又は同条第二項の規定による変更の認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可又は変更の認可を申請することができる。この場合において、第一項各号の書類のほか、当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその申請をしなければならない。

5 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(工事の計画に係る軽微な変更の届出)

第十条 法第四十二条の三の九第六項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更に係る発電用原子炉施設の概要
- 三 法第四十二条の三の九第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号
- 四 変更の内容
- 五 変更の理由

2 第一項の届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(工事の計画の届出を要する工事等)

第十一条 法第四十二条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの（発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。）とする。

2 法第四十二条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事を伴つ変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法等の変更を伴つ変更以外の変更とする。

(工事の計画の届出)

第十二条 法第四十二条の三の十第一項の規定による工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工事計画（次号に掲げるものを除く。）

三 品質管理監督システムの計画

四 工事工程表

五 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由

2 届出に係る発電用原子炉施設の種類に応じて、前項第二号の工事計画には別表第二の中欄に掲げる事項（その届出が修理の工事に係る場合は、修理の方法）を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすくように記載しなければならない。

3 第一項の届出をする場合は、第一項各号の書類のほか、当該発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添えてその届出をしなければならない。

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十二条の三の十第一項の規定による届出をすることができないときは、その理

由を付し、分割して届出をすることができる。この場合において、第一項各号の書類のほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。

5 第一項の届出書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(申請書又は届出書の記載事項の一部の省略)

第十二条 法第四十二条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十二条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に記載すべき事項のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て記載することを要しない旨の指示をしたものについては、第九条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、記載することを要しない。

(添付書類の省略)

第十四条 法第四十二条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十二条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て申請書又は届出書に添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第九条第二項又は第十一条第二項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

(使用前検査の申請)

第十五条 法第四十二条の三の十一第一項の検査(以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 申請に係る発電用原子炉施設の概要

四 法第四十二条の三の九第一項若しくは第二項の認可年月日及び認可番号又は法第四十二条の三の十一第一項の規定による届出をした年月日

五 検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所

六 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が発電用原子炉の変更の工事(発電用原子炉の基数の増加の工事を除く。)に係る場合には、第二号及び第四号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

- 一 工事の工程
- 二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）
- 三 発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標
- 四 保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項
 - イ 保守管理の実施に関する計画の始期（発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事に係る使用前検査の開始する日をいう。）及び期間
 - ロ 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
 - ハ 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
- 3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
- 4 前項に規定するもののほか、第二項第二号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5 第一項の申請書及び第二項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(使用前検査の実施)

第十六条 使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、原子力施設検査官（法第四十二条の三の十二第二項において準用する法第十六条の三第二項の規定に基づき独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が使用前検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員（法第六十六条の資格を有する者をいう。以下同じ。）（）が同表の下欄に掲げる検査事項（同表第一号の下欄に掲げる検査事項については、可搬型の機械又は器具に係る検査事項を除く。）について行つものとする。

工事の工程	検査事項
一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。	原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（

<p>()、計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)、放射性廃棄物の廃棄施設(排気筒を除く。)、放射線管理施設又は原子炉格納施設については、構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時</p>	<p>発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)、放射性廃棄物の廃棄施設(排気筒を除く。)、放射線管理施設又は原子炉格納施設の構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 材料検査 二 寸法検査 三 外観検査 四 組立て及び据付け状態を確認する検査 五 耐圧検査 六 漏えい検査 七 原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査
---	--

二 蒸気タービンの車室の下半部の据付けが完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時

一 蒸気タービンの構造 機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの

イ 材料検査

ロ 寸法検査

ハ 外観検査

ニ 組立て及び据付け状態を確認する検査

二 補助ボイラーの構造 機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの

イ 材料検査

ロ 寸法検査

ハ 外観検査

ニ 組立て及び据付け状態を確認する検査

ホ 耐圧検査

	<p>へ 漏えい検査</p>
<p>三 発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時</p>	<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所の機能又は性能であつて、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査</p>
<p>四 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時</p>	<p>原子炉本体、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及び発電</p>

	<p>電機の機能又は性能であつて、発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査</p>
<p>五 工事の計画に係る全ての工事が完了した時</p>	<p>発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査</p>

(使用前検査を要しない場合)

第十七条 法第四十二条の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 原子炉本体を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 二 前号に規定する発電用原子炉施設以外の発電用原子炉施設を試験のために使用する場合
- 三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある

場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五 制限工事の場合

（機構が行つ使用前検査等）

第十八条 法第四十二条の三の十二第二項において準用する法第十六条の三第二項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一 第十六条の表の上欄第一号及び第二号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項

二 第十六条の表の上欄第二号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの

イ ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の機能又は性能を

確認する検査のうち、一次冷却材の循環設備 二次冷却材の循環設備 一次ナトリウム補助設備 二次ナトリウム

補助設備 一次アルゴンガス系設備 メンテナンス冷却系設備 原子炉補助機冷却設備及び機器冷却系設備並びに別

表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

ロ ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち、制御棒駆動装置、計測装置、ナトリウム漏えい検出装置、破損燃料検出装置、安全保護設備（原子炉の非常停止並びに工学的安全施設及びこれ以外の設備であつて、重大な事故時に自動的に作動させる設備の作動に必要な計測制御系統施設をいう。以下この項において同じ。）及び制御用空気設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

ハ ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、原子炉格納施設の機能又は性能を確認する検査のうち、真空逃がし装置、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、蒸気タービン、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備又は補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所並びに別表

第二の中欄に掲げるこれらの基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置の機能又は性能を確認する
検査

三 第十六条の表の上欄第四号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの

イ 原子炉本体の機能又は性能を確認する検査のうち、炉心における燃料体の配置及び臨界状態を確認する検査並びに減速材温度係数の検査

ロ 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の機能又は性能を確認する検査

ハ 蒸気タービン、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及び発電機の機能又は性能を確認する検査のうち、発電用原子炉、蒸気タービン及び発電機相互の停止に係るインターロックを確認する検査

四 第十六条の表の上欄第五号に掲げる工事の工程において同表の下欄に掲げる検査事項のうち次に掲げるもの

イ 発電用原子炉の停止時において実施する検査のうち次に掲げるもの

(1) ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であつて、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち、一次冷却材の循環設備 二次冷却材の循環設備 一次ナトリウム補助設備 二次ナトリウム

ウム補助設備 一次アルゴンガス系設備 メンテナンス冷却系設備 原子炉補機冷却設備 及び機器冷却系設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

(2) ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であって、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の機能又は性能を確認する検査のうち、制御棒駆動装置、計測装置、ナトリウム漏えい検出装置、破損燃料検出装置、安全保護設備及び制御用空気設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

(3) ナトリウム冷却型発電用原子炉施設であって、原子炉格納施設の機能又は性能を確認する検査のうち、真空逃がし装置、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに別表第二の中欄に掲げる記載事項のうち基本設計方針、適用基準及び適用規格に係る設備又は装置に係るもの

(4) 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設であって、原子炉冷却系統施設のうち、余熱除去系設備、原子炉補機冷却系設備及び海水系設備に係るもの

(5) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、蒸気タービン、発電用原子炉の運転を管理するための制御装置、放射性

廃棄物の廃棄施設 放射線管理施設 常用電源設備 火災防護設備 浸水防護施設 補機駆動用燃料設備（非常電源設備又は補助ボイラーに係るものを除く。） 非常用取水設備 敷地内土木構造物 緊急時対策所並びに別表第二の中欄に掲げるこれらの基本設計方針 適用基準及び適用規格に係る設備又は装置の機能又は性能を確認する検査

ロ 発電用原子炉の出力運転時（定格出力運転時を除く。）において実施する検査

2 前項の規定にかかわらず、発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認められた場合は、当該発電用原子炉施設に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認められた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4 機構は、次条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（機構が行つ使用前検査の通知書等）

第十九条 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十六条の表の下欄に掲げる検査事

項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十二条の三の十一第三項において準

用する法第十六条の二第三項の規定により機構が行つ検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十一第三項の規定において準用する法第十六条の二第三項の規定により、機構が行つ検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受ける発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を行う時期

四 検査を行う場所

五 検査の対象

六 検査の方法

3 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一 第九条第一項の申請書及び同条第二項の書類（工事の計画を分割して申請した場合にあっては、同条第四項に規定する書類を含む。）、第十条第一項の届出書又は第十一条第一項の届出書及び同条第三項の書類（工事の計画を分割して届出をした場合にあつては、同条第四項に規定する書類を含む。）

二 第十五条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類（保守管理の目標又は実施に関する計画を変更した場合にあっては、同条第四項に規定する書類を含む。）

4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（使用前検査結果の通知）

第二十条 法第四十二条の三の十一第二項において準用する法第十六条の三第四項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

- 一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 検査を受けた発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査を行った年月日

四 検査を行った場所

五 検査の対象

六 検査の方法

七 検査の結果

(使用前検査合格証)

第二十一条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、当該申請に係る使用前検査合格証を交付する。

(試験使用の承認等の申請)

第二十二条 第十七条第一号又は第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用しようとする発電用原子炉施設の設置又は変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 使用しようとする発電用原子炉施設の概要

四 法第四十二条の三の九第一項若しくは第二項の工事の計画の認可年月日及び認可番号又は法第四十二条の三の十第

一 項の規定による届出をした年月日

五 申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間

六 使用の方法

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、当該申請が試験のための使用以外の使用に係る場合には、第二号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

二 試験項目及び試験工程表

(燃料体検査の申請)

第二十三条 法第四十二条の三の十二第一項の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 燃料体の型式

三 法第四十二条の三の十二第二項の燃料体の設計の認可年月日及び認可番号

四 燃料体の個数（燃料要素の集合体である燃料体に係る場合は、燃料要素の数を併せて記載すること。）

五 検査を受けようとする加工の工程、期日及び場所

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。

一 加工の工程

二 燃料体の品質管理の状況 加工の内容等

3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（燃料体検査の実施）

第二十四条 法第四十二条の三の十二第一項の原子力規制委員会規則で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、原子力施設検査官（法第四十二条の三の十二第六項の規定に基づき機構が法第四十二条の三の十二第一項の検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員）が同表の下欄に掲げる検査事項に就いて行つたものとする。

<p>加工の工程</p>	<p>一 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時</p>	<p>検査事項</p>
<p>二 燃料要素の集合体である燃料体については、燃料要素の加工が完了した時</p>	<p>燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認 その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査</p>	<p>燃料要素の集合体である燃料体に係る次の検査</p> <p>一 寸法検査</p> <p>二 湾曲度を確認する検査</p> <p>三 外観検査</p> <p>四 表面汚染密度検査</p> <p>五 溶接部の非破壊検査</p>

	<p>六 ヘリウム漏えい検査(三)の項の下欄第二号の検査が行われる場合を除く。</p>
<p>三 加工が完了した時</p>	<p>組み立てられた燃料体に係る次の検査</p> <p>一 寸法検査</p> <p>二 外観検査</p> <p>三 ヘリウム漏えい検査(二)の項の下欄第六号の検査が行われる場合を除く。</p>

(燃料体検査を要しない場合)

第二十五条 法第四十二条の三の十二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、原子力規制委員会が支障がないと認めて前条の表の上欄の加工の工程の全部又は一部における検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合とする。

(燃料体の設計の認可)

第二十六条 法第四十二条の三の十二第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率
 - 三 燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成
 - 四 燃料体の構造及び重量
 - 五 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 六 燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式を含む。）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書
 - 二 燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素）の強度計算書
 - 三 燃料体の構造図

四 加工のフローシート

五 品質保証に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(機構が行う燃料体検査)

第二十七条 法第四十二条の三の十二第六項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一 第二十四条の表の第一号及び第二号に規定する検査

二 第二十四条の表の第二号に規定する検査（第二十五条の規定により原子力規制委員会が支障がないと認めて第二十四条の表の第一号及び第二号の上欄に掲げる工程の全部における検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、燃料体の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認められた場合は、当該燃料体に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認められた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4 機構は、次条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行つ燃料体検査の通知書等)

第二十八条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十四条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書(法第四十三条の三の十二第六項の規定により機構が行つ検査に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出又は同条第二項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十二第六項の規定により、機構が行つ検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を行う時期

三 検査を行う場所

四 検査の対象

五 検査の方法

3 前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一 第二十三条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類

二 検査を受ける燃料体に係る第二十六条第一項の申請書及び同条第二項の書類

4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(燃料体検査結果の通知)

第二十九条 法第四十二条の三の十一第七項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行つものとする。

一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 検査を行つた年月日

三 検査を行つた場所

四 検査の対象

五 検査の方法

六 検査の結果

(燃料体検査合格証)

第二十条 原子力規制委員会は、法第四十二条の三の十二第一項の検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る燃料体検査合格証を交付する。

(溶接事業者検査を行うべき発電用原子炉施設)

第二十一条 法第四十二条の三の十三第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるとおりとする。

- 一 原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器
- 二 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。以下この条において同じ。）、計測制御系統施設又は放射線管理施設に属する容器であつて非常時に安全装置として使用されるもの
- 三 原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分

四 原子炉冷却系統施設 計測制御系統施設 放射線管理施設又は原子炉格納施設のうち原子炉格納容器安全設備 放

放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備若しくは圧力逃がし装置に属する管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定するものを除く。）

五 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。以下この条において同じ。）若しくは放射線管理施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又は

これらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

六 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設若しくは放射線管理施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（第二号及び第四号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接

を必要とするもの

イ 水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ 液化ガス（通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上であつて現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であつて現に液体の状態であるものをいう。以下同じ。）用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル

ハ イ又はロに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ニ イ又はロに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

七 蒸気タービンに係る蒸気だめ若しくは熱交換器又は非常用電源設備 補助ボイラー若しくは補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に属する容器のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの

八 蒸気タービン、非常用電源設備 補助ボイラー、火災防護設備又は区画排水設備に係る外径百五十三ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの

(溶接事業者検査の実施)

第二十一条 溶接事業者検査は、溶接の状況について、法第四十二条の三の十四に規定する技術上の基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

(溶接事業者検査の記録)

第二十三条 溶接事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行った者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理

九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

2 溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については、当該検査に係る原子炉容器等の存続する期間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十二条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

(溶接事業者検査を要しない場合)

第二十四条 法第四十二条の三の十三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないと認めて溶接事業者検査を行わないで使用することができる旨の指示をした場合

二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設に属する設備として使用する場合

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第五十三条第一項の

溶接検査に合格した設備又は同規則第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する同規則第八十四条第

一 項の検定を受けた設備

□ 発電用原子炉施設（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であつて、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する同法第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三 漏止め溶接のみをした第三十一条第六号から第八号までに規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

（溶接安全管理審査の申請）

第二十五条 法第四十二条の三の十三第二項の審査（以下「溶接安全管理審査」といふ。）を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

（溶接安全管理審査の実施）

第二十六条 溶接安全管理審査は、次に掲げるいずれかの方法により行つものとする。

一 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認するとともに、継続的な品質保証の確保がなされているか否かを確認する方法

二 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する方法

(溶接安全管理審査の実施時期)

第二十七条 法第四十二条の三の十三第二項の原子力規制委員会規則で定める時期は、次のとおりとする。

一 直近の法第四十二条の三の十三第七項の通知(この号に規定する耐圧試験に係る通知であつて、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織に係るものを除く。以下この条において単に「通知」という。

(において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、耐圧試験を行う時期及び当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

二 前号に規定する組織であつて、通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接安全管理審査を受ける必要があるとして原子力規制委員会が定めるものについては、溶接安全管理審査を受ける必要が生じた時期

三 前二号に掲げる組織以外の組織については、溶接事業者検査を行う時期

(溶接安全管理審査の対象となる事項)

第二十八条 法第四十二条の三の十三第四項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 二 検査記録の管理に関する事項
- 三 検査に係る教育訓練に関する事項

(溶接安全管理審査結果の通知)

第二十九条 法第四十二条の三の十三第五項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によって行うものとする。

- 一 審査を受けた組織の名称
- 二 審査年月日
- 三 審査の結果

(溶接事業者検査を行った旨の表示)

第四十条 原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものを設置する発電用原子炉設置者は、当該原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものに係る溶

接事業者検査を終了したときは、当該原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものに溶接事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(施設定期検査を受ける発電用原子炉施設)

第四十一条 法第四十二条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設(次号に掲げるものを除く。)、計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)、放射性廃棄物の廃棄施設(排気筒を除く。)、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備
- 二 次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具であつて、最高使用圧力零キロパスカル以上の圧力を加えられる部分があるもの

設備の種類	機械又は器具
-------	--------

蒸気タービン本体	タービン本体 主要弁 復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器 冷却塔 給水ポンプ、管 蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

2 前項の規定にかかわらず、法第四十二条の三の三十二第一項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。

- 一 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- 二 放射性廃棄物の廃棄施設
- 三 放射線管理施設

四 非常用電源設備

(施設定期検査の申請)

第四十二条 法第四十二条の三の十五第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び出力
 - 四 検査を受けようとする期日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画
 - 二 前号の定期事業者検査に関する放射線管理
 - 三 発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標
 - 四 保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項

- イ 保守管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日をいう。）及び期間
 - ロ 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
 - ハ 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
 - 五 前回の施設定期検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあつては、第十五条第二項第二号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）の内容に変更があつた場合には、その変更の内容を説明する書類
 - 六 前回の施設定期検査において提出した第二号及び第四号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあつては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類
- 3 第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設についての施設定期検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類

四 検査を受けようとする期日

4 第一項の申請書若しくは第二項第一号から第五号までの書類又は前項の申請書の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

5 前項に規定するもののほか、第二項第二号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

6 第一項又は第二項の申請書及び第四項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(施設定期検査の実施)

第四十二条 施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において記載された定期事業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官（法第四十二条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第二項の規定に基づき機構が施設定期検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員。次項において同じ。）が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認すること

とにより行つものとする。

一 第四十一条第一項第二号の設備にあつては、次に掲げる定期事業者検査に係る事項

イ タービン本体、主要弁、復水器、熱交換器及び主な配管の非破壊検査

ロ タービン本体及び主要弁の組立て及び据付け状態を確認する検査並びに保安装置の作動検査

二 蒸気タービン及びナトリウム冷却型発電用原子炉施設にあつては、前号に掲げるもののほか、その他原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項

三 蒸気タービン及びナトリウム冷却型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）にあつては、前各号に掲げるもののほか、通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、次に掲げる事項について、施設定期検査を受ける者が行つ試運転その他の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行つものとする。

一 第四十一条第二項第一号に係る設備にあつては、次に掲げる事項

イ 燃料取扱設備の系統運転性能検査

- 新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査
- 八 使用済燃料貯蔵設備の系統運転性能検査
- 二 第四十一条第二項第二号に係る設備にあつては、次に掲げる事項
 - イ 液体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査
 - 液体廃棄物貯蔵設備及び処理設備の系統運転性能検査
 - 八 液体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - 二 液体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - ホ 固体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査
 - へ 固体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - ト 固体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
- 三 第四十一条第二項第二号に係る設備にあつては、次に掲げる事項
 - イ エリアモニタリング設備の設定値確認検査
 - エリアモニタリング設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

ハ エリアモニタリング設備の作動検査

ニ プロセスモニタリング設備の設定値確認検査

ホ プロセスモニタリング設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

ヘ プロセスモニタリング設備の作動検査

ト 固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備の設定値確認検査

チ 固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備の警報の動作状況の確認検査

リ 換気設備の性能検査

四 第四十一条第二項第四号に係る設備にあつては、次に掲げる事項

イ 非常用発電装置の性能検査

ロ 無停電電源装置の性能検査

(施設定期検査の実施時期)

第四十四条 法第四十二条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降十二月を超えない時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は基数の増加の

工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降十二月を超えない時期とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十二条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）とする。

（施設定期検査を要しない場合）

第四十五条 法第四十二条の三の十五第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合
- 二 使用の状況から前条に規定する時期に施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。
- 三 災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に施設定期検査を受けることが著しく困難であると認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

- 2 前項第二号又は第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査を受けよとする発電用原子炉施設の種類及び出力
 - 四 直近の施設定期検査が終了した年月日
 - 五 施設定期検査開始希望年月日及びその理由
- 3 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、第一項第三号の承認を受けよとする場合には、当該書類を添付することを要しない。
- (機構が行つた施設定期検査等)
- 第四十六条 法第四十二条の三の十五第二項の原子力規制委員会規則で定める特定重要発電用原子炉施設は、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するため)の制御装置を除く。(放射性廃棄物の廃棄施設(排気筒を除く)、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十二条の三の十五第二項の原子力規制委員会規則で

定める特定重要発電用原子炉施設は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及び非常用電源設備のうち核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものとする。

3 法第四十二条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第二項の規定により機構が行つた検査に関する事務の一部は、第四十二条第一項第一号に掲げるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十二条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により原子力規制委員会が機構に行わせる検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一 第四十二条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 第四十二条第二項第三号に掲げる事項のうち、換気設備の性能検査以外のもの

三 第四十二条第二項第四号に掲げる事項のうち、非常用発電装置の性能検査以外のもの

5 前二項の規定にかかわらず、特定重要発電用原子炉施設の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該特定重要発電用原子炉施設に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

6 原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

7 機構は、次条第二項の通知に基づき、第二項又は第四項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(機構が行う施設定期検査の通知書等)

第四十七条 原子力規制委員会は、第四十二条第一項又は第二項の申請書の提出を受けた場合には、第四十三条第一項各号に掲げる事項又は第四十一条第二項に掲げる施設に係る施設定期検査について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書(法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第四十二条第一項若しくは第二項の申請書の提出又は同条第四項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

- 一 検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
- 二 検査を受ける発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を行う時期

四 検査を行う場所

五 検査の対象

六 検査の方法

3 前項の通知書には、第四十二条第一項の申請書及び同条第二項の書類若しくは同条第三項の申請書又は同条第四項の書類（保守管理の目標又は実施に関する計画を変更した場合にあつては同条第五項に規定する書類を含み、定期事業者検査に係る判定方法を変更した場合にあつては同条第六項に規定する書類を含む。）の写しを添付するものとする。

4 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（施設定期検査結果の通知）

第四十八条 法第四十二条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第四項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行つものとする。

一 検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二 検査を受けた発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を行った年月日

四 検査を行った場所

五 検査の対象

六 検査の方法

七 検査の結果

(施設定期検査終了証)

第四十九条 原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めるときは、施設定期検査終了証を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十二条の三の三十一第一項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

(定期事業者検査を行つべき発電用原子炉施設)

第五十条 法第四十二条の三の十六第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるものとする。

一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く)、計測制御系統

施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く）、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（補助ボイラー及び非常用発電設備に係るものを除く。）及び非常用取水設備

二 次の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具（非常用電源設備に属するものを除く。）

設備の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

(定期事業者検査の実施時期)

第五十一条 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行つものとする。

一 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、第四十四条又は第四十五条の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けるべき時期

二 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第二号に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は直近の施設定期検査が終了した日から次回の施設定期検査を開始する日までの期間において六月を超えない時期」と

2 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時における発電用原子炉施設の保安の確保に支障をきたさないもの(施設定期検査を受けるべきものを除く。)にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行つことができる。

3 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行つも

のつらぬ。

一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行つべき時期を定めて承認したとき。

二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行つべき時期を定めて承認したとき。

4 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を行つべき発電用原子炉施設の種類及び出力

四 直近の定期事業者検査が終了した年月日

五 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

5 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、

当該申請が第二項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

(定期事業者検査の実施)

第五十二条 定期事業者検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

- 一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
- 二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法
- 三 各部の損傷、変形、摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するために十分な方法

(定期事業者検査の記録)

第五十三条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行った者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 検査の実施に係る組織

八 検査の実施に係る工程管理

九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

2 定期事業者検査の結果の記録は、その特定発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(定期安全管理審査の申請)

第五十四条 法第四十二条の三の十六第四項の審査(以下「定期安全管理審査」という。)を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

(定期安全管理審査の実施時期)

第五十五条 法第四十二条の三の十六第四項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査を行う時期とする。

(定期安全管理審査の対象となる事項)

第五十六条 法第四十二条の三の十六第五項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 二 検査記録の管理に関する事項
- 三 検査に係る教育訓練に関する事項

2 直近の法第四十二条の三の十六第六項において準用する法第四十二条の三の十二第七項の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織については、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第二号の規定を適用しない。

(定期安全管理審査結果の通知)

第五十七条 法第四十二条の三の十六第六項において準用する法第四十二条の三の十二第五項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によって行つものとする。

一 審査を受けた組織の名称

二 審査年月日

三 審査の結果

2 原子力規制委員会は、法第四十二条の三の十六第六項において準用する法第四十二条の三の十二第七項の通知（機構が行った法第四十二条の三の十六第四項の規定による審査の結果に基づく同条第六項において準用する法第四十二条の三の十二第六項の評定の結果に限る。）の写し一通を機構に送付するものとする。

（電磁的方法による保存）

第五十八条 第三十二条第一項各号及び第五十二条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第四十二条の三の十二第一項並びに第四十二条の三の十六第一項及び第三項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第二条の見出し中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「法第二十条第二項」を「法第四十二条の三の五第二項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第一号中「法第二十三条第二項第三号」を「法第四十二条の三の五第二項第三号」に、「原子炉」を「発電用原

子炉」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 法第四十三條の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 発電用原子炉施設の位置

(1) 敷地の面積及び形状

(2) 敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置

ロ 発電用原子炉施設の一般構造

(1) 耐震構造

(2) 耐津波構造（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。

）第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(3) その他の主要な構造

八 原子炉本体の構造及び設備

- (1) 発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）
 - (i) 構造
 - (ii) 燃料体の最大挿入量
 - (iii) 主要な核的制限値
 - (iv) 主要な熱的制限値
- (2) 燃料体
 - (i) 燃料材の種類
 - (ii) 被覆材の種類
 - (iii) 燃料要素の構造
 - (iv) 燃料集合体の構造
 - (v) 最高燃焼度
- (3) 減速材及び反射材の種類

- (4) 原子炉容器
 - (i) 構造
 - (ii) 最高使用圧力及び最高使用温度
 - (5) 放射線遮蔽体の構造
 - (6) その他の主要な事項
- 二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備
- (1) 核燃料物質取扱設備の構造
 - (2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力
 - (3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力
- ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備
- (1) 一次冷却材設備
 - (i) 冷却材の種類
 - (ii) 主要な機器及び管の個数及び構造

(iii) 冷却材の温度及び圧力

(2) 二次冷却設備

(i) 冷却材の種類

(ii) 主要な機器の個数及び構造

(3) 非常用冷却設備

(i) 冷却材の種類

(ii) 主要な機器及び管の個数及び構造

(4) その他の主要な事項

へ 計測制御系統施設の構造及び設備

(1) 計装

(i) 核計装の種類

(ii) その他の主要な計装の種類

(2) 安全保護回路

- (i) 原子炉停止回路の種類
 - (ii) その他の主要な安全保護回路の種類
 - (3) 制御設備
 - (i) 制御材の個数及び構造
 - (ii) 制御材駆動設備の個数及び構造
 - (iii) 反応度制御能力
 - (4) 非常用制御設備
 - (i) 制御材の個数及び構造
 - (ii) 主要な機器の個数及び構造
 - (iii) 反応度制御能力
 - (5) その他の主要な事項
- ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
- (1) 気体廃棄物の廃棄施設

- (i) 構造
 - (ii) 廃棄物の処理能力
 - (iii) 排気口的位置
- (2) 液体廃棄物の廃棄設備
- (i) 構造
 - (ii) 廃棄物の処理能力
 - (iii) 排水口的位置
- (3) 固体廃棄物の廃棄設備
- (i) 構造
 - (ii) 廃棄物の処理能力
- チ 放射線管理施設の構造及び設備
- (1) 屋内管理用の主要な設備の種類
 - (2) 屋外管理用の主要な設備の種類

リ 原子炉格納施設の構造及び設備

- (1) 原子炉格納容器の構造
- (2) 原子炉格納容器の設計圧力及び設計温度並びに漏えい率
- (3) 非常用格納容器保護設備の構造
- (4) その他の主要な事項

又 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備

- (1) 常用電源設備の構造
- (2) 非常用電源設備の構造
- (3) その他の主要な事項

第三条第一項第三号中「法第二十三条第二項第六号」を「法第四十三条の三の五第二項第六号」に、「工事工程表」を「工事の順序及び日程」に改め、同項第四号中「法第二十三条第二項第七号」を「法第四十三条の三の五第二項第七号」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第五号中「法第二十三条第二項第八号」を「法第四十三条の三の五第二項第八号」に改め、同項に次の二号を加える。

六 法第四十三条の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法

ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項

ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果

七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

イ 運転時の異常な過渡変化（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。） 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ロ 設計基準事故 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

八 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及び評価結果

第三条第二項中「前項の申請書に添付すべき」を削り、「令第十二条第二項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第二十条の二第二項」に改め、「の各号」を削り、同項第一号、第二号、第四号及び第七号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第九号中「核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄」を「発電用原子炉施設の放射線の管理」に改め、同項第十号中「原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等」を「発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備」に改め、同条第三項中「、副本一通」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（重大事故）

第四条 法第四十三條の三の六第一項第三号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げる

ものとする。

一 炉心の著しい損傷

二 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷

附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一（第八条、第十一条関係）

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
一 設置の工事 二 変更の工事 (一) 発電用原子炉の基数の増加 (二) 発電用原子炉の基数の増加の 工事以外の変更の工事であつて	発電用原子炉の設置 発電用原子炉の基数の増加の工事	

、次の発電用原子炉施設に係る

もの

1 原子炉本体

1 ナトリウム冷却型発電用原子炉

施設に係るものの改造であつて、

次に掲げるもの

(1) 炉型式、定格熱出力、過剰反

応度又は反応度係数の変更を伴

うもの

(2) 炉心に係るもの

(3) 反射材

(4) 原子炉容器本体（監視試験片

を除く。）

(5) 原子炉容器支持構造物に係る

1 ナトリウム冷却型発電用原子

炉施設に係るものの修理であつ

て、次に掲げるもの

(1) 原子炉容器本体（監視試験

片を除く。）、原子炉容器付

属構造物又は原子炉容器内部

構造物に係るものの取替え

(2) 炉心（炉心支持構造物に限

る。）、反射材、原子炉容器

本体（監視試験片を除く。）

、原子炉容器支持構造物、原

<p>2 核燃料物質の取扱施設及び 貯蔵施設</p>	<p>1 改造であつて、次に掲げるもの (1) 燃料取扱設備（使用済燃料を 取扱うものに限る。）に係るもの</p>	<p>1 改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、燃料取扱設備（ポンプ、ブロワ及び主要弁を除く）、新燃料貯蔵設備、使</p>
	<p>(6) 原子炉容器付属構造物に係るもの (7) 原子炉容器内部構造物に係るもの (8) 原子炉本体の基本設計方針 適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p>	<p>子炉容器付属構造物又は原子炉容器内部構造物に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>

<p>(2) 新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）に係るもの</p>	<p>用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備（重水減速沸騰軽水冷却型原子炉</p>
<p>(3) 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料貯蔵槽（水中ラック及び使用済燃料の密封性を監視する設備を除く。重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設にあつては使用済燃料貯蔵プール）、使用済燃料運搬用容器ピット、使用済燃料貯蔵ラック又は使用済燃料貯蔵用容器に限る。）に係るもの</p>	<p>施設にあつてはプール水冷却浄化系設備）（ポンプを除く。） 、使用済燃料貯蔵設備（重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設にあつては使用済燃料貯蔵プール）、炉外燃料貯蔵設備（炉外燃料貯蔵槽補助ナトリウム設備、炉外燃料貯蔵槽アルゴンガス設備又はライニング設備に限る。）に係るもの</p>
<p>(4) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備（重水減速沸騰軽水型原子炉</p>	<p>2 修理であつて、燃料取扱設備</p>

施設にあつてはプール水冷却浄
化系設備)に係るもの

(5) 炉外燃料貯蔵設備(炉外燃料
貯蔵槽、炉外燃料貯蔵槽冷却設
備又は炉外燃料貯蔵槽補助ナト
リウム設備(一次系に係るもの
に限る。))に限る。))に係るもの

(6) 核燃料物質の取扱施設及び貯
蔵施設の基本設計方針、適用基
準又は適用規格の変更を伴うもの

(使用済燃料を取扱うものに限

る。)、新燃料貯蔵設備(新燃
料貯蔵ラックに限る。)、使用
済燃料貯蔵設備(使用済燃料貯
蔵槽(重水減速沸騰軽水冷却型
原子炉施設にあつては使用済燃
料貯蔵プール)、使用済燃料運
搬用容器ピット、使用済燃料貯
蔵ラック又は使用済燃料貯蔵用
容器に限る。))又は炉外燃料貯
蔵設備(炉外燃料貯蔵槽、炉外
燃料貯蔵槽冷却設備又は炉外燃
料貯蔵槽補助ナトリウム設備)

3 原子炉冷却系統施設

<p>1 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るものを除く。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 一次冷却材の種類又は酸素濃度の変更を伴つもの</p> <p>(2) 原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力、温度又は流量の変更を伴つもの</p>	<p>1 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るものを除く。）（中欄に掲げるものを除く。）であつて、二次アルゴンガス系設備、メンテナンス冷却系設備又は原子炉補機冷却設備（ポンプ及び主要弁を除く。）に係るもの</p>
--	--

	<p>(3) 一次主冷却系中間熱交換器一 次側の一次冷却材の温度又は流 量の変更を伴うもの</p> <p>(4) 一次冷却材の循環設備に係る もの</p> <p>(5) 二次冷却材の種類又は酸素濃 度の変更を伴うもの</p> <p>(6) 一次主冷却系中間熱交換器一 次側の二次冷却材の温度又は流 量の変更を伴うもの</p> <p>(7) 蒸気発生器ナトリウム側の二 次冷却材の温度又は流量の変更 を伴うもの</p>	<p>2 ナトリウム冷却型発電用原子 炉施設（蒸気タービンに係るも のを除く。）に係るものの修理 であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 一次冷却材の循環設備、一 次ナトリウム補助設備（原子 炉冷却材バウンダリ又は原子 炉カバールガス等バウンダリに 係るものに限る。）、一次ア ルゴンガス系設備（原子炉冷 却材バウンダリ又は原子炉カ バールガスバウンダリに係るも のに限る。）又はメンテナンス</p>
--	--	--

(8) 二次冷却材の循環設備に係るもの	ス冷却系設備（原子炉冷却材バウンダリに係るものに限る。）に係るものの取替え
(9) 補助冷却設備に係るもの	(2) 一次冷却材の循環設備、二次冷却材の循環設備、補助冷却設備、一次ナトリウム補助設備、二次ナトリウム補助設備、一次アルゴンガス系設備、メンテナンス冷却系設備（一次冷却系に係るものに限る。）、ライニング設備、原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）又は機器冷却
(10) 一次ナトリウム補助設備に係るもの	
(11) 二次ナトリウム補助設備に係るもの	
(12) 一次アルゴンガス系設備に係るもの	
(13) メンテナンス冷却系設備（一次冷却系に係るものに限る。）	
に係るもの	
(14) ライニング設備	

<p>(15) 原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）に係るもの</p> <p>(16) 機器冷却系設備（非常用のものに限る。）に係るもの</p>	<p>(17) 原子炉冷却系統施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p>	<p>2 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンを除く。）であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 余熱除去系設備に係るもの</p> <p>(2) 原子炉補機冷却系設備（非常</p>	<p>系設備（非常用のものに限る。）の性能又は強度に影響を及ぼすもの</p> <p>3 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、原子炉補機冷却系設備又は海水系設備に係るもの</p> <p>4 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るものの修理であって、余熱除去系設備、原子炉補機冷却系設備（非常用のものに限る。）又は海水系設備（非常</p>
---	---	--	--

用のものに限る。)	(3) 海水系設備（非常用のものに限る。）に係るもの	用のものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの
(4) 原子炉冷却系統施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	5 蒸気タービンの設置	6 蒸気タービンの改造であって、次に掲げるもの
(1) 主蒸気止め弁の入口の圧力又は温度の変更を伴うもの (2) 回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの	(3) 車室、円板又は車軸の強度	

<p>4 計測制御系統施設</p>	<p>1 発電用原子炉施設に係るもの の改造（発電用原子炉の運転を管理 するための制御装置に係るものを</p>	<p>の変更を伴うもの (4) 调速装置又は非常调速装置 の種類の変更を伴うもの 7 蒸気タービンの取替え 8 蒸気タービンの修理であって 、次に掲げるもの (1) 車室、円板又は車軸の強度 に影響を及ぼすもの（溶接補 修を除く。）</p>
-----------------------	---	---

	<p>除く。()であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 制御用空気設備（非常用のものに限る。()に係るもの</p> <p>2 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置の改造であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 制御方式の変更を伴うもの</p> <p>(2) 中央制御室機能の変更を伴うもの</p> <p>(3) 中央制御室外原子炉停止機能の変更を伴うもの</p> <p>(4) 緊急時制御室機能の変更を伴</p>	<p>ものを除く。()中欄に掲げるものを除く。()であって、制御用空気設備に係るもの</p> <p>2 発電用原子炉施設に係るものの修理であって、制御用空気設備（非常用のものに限る。()に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p> <p>3 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。()であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 制御方式又は制御方法の変</p>
--	--	---

	<p>3 ナトリウム冷却型発電用原子炉 施設に係るものの改造であつて、 次に掲げるもの</p> <p>(1) 制御方式（非常用のものに限る。）又は制御方法（非常用のものに限る。）の変更を伴つもの</p> <p>(2) 制御材に係るもの</p> <p>(3) 制御棒駆動装置</p> <p>(4) 計測装置（非常用のものに限る。）に係るもの</p> <p>(5) ナトリウム漏えい検出装置（</p>
<p>更を伴つもの</p> <p>(2) 計測装置に係るもの</p> <p>(3) ナトリウム漏えい検出装置に係るもの</p> <p>4 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 制御棒駆動装置（原子炉力バーガスバウンダリに係る案内管に限る。）の取替え</p> <p>(2) 制御材、制御棒駆動装置又は制御用空気設備（非常用のものに限る。）に係るもの</p>	

<p>5 放射性廃棄物の廃棄施設</p>	<p>改造であつて、次に掲げるもの</p> <p>4 計測制御系統施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴つもの</p> <p>(8) 工学的安全施設及びそれ以外の重大な事故時に自動的に作動させる設備の作動信号の変更を伴つもの</p> <p>(7) 原子炉非常停止信号の変更を伴つもの</p> <p>(6) 破損燃料検出装置</p> <p>非常用のものに限る。）</p>	<p>性能又は強度に影響を及ぼすもの</p> <p>1 改造（中欄に掲げるものを除</p>
--------------------------	--	---

<p>(1) 気体、液体又は固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理に係る容器又は原子炉格納容器ハウンドリに係るものに限る。）若しくは排気筒に係るもの</p> <p>(2) 放射性廃棄物の廃棄施設の基 本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p>	<p>く。）であつて、気体、液体若しくは固体廃棄物貯蔵設備（ポンプを除く。）、気体、液体若しくは固体廃棄物処理設備（ポンプ、圧縮機、送風機、排風機及びブロワを除く。）、堰その他の設備又は原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備若しくは廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装 置若しくは自動警報装置に係るもの</p> <p>2 修理であつて、気体、液体若</p>
--	---

6 放射線管理施設

<p>1 改造であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) プロセスモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの</p> <p>(2) エリアモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの</p>	<p>1 改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備又は移動式周辺モニタリング設備に係るもの</p> <p>2 修理であつて、換気設備（非</p>
--	---

<p>(3) 換気設備（非常用のものに限る。）に係るもの</p>	<p>常用のものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>
<p>2 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの</p>	<p>3 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、生体遮蔽装置に係るもの</p>
<p>(1) 生体遮蔽装置（中央制御室遮蔽又は外部遮蔽又は中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所、緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）に係るもの</p>	<p>4 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、生体遮蔽装置（中央制御室遮蔽、外部遮蔽又は中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所、緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線</p>
<p>3 放射線管理施設の基本設計方針</p>	<p>策所において従事者等の放射線</p>

7 原子炉格納施設

<p>、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p>	<p>ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの</p>	<p>防護を目的として設置するものに限る。()に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>
<p>(1) 原子炉格納容器に係るもの (2) 二次格納施設に係るもの (3) 圧力低減設備その他の安全設備に係る真空逃がし装置 (4) ライニング設備 (5) 原子炉格納施設の基本設計方</p>	<p>1 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの修理であつて、原子炉格納容器、二次格納施設、圧力低減設備その他の安全設備に係る真空逃がし装置又はライニング設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>	

8 その他発電用原子炉の附属

施設

(1) 非常用電源設備

針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

改造であつて、次に掲げるもの

(1) 常用電源設備との切換方法の変更を伴うもの

(2) ガスタービン（ガスタービン

に附属する空気圧縮機及びガス圧縮機（空気だめ及びガスだめの安全弁又は冷却塔若しくは冷却池に限る。）を除く。）に係

1 改造（中欄に掲げるものを除

く。）であつて、ガスタービン、内燃機関又は燃料設備に係るもの

2 修理であつて、ガスタービン（ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機（空気だめ若しくはガスだめの安全弁又

るもの

- (3) 内燃機関（機関若しくは過給機、调速装置若しくは非常调速装置、内燃機関に附属する冷却水設備、内燃機関に附属する空気圧縮設備（空気だめ又は圧縮機に限る。）又は燃料デイトンク若しくはサービスタンクに限る。）に係るもの
- (4) ガスタービン及び内燃機関以外を用いた発電装置に係るもの
- (5) 燃料設備（貯蔵槽又は容器に限る。）に係るもの

は冷却塔若しくは冷却池に限る。（を除く。）

- 、内燃機関（機関若しくは過給機、调速装置若しくは非常调速装置、内燃機関に附属する冷却水設備、内燃機関に附属する空気圧縮設備（空気だめに限る。）又は燃料デイトンク若しくはサービスタンクに限る。）
- 、ガスタービン及び内燃機関以外を用いた発電装置、燃料設備（貯蔵槽又は容器に限る。）
- 、発電機（発電装置又

(2) 常用電源設備

<p>(6) 発電機（発電機又は励磁装置に限る。）に係るもの</p> <p>(7) 冷却設備に係るもの</p> <p>(8) その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係るもの</p> <p>(9) 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p>	<p>は励磁装置に限る。）、冷却設備又はその他の電源装置（非常用のものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>
<p>1 発電機の設置</p> <p>2 発電機の改造であつて、次に掲げるもの</p>	<p>1 電圧十七万ボルト以上であつて、容量十万千ボルトアンペア以上の変圧器の設置（中欄に</p>

	<p>(1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの</p> <p>(2) 周波数の変更を伴うもの</p> <p>3 電圧三十万ボルト以上かつ容量十萬キロボルトアンペア以上の変圧器の設置</p> <p>4 電圧三十万ボルト以上かつ容量十萬キロボルトアンペア以上の変圧器の改造のうち、次に掲げるものの</p> <p>(1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの</p>	<p>掲げるものを除く。)</p> <p>2 電圧十七万ボルト以上であつて、容量十萬キロボルトアンペア以上の変圧器の改造であつて、次に掲げるもの(中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(1) 二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの</p> <p>(2) 電圧調整装置を付加するものの</p> <p>(3) 電圧十七万ボルト以上であつて、容量十萬キロボルトアンペア以上の変圧器の取替え</p>
--	--	--

	<p>(2) 電圧調整装置を付加するもの</p> <p>5 送電線引出口の遮断器（需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第九条の表第六号に規定する需要設備をいう。以下同じ。）と電氣的に接続するためのものを除く。）であつて、電圧三十万ボルト以上のもの設置（ガス遮断器又はガス遮断器以外の遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。）</p> <p>6 送電線引出口の遮断器（需要設備（ガス遮断器又はガス遮断器以外の遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。）</p>
<p>4 送電線引出口の遮断器（需要設備と電氣的に接続するためのものを除く。）であつて、電圧十七万ボルト以上のもの設置（中欄に掲げるもの及びガス遮断器又はガス遮断器以外の遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。）</p> <p>5 送電線引出口の遮断器（需要設備と電氣的に接続するためのものを除く。）であつて、電圧十七万ボルト以上のもの改造</p>	

<p>備と電氣的に接続するためのものを除く。()であつて、電圧三十万ボルト以上のものの改造のうち、二十パーセント(ガス遮断器及び真空遮断器にあつては、三十パーセント)以上の遮断電流の変更を伴うもの</p>	<p>7 遮断器であつて、周波数低下による事故の拡大を防止するために設置するもののうち電氣事業(電氣事業法第二条第一項第九号に規定する電氣事業をいう。()の用に供する電圧三十万ボルト以上のもの</p>
<p>のうち、二十パーセント(ガス遮断器及び真空遮断器にあつては、三十パーセント)以上の遮断電流の変更を伴うもの(中欄に掲げるものを除く。)</p>	<p>6 他の者が設置する電氣工作物(電氣事業法第二条第一項第十号に規定する電氣工作物をいう。() (需要設備を除く。)と電氣的に接続するための遮断器であつて、電圧十七万ボルト以上のものの取替え</p>

(3)
補助ボイラー

の設置

8 改造であつて、常用電源設備の
基本設計方針、適用基準又は適用
規格の変更を伴つもの

1
設置

2 改造であつて、次に掲げるもの

(1) 最高使用圧力又は最高使用
温度の変更を伴つもの

(2) 再熱器の最高使用圧力又は
最高使用温度の変更を伴つもの

の

-
-
- (3) 安全弁の能力の変更を伴うもの
 - (4) 燃料の種類（原油又は原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）の別）の変更を伴うもの
 - (5) 補助ボイラーに係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
 - 3 取替え
 - 4 修理であつて、安全弁の取替えを伴うもの
 - 5 燃料運搬設備又は燃料貯蔵設備

(4) 火災防護設備	<p>改造であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 火災区域構造物又は火災区画構造物に係るもの</p> <p>(2) 消火設備に係るもの</p> <p>(3) 火災防護設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴つもの</p>	備の設置
(5) 浸水防護施設	<p>改造であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 外郭浸水防護設備に係るもの</p> <p>(2) 内郭浸水防護設備（防水区画</p>	<p>修理であつて、外郭浸水防護設備又は内郭浸水防護設備（防水区画構造物及び区画排水設備に限る。</p>

<p>(6) 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）</p>		
	<p>構造物及び区画排水設備に限る。）に係るもの</p> <p>(3) 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p> <p>改造であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 燃料貯蔵設備に係るもの</p> <p>(2) 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p>	<p>）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p> <p>修理であつて、燃料貯蔵設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>

<p>(7) 非常用取水設備</p> <p>(8) 敷地内土木構造物</p> <p>(9) 緊急時対策所</p>	<p>改造</p> <p>改造</p> <p>改造であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 緊急時対策所機能の変更を伴うもの</p> <p>(2) 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの</p>	<p>修理であって、非常用取水設備に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p> <p>修理であって、敷地内土木構造物に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>
--	---	--

別表第二（第九条、第十二条、第十八条関係）

発電用原子炉施設の 種類	記載すべき事項		添付書類（認可の申請又 は届出に係る工事の内容 に係るものに限る。）
	<p>1 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（都道府県郡市区町村字を記載するこ と。）</p>	<p>設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものに限る。）</p>	<p>送電関係一覽図 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の</p>

2 発電用原子炉施設の出

力及び周波数（発電用原

子炉別に記載すること。

）

崩壊による災害の防止に

関する法律第二条第一項

に規定するものをいう。

以下同じ。）の崩壊の防

止措置に関する説明書

工場又は事業所の概要を

明示した地形図

主要設備の配置の状況を

明示した平面図及び断面

図

単線結線図（接地線（計

器用変成器を除く。）に

ついては電線の種類、太

さ及び接地の種類も併せて記載すること。)

新技術の内容を十分に説明した書類

発電用原子炉施設の熱精算図

熱出力計算書

発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書

人が常時勤務し、又は頻
繁に出入する敷地内の場
所における線量に関する
説明書

耐震設計上重要な設備を
設置する施設に関する説
明書（自然現象への配慮
に関する説明を含む。）
放射性物質により汚染す
るおそれがある管理区域
（第二条第二項第四号に
規定する管理区域のうち
、その場所における外部

放射線に係る線量のみが
同号の規定に基づき告示
する線量を超えるおそれ
がある場所を除いた場所
をいう。()並びにその地
下に施設する排水路並び
に当該排水路に施設する
排水監視設備及び放射性
物質を含む排水を安全に
処理する設備の配置の概
要を明示した図面
取水口及び放水口に関す
る説明書

設備別記載事項のうち、
容量又は注入速度、最高
使用圧力、最高使用温度
、再結合効率、加熱面積
、伝熱面積、揚程又は吐
出圧力、原動機の出力、
外径、閉止時間、漏えい
率、制限流量、落下速度
、駆動速度及び挿入時間
、効率、吹出圧力、慣性
定数、回転速度半減時間
、慣性モーメント、設定
破裂圧力並びに設計温度

の設定根拠に関する説明
書

環境測定装置（放射線管
理用計測装置に係るもの
を除く。）の構造図及び
取付箇所を明示した図面
炉心支持構造物の応力腐
食割れ対策に関する説明
書

安全設備（研開炉技術基
準規則第二条第二項第九
号に規定する安全設備を
いう。）及び重大事故等

対処設備（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。）が使用される条件の下における健全性に関する説明書

発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書

発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書

発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損

壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書

通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面

安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面

非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面

ナトリウム漏えいによる物理的又は化学的影響を

1
原子炉本体

抑制する措置に関する説明書	ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものにあつては
明書	、次の事項
建物内に敷設するライニング設備の敷設範囲及び圧力開放ダンパの配置を明示した図面	
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書	
明書	
耐震性に関する説明書	
強度に関する説明書	
構造図	

		<p>1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数（ドップラ係数、燃料温度係数、構造材温度係数、冷却材温度係数、炉心支持板温度係数及び出力係数）</p> <p>2 炉心に係る次の事項</p> <p>(1) 炉心形状、燃料集合体数（燃料の種類、ことに記載すること）、炉心燃料領域高さ、炉心燃料領域等価直径、軸方向ブラケット厚さ及び半径方</p>	<p>原子炉本体の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面</p> <p>監視試験片の取付箇所を明示した図面</p> <p>原子炉容器の脆性破壊防止に関する説明書</p>
--	--	---	--

向ブランクセット等価厚さ

(2) 燃料材の種類、燃料の濃縮度又は富化度（初装荷及び取替の別に記載すること。）、燃料集合体最高燃焼度（初装荷及び取替の別に記載すること。）、及び核燃料物質の最大装荷量（初装荷及び取替の別に記載すること。）、

(3) 核的・熱的制限値（反応度停止余裕、制御棒の

うち調整棒による最大反
応度添加率、出力係数、
燃料材の最高温度及び炉
心燃料集合体の被覆管最
高温度（肉厚中心）

(4) 炉心支持構造物に係る
次の事項

イ 炉心槽の名称、種類
、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、
材料及び個数

ロ 上部炉心支持板の名
称、種類、最高使用圧

力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数
八 支持柱の名称、種類
、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、
材料及び個数
二 下部炉心支持板の名
称、種類、最高使用圧
力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数
亦 炉内構造支持構造物
の名称、種類、最高使
用圧力、最高使用温度

、 主要寸法、材料及び
個数
へ 据付ボルトの名称
種類、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料及び個数
ト 上部炉心支持枠の名
称、種類、最高使用圧
力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数
チ 下部炉心支持枠の名
称、種類、最高使用圧
力、最高使用温度、主

-
-
-
- (1) 原子炉容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所
- (2) 原子炉容器支持構造物に係る次の事項
- イ 支持構造物の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- ロ 基礎ボルトの名称
-

種類、最高使用温度、 主要寸法、材料及び個 数	(3) 原子炉容器付属構造物 に係る次の事項	イ 遮蔽プラグの名称、 種類、最高使用圧力、 最高使用温度、主要寸 法、材料及び個数	ロ 炉心上部機構上板の 名称、種類、最高使用 圧力、最高使用温度、 主要寸法、材料及び個
-------------------------------	---------------------------	---	---

数	八 炉心上部機構制御棒
	上部案内管の名称、種
	類、最高使用圧力、最
	高使用温度、主要寸法
	、材料及び個数
	(4) 原子炉容器内部構造物
	に係る上部支持板の名称
	、種類、主要寸法、材料
	及び個数
	5 原子炉本体の基本設計方
	針、適用基準及び適用規格
	6 設計及び工事に係る品質

設	扱施設及び貯蔵施設	2 核燃料物質の取
---	-----------	-----------

管理の方法等に関する次の事項	事項	(1) 品質保証の実施に係る組織	る組織	(2) 保安活動の計画	(3) 保安活動の実施	(4) 保安活動の評価	(5) 保安活動の改善	1 燃料取扱設備に係る次の事項	事項	(1) 新燃料又は使用済燃料を取扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材質	系統図	耐震性に関する説明書)
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面及び								核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る機器の配置を明示した図面及び	系統図	耐震性に関する説明書)		

料、個数及び取付箇所	支持構造物を含めて記載
(2) 新燃料又は使用済燃料	すること。
を取扱う機器に附属する	強度に関する説明書（支
機器	持構造物を含めて記載す
イ 熱交換器の名称、種	ること。
類、容量、最高使用圧	構造図
力（管側及び胴側の別	使用済燃料貯蔵槽の温度
に記載すること。）	、水位及び漏えいを監視
最高使用温度（管側及	する装置の構成に関する
び胴側の別に記載する	説明書、検出器の取付箇
こと。）	所を明示した図面並びに
主要寸法、材料及び個	計測範囲及び警報動作範
数	囲に関する説明書

ロ ポンプの名称、種類 、容量、揚程又は吐出 圧力、最高使用圧力、 最高使用温度、主要寸 法、材料及び個数並び に原動機の種類、出力 及び個数	使用済燃料貯蔵用容器の 密封性を監視する装置の 構成に関する説明書、検 出器の取付箇所を明示し た図面並びに計測範囲及 び警報動作範囲に関する 説明書
ハ 容器の名称、種類、 容量、最高使用圧力、 最高使用温度、主要寸 法、材料及び個数	燃料取扱設備、新燃料貯 蔵設備、使用済燃料貯蔵 設備及び炉外燃料貯蔵設 備の核燃料物質が臨界に 達しないことに関する説 明書
ニ プロワの名称、種類 、容量、主要寸法及び	明書

個数並びに原動機の種	新燃料又は使用済燃料を
類、出力及び個数	取扱う機器の燃料集合体
水 ろ過装置の名称、種	の落下防止に関する説明
類、容量、最高使用圧	書
力、最高使用温度、主	燃料貯蔵用容器、使用済
要寸法、材料及び個数	燃料貯蔵槽、使用済燃料
へ 主要弁の名称、種類	運搬容器及び炉外燃料貯
、最高使用圧力、最高	蔵設備の冷却能力に関する
使用温度、主要寸法、	る説明書
材料、駆動方法、個数	使用済燃料貯蔵槽の水深
及び取付箇所	及び炉外燃料貯蔵設備の
ト 主配管の名称、最高	遮蔽プラグの遮蔽能力に
使用圧力、最高使用温	関する説明書

<p>度、外径、厚さ及び材料</p>	<p>使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材及び使用済</p>
<p>(3) 使用済燃料運搬用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料</p>	<p>燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p>
<p>2 新燃料貯蔵設備に係る次の事項</p>	
<p>(1) 新燃料貯蔵庫（仮貯蔵庫を含む。）の名称、種</p>	

-
-
-
- (2) 使用済燃料運搬用容器
ピットの名称、種類、容
量、主要寸法、材料及び
個数
- (3) 使用済燃料貯蔵ラック
の名称、種類、容量、主
要寸法、材料及び個数
- (4) 使用済燃料貯蔵用容器
の名称、種類、容量、最
高使用圧力、最高使用温
度、主要寸法、材料及び
個数並びに放射線遮蔽材
の種類、主要寸法、冷却
-

方法及び材料

(5) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置の名称、種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備（重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設にあつてはプール水冷却浄化系設備）に係る次の事項

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常

設及び可搬型の別に記載
すること。

(2) ポンプの名称、種類、
容量、揚程又は吐出圧力
、最高使用圧力、最高使
用温度、主要寸法、材料
、個数及び取付箇所並び
に原動機の種類、出力、
個数及び取付箇所（常設
及び可搬型の別に記載す
ること。）

(3) 容器の名称、種類、容
量、最高使用圧力、最高

-
-
-
- 使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (4) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
- (5) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
-

-
-
-
- (6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）
-

5 炉外燃料貯蔵設備に係る

次の事項

(1) 炉外燃料貯蔵槽に係る

次の事項

イ 容器の名称、種類、

容量、最高使用圧力、

最高使用温度、主要寸

法、材料及び個数

ロ 遮蔽プラグの名称、

種類、最高使用圧力、

最高使用温度、主要寸

法、材料及び個数

ハ 貯蔵ラックの名称

種類、容量、最高使用
圧力、最高使用温度、
主要寸法、材料及び個
数

(2)
炉外燃料貯蔵槽冷却設
備に係る次の事項

イ 熱交換器の名称、種
類、容量、最高使用圧
力（管側及び胴側の別
に記載すること。）、
最高使用温度（管側及
び胴側の別に記載する
こと。）、伝熱面積

主要寸法、材料及び個 数	口 ポンプの名称、種類 、容量、揚程又は吐出 圧力、最高使用圧力、 最高使用温度、主要寸 法、材料並びに原動機 の種類、出力及び個数	八 容器の名称、種類、 容量、最高使用圧力、 最高使用温度、主要寸 法、材料及び個数	二 送風機の名称、種類
-----------------	---	---	-------------

、容量、主要寸法並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ホ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ 主配管の名称、最高

使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ、材料及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 炉外燃料貯蔵槽補助ナトリウム設備に係る次の事項

イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載する。）、最高使用温度（管側及

び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数

口 ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

八 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、

最高使用温度、主要寸
法、材料及び個数
二 ろ過装置の名称、種
類、容量、最高使用圧
力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数
水 主要弁の名称、種類
、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、
材料、駆動方法、個数
及び取付箇所
へ 主配管の名称、最高
使用圧力、最高使用温

度、外径、厚さ及び材	料	(4) 炉外燃料貯蔵槽アルゴ	ンガス設備に係る次の事	項	イ 容器の名称、種類、	容量、最高使用圧力、	最高使用温度、主要寸	法、材料及び個数	口 ろ過装置の名称、種	類、容量、最高使用圧	力、最高使用温度、主	要寸法、材料及び個数
------------	---	----------------	-------------	---	-------------	------------	------------	----------	-------------	------------	------------	------------

八 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
二 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
(5) ナトリウム機器を内包する区域の換気設備（放射線管理設備に属する換気設備を除く。）に係る

次の事項

イ 送風機の名称、種類

、容量、主要寸法及び

個数並びに原動機の種

類、出力、個数及び取

付箇所（常設及び可搬

型の別に記載するこ

と。）

ロ 排風機の名称、種類

、容量、主要寸法及び

個数並びに原動機の種

類、出力、個数及び取

付箇所（常設及び可搬

型の別に記載するこ

と。

(6) ライニング設備の名称
、種類、設計温度、主要
寸法及び材料

6 核燃料物質の取扱施設及
び貯蔵施設の基本設計方針
、適用基準及び適用規格

7 設計及び工事に係る品質
管理の方法等に関する次の
事項

(1) 品質保証の実施に係る

組織

3 原子炉冷却系統
施設

<p>(2) 保安活動の計画</p> <p>(3) 保安活動の実施</p> <p>(4) 保安活動の評価</p> <p>(5) 保安活動の改善</p>	<p>原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項</p> <p>1 一次冷却材の種類及び酸素濃度</p> <p>2 原子炉容器本体の入口及び出口の一次冷却材の圧力</p>
<p>原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>蒸気タービンの給水処理系統図</p> <p>耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）</p>	

、温度及び流量	強度に関する説明書（支
3 一次主冷却系中間熱交換器一次側の一次冷却材の温度及び流量	持構造物を含めて記載すること。）
度及び流量	構造図
4 一次冷却材の循環設備に係る次の事項	原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書、
(1) 一次冷却系の系統数	検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）	最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）
に記載すること。）	蒸気発生器、一次主冷却

<p>熱面積、主要寸法、材料及び個数</p>	<p>系中間熱交換器及び蒸気タービンの基礎に関する</p>
<p>(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力</p>	<p>況を明示した図面</p>
<p>、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の</p>	<p>流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書</p>
<p>名称、種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び</p>	<p>蒸気タービンの制御方法に関する説明書</p>
<p>可搬型の別に記載すること。</p>	<p>蒸気タービンの振動管理に関する説明書</p>
<p>(4) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高</p>	<p>蒸気タービンの冷却水の種類及び冷却水として海</p>

使用温度、主要寸法、材料及び個数	水を使用しない場合は、可能取水量を記載した書類
(5) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、	安全弁及び逃がし弁の吹出
駆動方法、個数及び取付箇所	量計算書（バネ式のもの）に
(6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、	緊急ドレンに関する説明
外径、厚さ及び材料	書
5 二次冷却材の種類及び酸素濃度	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書
6 一次主冷却系中間熱交換	明書

器二次側の二次冷却材の温度及び流量

7 蒸気発生器ナトリウム側の二次冷却材の温度及び流量

8 二次冷却材の循環設備に係る次の事項

- (1) 二次冷却系の系統数
- (2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）、最高使用温度（管側及び胴側の別

に記載すること。）、伝
熱面積、主要寸法、材料
及び個数

(3) ポンプの名称、種類、
容量、揚程又は吐出圧
力、最高使用圧力、最
高使用温度、主要寸法
、材料及び個数並びに
原動機の名称、種類、
出力、個数及び取付箇
所（常設及び可搬型の
別に記載すること。）

(4) 容器の名称、種類、容

-
-
-
- (7) 圧力開放板の名称、種
料
- (6) 主配管の名称、最高使
用圧力、最高使用温度
、外径、厚さ及び材
- (5) 主要弁の名称、種類、
最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、
材料、駆動方法、個数
及び取付箇所
-

-
-
-
- 類、型式、設定破裂圧力、個数及び取付箇所
- (8) 緊急ドレンに使用する
主要弁に設置する予熱
設備の名称、種類及び
最低予熱温度
- 9 補助冷却設備に係る次の
事項
- (1) 熱交換器の名称、種類
、容量、最高使用圧力
(管側及び胴側の別に
記載すること。)、最
高使用温度(管側及び
-

-
-
-
- 胴側の別に記載すること。
と。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数
- (2) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (3) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材
-

10 一次ナトリウム補助設備	<p>料、駆動方法、個数及び取付箇所</p> <p>(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度</p> <p>、外径、厚さ及び材料</p> <p>(5) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>
-------------------	--

に係る次の事項

- (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数
- (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法
-

-
-
-
- (3) 材料及び個数並びに
原動機の種類、出力及
び個数
- (3) 容器の名称、種類、容
量、最高使用圧力、最
高使用温度、主要寸法
- (4) 材料及び個数
- (4) ろ過装置の名称、種類
、容量、最高使用圧力
、最高使用温度、主要
寸法、材料及び個数
- (5) 主要弁の名称、種類、
最高使用圧力、最高使
-

<p>用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所</p>	<p>(6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p>	<p>11 二次ナトリウム補助設備に係る次の事項</p>	<p>(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の</p>
----------------------------------	---	------------------------------	---

種類、出力及び個数

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付

料及び個数
(3) ろ過装置の名称、種類 、容量、最高使用圧力、 最高使用温度、主要寸法
(4) 主要弁の名称、種類、 最高使用圧力、最高使用 温度、主要寸法、材料、 駆動方法、個数及び取付 箇所
(5) 主配管の名称、最高使 用圧力、最高使用温度、 外径、厚さ及び材料

13 二次アルゴンガス系設備

に係る次の事項

- (1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
- (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法
-

、材料及び個数	(4) 主要弁の名称、種類、	最高使用圧力、最高使用	温度、主要寸法、材料、	駆動方法、個数及び取付	箇所	(5) 主配管の名称、最高使	用圧力、最高使用温度、	外径、厚さ及び材料	14 メンテナンス冷却系設備	に係る次の事項	(1) 熱交換器の名称、種類	、容量、最高使用圧力(
---------	----------------	-------------	-------------	-------------	----	----------------	-------------	-----------	----------------	---------	----------------	-------------

管側及び胴側の別に記載
すること。）、最高使用
温度（管側及び胴側の別
に記載すること。）、伝
熱面積、主要寸法、材料
及び個数

(2) ポンプの名称、種類、
容量、揚程又は吐出圧力
、最高使用圧力、最高使
用温度、主要寸法、材料
及び個数並びに原動機の
種類、出力及び個数

(3) 容器の名称、種類、容

-
-
-
- 量、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、材
料及び個数
- (4) ろ過装置の名称、種類
、容量、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸法
、材料及び個数
- (5) 送風機の名称、種類、
容量、主要寸法及び個数
並びに原動機の種類、出
力及び個数
- (6) 主要弁の名称、種類、
最高使用圧力、最高使用
-

<p>温度、主要寸法、材料、</p>	<p>駆動方法、個数及び取付</p>	<p>箇所</p>	<p>(7) 主配管の名称、最高使</p>	<p>用圧力、最高使用温度、</p>	<p>外径、厚さ及び材料</p>	<p>15 ナトリウム機器を内包す</p>	<p>る区域の換気設備（放射線 管理設備に属する換気設備 を除く。）に係る次の事項</p>	<p>(1) 送風機の名称、種類、</p>	<p>容量、主要寸法、個数及</p>	<p>び取付箇所並びに原動機</p>
--------------------	--------------------	-----------	-----------------------	--------------------	------------------	-----------------------	---	-----------------------	--------------------	--------------------

の種類、出力、個数及び
取付箇所（常設及び可搬
型の別に記載すること。

（2）排風機の名称、種類、
容量、主要寸法、個数及
び取付箇所並びに原動機
の種類、出力、個数及び
取付箇所（常設及び可搬
型の別に記載すること。

16 ライニング設備の名称
、種類、設計温度、主要寸

法及び材料

17 原子炉補機冷却設備（重
水減速沸騰軽水冷却型原子
炉施設にあつては原子炉補
機冷却系設備）に係る次の
事項

(1) 熱交換器の名称、種類
、容量、最高使用圧力（
管側及び胴側の別に記載
すること。）、最高使用
温度（管側及び胴側の別
に記載すること。）、伝
熱面積、主要寸法、材料

及び個数

(2) ポンプの名称、種類、

容量、揚程又は吐出圧力

、最高使用圧力、最高使

用温度、主要寸法、材料

及び個数並びに原動機の

種類、出力、個数及び取

付箇所（常設及び可搬型

の別に記載すること。）

(3) 容器の名称、種類、容

量、最高使用圧力、最高

使用温度、主要寸法、材

料及び個数

18	機器冷却系設備に係る次	外径、厚さ及び材料	用圧力、最高使用温度、	(6) 主配管の名称、最高使	箇所	駆動方法、個数及び取付	温度、主要寸法、材料、	最高使用圧力、最高使用	(5) 主要弁の名称、種類、	材料及び個数	最高使用温度、主要寸法	、容量、最高使用圧力、	(4) ろ過装置の名称、種類
----	-------------	-----------	-------------	----------------	----	-------------	-------------	-------------	----------------	--------	-------------	-------------	----------------

の事項

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料

及び個数並びに原動機の
種類、出力、個数及び取
付箇所（常設及び可搬型
の別に記載すること。）

(3) 容器の名称、種類、容
量、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、材
料及び個数

(4) 送風機の名称、種類、
容量、主要寸法及び個数
並びに原動機の種類、出
力、個数及び取付箇所（
常設及び可搬型の別に記

載すること。)

(5) 主要弁の名称、種類、

最高使用圧力、最高使用

温度、主要寸法、材料、

駆動方法、個数及び取付

箇所

(6) 主配管の名称、最高使

用圧力、最高使用温度、

外径、厚さ及び材料

19 原子炉冷却系統設備（蒸

気タービンに係るものを除

く。）の基本設計方針、適

用基準及び適用規格

20	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善 	<p>重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項</p>
----	---------------------------	--	---

1 余熱除去系設備に係る次

の事項

- (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数
- (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使
-

-
-
-
- (5) 主配管（使用済燃料貯
箇所
駆動方法、個数及び取付
温度、主要寸法、材料、
最高使用圧力、最高使用
温度、主要寸法、材料、
種類、出力及び個数
- (4) 主要弁の名称、種類、
最高使用温度、主要寸法
、容量、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸法
、材料及び個数
- (3) ろ過装置の名称、種類
、容量、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸法
、材料及び個数
-

蔵槽の補給及び冷却に用
いるものを含む。)の名
称、最高使用圧力、最高
使用温度、外径、厚さ及
び材料

2
海水系設備に係る次の事
項

(1) ポンプの名称、種類、
容量、揚程又は吐出圧力
、最高使用圧力、最高使
用温度、主要寸法、材料
及び個数並びに原動機の
種類、出力及び個数

-
-
-
- (2) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
- (3) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
- (4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
- 3 設計及び工事に係る品質
-

管理の方法等に関する次

の事項

(1) 品質保証の実施に係る

組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

蒸気タービンに係るものにあ

っては、次の事項

1 蒸気タービン本体に係る

次の事項

(1) 種類、定格出力、気筒数、主蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、再熱蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、抽気圧力、抽気量、排気圧力、回転速度並びに被動機一体の危険速度

(2) 車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸の主要寸法及び材料並びに管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及

び材料	(3) 調速装置及び非常調速装置の種類並びに調速装置で制御される主要弁の種類、駆動方法及び個数
(4) 復水器に係る次の事項 イ 種類、冷却水温度、 冷気面積及び材料	ロ 空気抽出器、復水ポンプ及び冷却水ポンプの種類、容量及び個数
2 蒸気タービンの附属設備に係る次の事項	

-
-
-
- (1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数
- (2) 熱交換器（湿分分離器を含む。）に係る次の事項
- イ 種類、容量又は発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載する。）
-

、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料並びに個数

□ 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所

(3) 給水ポンプの種類、原動機の種類、出力及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

、貯水設備の種類、容量

及び個数並びに給水处理
設備の種類、容量及び個
数

(4) 管等に係る次の事項

イ 主配管の最高使用圧
力、最高使用温度、外
径、厚さ、材料及び取
付箇所（常設及び可搬
型の別に記載し、可搬
型の場合は取付箇所を
付記すること。）

ロ 蒸気だめ、ドレンタ
ンクの最高使用圧力、

最高使用温度、主要寸	法及び材料	八 安全弁及び逃がし弁	の種類、吹出圧力、吹	出量、個数及び取付箇	所	3 蒸気タービンの基本設計	方針、適用基準及び適用規	格	4 設計及び工事に係る品質	管理の方法等に関する次の	事項	(1) 品質保証の実施に係
------------	-------	-------------	------------	------------	---	---------------	--------------	---	---------------	--------------	----	---------------

4 計測制御系統施設

る組織	(2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善
容量、吐出圧力、主要寸 (1) 圧縮機の名称、種類	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあつては、次の事項 1 制御用空気設備に係る次の事項 (1) 圧縮機の名称、種類、反書（最大反応度値、反応度制御能力、停止余裕）の配置を明示した図面及び系統図 (2) 制御能力についての計算

<p>法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>、負の反応度添加率、ほう酸及びほう酸水の貯蔵量並びにほう素濃度の根拠に関する説明を併記すること。）</p>
<p>(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）</p>
<p>(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要</p>	<p>構造図 計測装置の構成に関する</p>

<p>寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>説明書、計測制御系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測</p>
<p>(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>範囲及び警報動作範囲に関する説明書 原子炉非常停止信号の作動回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書</p>
<p>(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し</p>	<p>工学的安全施設等の起動（作動）信号の起動（作動）回路の説明図及び設定値の根拠に関する説明書</p>

	<p>、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）</p> <p>2 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>3 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する次の事項</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る</p>	<p>デジタル制御方式を使用する安全保護系等の適用に関する説明書</p> <p>発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書</p> <p>中央制御室の機能に関する説明書、中央制御室外の原子炉停止機能及び監視機能並びに緊急時制御室の機能に関する説明書</p> <p>安全弁の吹出量計算書（</p>
組織		

		<p>(2) 保安活動の計画</p> <p>(3) 保安活動の実施</p> <p>(4) 保安活動の評価</p> <p>(5) 保安活動の改善</p> <p>ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。） にあつては、次の事項</p> <p>1 制御方式及び制御方法</p> <p>(1) 発電用原子炉の制御方</p>	<p>バナ式のものに限る。）</p> <p>設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p>
--	--	---	--

原子炉の反応度の制御
方式並びに安全保護系及
びそれ以外の重大な事故
時に係る原子炉を安全停
止するための回路（以下
「安全保護系等」とい
う。）
(2) 発電用原子炉の制御方
法
制御棒の位置の制御方
法、一次冷却材温度の制
御方法、一次及び二次冷
却材流量の制御方法並び

に安全保護系等の制御方法
2 制御材に係る次の事項
(1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、主要寸法及び個数
(2) 固定吸収体の名称、種類、組成、反応度制御能力、主要寸法及び個数
3 制御棒駆動装置の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料

、 駆動方法、 個数、 取付箇所、 駆動速度、 駆動距離及び挿入時間並びに原動機の種類、 出力及び個数

4 計測装置に係る次の事項
(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)

(1) 線源領域計測装置、 広域計測装置及び出力領域計測装置の名称、 検出器の種類、 計測範囲、 個数並びに取付箇所 (常設及

び可搬型の別に記載すること。）

(2) 一次冷却材の循環設備に設置する一次冷却材の圧力、温度又は流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 原子炉容器本体内の液位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範

囲、個数及び取付箇所)
常設及び可搬型の別に記
載すること。)

(4) 一次冷却材の酸素濃度
を計測する装置の名称、
検出器の種類、計測範囲
、個数及び取付箇所(常
設及び可搬型の別に記載
する)。)

(5) 原子炉格納容器本体内
の圧力、温度又は窒素雰
囲気区域酸素濃度を計測
する装置の名称、検出器

の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) 二次冷却材の循環設備に設置する二次冷却材の温度又は流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 一次冷却材又は二次冷

却材のカバーガス設備に
設置するカバーガスの圧
力を計測する装置の名称
、検出器の種類、計測範
囲、個数及び取付箇所（
常設及び可搬型の別に記
載すること。）

(8) メンテナンス冷却系設
備に設置する冷却材の温
度を計測する装置の名称
、検出器の種類、計測範
囲、個数及び取付箇所（
常設及び可搬型の別に記

載すること。

(9) 制御棒の位置を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(10) 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

-
-
-
- 5 ナトリウム漏えい検出装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）
- 6 破損燃料検出設備に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）
- (1) 破損燃料検出装置の名
-

称、検出器の種類、計測 範囲及び個数	(2) 容器の名称、種類、容 量、最高使用圧力、最高 使用温度、主要寸法、材 料及び個数	(3) ろ過装置の名称、種類 、容量、最高使用圧力、 最高使用温度、主要寸法 、材料及び個数	7 原子炉非常停止信号の種 類、検出器の種類及び個数 、原子炉非常停止に要する
-----------------------	---	---	---

信号の個数、設定値及び原
子炉非常停止信号を発信さ
せない条件

8 工学的安全施設及びそれ
以外の重大な事故時に自動
的に作動させる設備（以下
「工学的安全施設等」とい
う。）の起動信号の種類、
検出器の種類、個数及び工
学的安全施設等の意作動に
要する信号の個数及び設定
値並びに工学的安全施設等
の作動信号を発信させない

条件

9 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格

10 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の

事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

<p>5 放射性廃棄物の 廃棄施設</p>		<p>(4) 保安活動の評価</p> <p>(5) 保安活動の改善</p> <p>発電用原子炉の運転を管理 するための制御装置に係るも のにあつては、次の事項</p> <p>1 制御方式</p> <p>2 中央制御室機能及び中央 制御室外原子炉停止機能</p> <p>3 緊急時制御室操作機能</p> <p>1 気体、液体又は固体廃棄 物貯蔵設備に係る次の事項</p> <p>(1) ポンプの名称、種類、 容量、揚程又は吐出圧力</p>	<p>放射性廃棄物の廃棄施設 に係る機器（流体状の放 射性廃棄物の漏えいの検 出装置及び自動警報装置</p>
---------------------------	--	--	--

<p>、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数</p>	<p>並びに排気筒を除く。） の配置を明示した図面及び系統図 排気筒の設置場所を明示した図面</p>
<p>(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法</p>	<p>耐震性に関する説明書） 支持構造物を含めて記載すること。） 強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）</p>
<p>(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法</p>	<p>構造図 排気筒の基礎に関する説</p>

<p>(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</p>	<p>明書及びその基礎の状況を明示した図面（自立型のものに限る。）</p>
<p>(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p>	<p>流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及び施設外への漏えい防止能力についての計算書</p>
<p>(6) 廃棄物貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法及び材料</p>	<p>固体廃棄物処理設備における放射性物質の散逸防止に関する説明書</p>
<p>2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備に係る次の事項（機器がある処理能力を発</p>	<p>放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去につい</p>

<p>揮することを目的として一 体となった装置を構成する 場合は、その装置の名称、 種類、処理能力及び個数を 付記すること。）</p>	<p>ての計算書 流体状の放射性廃棄物の 漏えいの検出装置及び自 動警報装置の構成に関す る説明書、検出器の取付 箇所を明示した図面並び に計測範囲及び警報動作 範囲に関する説明書</p>
<p>(1) 熱交換器の名称、種類 、容量、最高使用圧力（ 管側及び胴側の別に記載 すること。）、最高使用 温度（管側及び胴側の別 に記載すること。）、伝</p>	<p>明書 設計及び工事に係る品質 管理の方法等に関する説 明書</p>
<p>熱面積、主要寸法、材料 及び個数</p>	

-
-
-
- (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力（真空ポンプにあつては到達真空度）、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
- (3) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
- (4) 容器の名称、種類、容
-

量、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、材
料及び個数並びに漏えい
防止のための制御方法

(5) 流体状の放射性廃棄物
の運搬用容器（放射性物
質の濃度が三十七ミリベ
クレル毎立方センチメー
トル（流体が液体の場合
にあつては、三十七キロ
ベクレル毎立方センチメ
ートル）以上の流体状の
放射性廃棄物を内包する

ものに限る。()の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料

(6) 固体状の放射性廃棄物
(原子炉冷却材圧力バウ
ンダリ内に施設されたも
のから発生する高放射化
された主要な廃棄物に限
る。()の運搬用容器の名

称、種類、最高使用温度
、主要寸法、材料及び個
数並びに放射線遮蔽材の
種類、冷却方法、主要寸
法及び材料

(7) 貯蔵槽の名称、種類、
容量、主要寸法、材料及
び個数並びに漏えい防止
のための制御方法

(8) ろ過装置の名称、種類
、容量、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸法
、材料及び個数

-
-
-
- (9) 主要弁の名称、種類、
最高使用圧力、最高使用
温度、主要寸法、材料、
駆動方法、個数及び取付
箇所
- (10) 主配管の名称、最高使
用圧力、最高使用温度、
外径、厚さ及び材料
- (11) 送風機の名称、種類、
容量、主要寸法及び個数
並びに原動機の種類、出
力及び個数
- (12) 排風機の名称、種類
-

容量、主要寸法及び個数
並びに原動機の種類、出
力及び個数

(13) ブロワの名称、種類、
容量、主要寸法及び個数
並びに原動機の種類、出
力及び個数

(14) 減容・固化設備に係る
焼却装置、溶融装置、圧
縮装置、アスファルト固
化装置、セメント固化装
置、ガラス固化装置又は
プラスチック固化装置に

係る主要機器のうち(1)から(13)までに掲げるもの以外の主要機器の名称、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(15) 排気口の名称、種類、主要寸法、材料及び個数

(16) 排気筒の名称、種類、主要寸法、材料及び個数

(内筒及び外筒の別に記載すること。)

3 堰その他の設備に係る次

の事項

- (1) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物（気体状のものを除く。以下同じ。）を内包する容器（放射性物質の濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。）からの流体状の放射性廃棄物の漏え
-

いの拡大を防止するため
に施設する堰の名称、主
要寸法、材料及び取付箇
所並びに床面及び壁面の
塗装の範囲及び材料

(2) 原子炉格納容器本体外
に設置される流体状の放
射性廃棄物を内包する容
器からの流体状の放射性
廃棄物の施設外への漏え
いを防止するために施設
する堰（放射性廃棄物運
搬用容器にあつては、流

体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するため（に施設する設備）の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料

4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、計測範囲、取付

-
-
-
- 箇所及び個数
- 5 放射性廃棄物の廃棄施設
の基本設計方針、適用基準
及び適用規格
- 6 設計及び工事に係る品質
管理の方法等に関する次の
事項
- 組織
- (1) 品質保証の実施に係る
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善
-

6 放射線管理施設

<p>1 放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）</p> <p>(1) プロセスモニタリング設備に係る次の事項</p> <p>イ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検</p>	<p>放射線管理施設に係る機器（放射線管理用計測装置を除く。）の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>放射線管理用計測装置の構成に関する説明書</p> <p>放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>管理区域の出入管理設備</p>
--	--

出器の種類、計測範囲	及び環境試料分析装置に
、取付箇所（常設及び	関する説明書
可搬型の別を記載し、	耐震性に関する説明書（
監視・記録の場所を付	支持構造物を含めて記載
記すること。）及び個	すること。）
数	強度に関する説明書（支
(2) エリアモニタリング設	持構造物を含めて記載す
備に係る次の事項	ること。）
イ 中央制御室の線量当	構造図
量率を計測する装置の	生体遮蔽装置の放射線の
名称、検出器の種類、	遮蔽及び熱除去について
計測範囲、取付箇所（	の計算書
常設及び可搬型の別を	中央制御室及び緊急時制

記載し、監視・記録の場所を付記すること。	御室の居住性に関する説明書
）及び個数	設計及び工事に係る品質
口 緊急時制御室の線量当量率を計測する装置	管理の方法等に関する説明書
の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別）を記載し、監視・記録の場所を付記すること。	
と。）及び個数	
八 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置	

の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

二 原子炉格納容器本体内の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記

すること。)及び個数
水 使用済燃料貯蔵槽工
リア(重水減速沸騰軽
水冷却型原子炉施設に
あつては、使用済燃料
貯蔵プールエリア)の
線量当量率を計測する
装置の名称、検出器の
種類、計測範囲、取付
箇所(常設及び可搬型
の別を記載し、監視・
記録の場所を付記する
こと。)及び個数

へ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別）を記載し、監視・記録の場所を付記すること。及び個数

(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の

種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

(4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所

2 換気設備（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの（非常用のものに限る。）並びに放射性物質により汚染され

た空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの並びに原子炉格納施設換気空調設備及び室素雰囲気調節設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。）に係る

次の事項

- (1) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付

箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

(3) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び

-
-
-
- 取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。
- ）
- (4) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。
- ）並びに設計上の空気の流入率
- (5) フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央
-

事項	<p>制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>3 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の</p>
----	--

-
-
-
- (1) 品質保証の実施に係る
組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善
- ナトリウム冷却型発電用原子
炉施設に係るものにあつては
、次の事項
- 1 放射線管理用計測装置に
係る次の事項（警報装置を
有する場合は、その動作範
-

困を付記すること。)

(1) プロセスモニタリング
設備に係る次の事項

イ 原子炉格納容器本体
内の放射性物質濃度を
計測する装置の名称、
検出器の種類、計測範
囲、取付箇所(常設及
び可搬型の別を記載し
、監視・記録の場所を
付記すること。)及び
個数

ロ 二次主冷却材中の放

放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所

と。) 及び個数

八 一次アルゴンガス設備設置室内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所

(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数

と。)及び個数

二 燃料出入機冷却ガス中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数

2 生体遮蔽装置（原子炉本体遮蔽、一次主冷却系遮蔽、補助遮蔽、中央制御室遮蔽、及び外部遮蔽並びに中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所、緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材、放射性廃棄物運搬

-
-
-
- 用容器の放射線遮蔽材及び
一時的に設置するものを除
く。の名称、種類、主要
寸法、冷却方法及び材料
- 3 放射線管理施設の基本設
計方針、適用基準及び適用
規格
- 4 設計及び工事に係る品質
管理の方法等に関する次の
事項
- (1) 品質保証の実施に係る
組織
- (2) 保安活動の計画
-

7

原子炉格納施設

(3) 保安活動の実施	
(4) 保安活動の評価	
(5) 保安活動の改善	
ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものについては、次の事項	原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
1 原子炉格納容器に係る次の事項	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材	強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

料及び個数	構造図
(2) 機器搬出入口の名称、 最高使用圧力、最高使用 温度、主要寸法、材料及 び個数	原子炉格納施設の設計条 件に関する説明書（原子 炉格納容器本体の脆性破 壊防止に関する説明を併 せて記載すること。）
(3) エアロックの名称、最 高使用圧力、最高使用温 度、主要寸法、材料及び 個数	原子炉格納施設の水素濃 度低減性能に関する説明 書
(4) 原子炉格納容器配管貫 通部、電気配線貫通部及 び格納容器貫通部スリー ブの名称又は貫通部番号	原子炉格納施設の基礎に 関する説明書及びその基 礎の状況を明示した図面 圧力低減設備のポンプの

3 圧力低減設備その他の安

全設備に係る次の事項

(1) 真空逃がし装置の名

称、種類、主要寸法、

材料、駆動方法、個数

及び取付箇所

(2) 放射性物質及び可燃性

ガス濃度制御設備並びに

格納容器再循環設備に係

る次の事項

イ 冷却塔又は冷却池の

種類、容量、入口及び

出口の冷却水標準温度

、設計外気温度、主要
寸法、個数並びに取付
箇所（常設及び可搬型
の別に記載すること。
）
□ 熱交換器の名称、種
類、容量、最高使用圧
力（管側及び胴側の別
に記載すること。）、
最高使用温度（管側及
び胴側の別に記載する
こと。）、伝熱面積、
主要寸法、材料、個数

及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

二 圧縮機の名称、種類
、容量、吐出圧力、主
要寸法、個数及び取付
箇所並びに原動機の種
類、出力、個数及び取
付箇所（常設及び可搬
型の別に記載するこ
と。）
ホ 加熱器の名称、種類
、容量、最高使用圧力
、最高使用温度、主要
寸法、材料、個数及び
取付箇所（常設及び可

搬型の別に記載すること。

と。

へ 容器の名称、種類

容量、最高使用圧力、

最高使用温度、主要寸

法、材料、個数及び取

付箇所（常設及び可搬

型の別に記載すること。

と。

ト 蒸発器の名称、種類

、容量、最高使用圧

力、最高使用温度、

主要寸法、材料、個

数及び取付箇所（常
設及び可搬型の別に
記載すること。）

チ
加温器の名称、種類
、容量、最高使用圧
力、最高使用温度、
主要寸法、材料、個
数及び取付箇所（常
設及び可搬型の別に
記載すること。）

リ
主要弁の名称、種類
、最高使用圧力、最
高使用温度、主要寸

法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

又 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

ル 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに電熱器の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載するコード）

ヲ プロワの名称、種類、容量、主要寸法

個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ワ 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

と。
カ 排風機の名称、種類
、容量、主要寸法、
個数及び取付箇所並
びに原動機の種類、
出力、個数及び取付
箇所（常設及び可搬
型の別に記載するこ
と。）
ヨ フィルター（公衆の
放射線障害の防止を
目的として設置する
ものに限る。）の名

称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 圧力逃がし装置に係る次の事項

イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に

記載すること。)

□ 主要弁の名称、種

類、最高使用圧力、

最高使用温度、主要

寸法、材料、駆動方

法、個数及び取付箇

所（常設及び可搬型

の別に記載するこ

と。）

八 圧力開放板の設定

破裂圧力、主要寸法

、材料、個数及び取

付箇所

二 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

ホ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取

<p>付箇所（常設及び可搬型の別に記載する。）</p>	<p>へ フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>4 ライニング設備の名称、種類、設計温度、主要寸法</p>
-----------------------------	---	----------------------------------

及び材料

5 原子炉格納施設の基本設

計方針、適用基準及び適用

規格

6 設計及び工事に係る品質

管理の方法等に関する次の

事項

(1) 品質保証の実施に係る

組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

8	その他発電用原 子炉の附属施設
(1)	非常用電源設 備

1	常用電源設備との切換方 法	非常用電源設備に係る機 器の配置を明示した図面
2	非常用発電装置に係る次 の事項	非常用発電装置の出力の 決定に関する説明書 及び系統図
(1)	ガスタービンに係る次 の事項	燃料系統図
イ	ガスタービンの種類 、出力、入口及び出口 の圧力及び温度、設計 外気温度、回転速度、	耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図 安全弁の吹出量計算書（

<p>被動機一体の危険速度、排出ガス量、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載する。）、</p>	<p>バナ式のものに限る。） 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p>
<p>口 主要な管の主要寸法及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）</p>	
<p>ハ 调速装置及び非常调速装置の種類</p>	
<p>ニ ガスタービンに附属</p>	

する熱交換器の種類、
入口及び出口の温度、
最高使用圧力（一次側
及び二次側の別に記載
すること。）、最高使
用温度（一次側及び二
次側の別に記載するこ
と。）、主要寸法、材
料並びに個数及び取付
箇所（常設及び可搬型
の別に記載すること。
）
ホ ガスタービンに附属

する空気圧縮機及びガ
入圧縮機に係る次の事
項

1 空気だめ及びガス
だめの種類、容量、
最高使用圧力、主要
寸法、材料、個数及
び取付箇所（常設及
び可搬型の別に記載
すること。）

2 空気だめ及びガス
だめの安全弁の種類
、吹出圧力、吹出量

-
-
-
- 、個数及び取付箇所
(常設及び可搬型の
別に記載すること。
)
- 3 空気圧縮機及びガ
ス圧縮機の種類、容
量、吐出圧力、個数
及び取付箇所(常設
及び可搬型の別に記
載すること。)
- 4 冷却塔又は冷却池
の種類、容量、個数
及び取付箇所(常設
-

及び可搬型の別に記載すること。)

へ 空気冷却器に係る次の事項

1 種類、入口及び出口の温度、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

2 中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料

ト ガスタービンに附属

-
-
-
- する管に係る次の事項
- 1 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）
 - 2 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び
-

可搬型の別に記載す

ること。

(2) 内燃機関に係る次の事

項

イ 機関の名称、種類、

出力、回転速度、燃料

の種類及び使用量、個

数並びに取付箇所並び

に過給機の種類、出口

の圧力、回転速度、個

数及び取付箇所（常設

及び可搬型の別に記載

すること。）

-
-
-
- 口 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類
 - 八 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - 二 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項
 - 1 空気だめの名称、種類、容量、最高使
-

用圧力、最高使用温
度、主要寸法、材料
、個数及び取付箇所
（常設及び可搬型の
別に記載すること。
）
2 空気のための安全弁
の名称、種類、吹出
圧力、吹出量、主要
寸法、材料、個数及
び取付箇所（常設及
び可搬型の別に記載
すること。）

3 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ホ 燃料デイトンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個

数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) ガスタービン及び内燃機関以外を用いた発電装置の名称、電圧、電流、主要寸法及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 燃料設備に係る次の事項
イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出

圧力、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料、個数及び取
付箇所並びに原動機の
種類、出力、個数及び
取付箇所（常設及び可
搬型の別に記載するこ
と。）
口 容器の名称、種類、
容量、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料、個数及び取
付箇所（常設及び可搬

型の別に記載すること。
八 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
二 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記する。）

-
-
-
- (5) 発電機に係る次の事項
- イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 - ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
-

と。
八 保護継電装置の名称
及び種類
二 原動機との連結方法
(6) 冷却設備に係る次の事
項
イ 熱交換器の名称、種
類、容量、最高使用圧
力（管側及び胴側の別
に記載すること。）、
最高使用温度（管側及
び胴側の別に記載する
こと。）、伝熱面積

主要寸法、材料、個数
及び取付箇所（常設及
び可搬型の別に記載す
ること。）
□ ポンプの名称、種類
、容量、揚程又は吐出
圧力、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸
法、材料、個数及び取
付箇所並びに原動機の
種類、出力、個数及び
取付箇所（常設及び可
搬型の別に記載すること）

と。
)

八 ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

二 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及

び可搬型の別に記載す
ること。)

ホ 主配管の名称、最高
使用圧力、最高使用温
度、外径、厚さ及び材
料(常設及び可搬型の
別に記載し、可搬型の
場合は、取付箇所を付
記すること。)

へ 冷却塔又は冷却池の
種類、容量、入口及び
出口の冷却水標準温度
、設計外気温度、主要

寸法、個数並びに取付
箇所（常設及び可搬型
の別に記載すること。

）

ト 送風機の名称、種類

、容量、主要寸法、個

数及び取付箇所並びに

原動機の種類、出力、

個数及び取付箇所（常

設及び可搬型の別に記

載すること。）

チ 排風機の名称、種類

、容量、主要寸法、個

-
-
-
- 数及び取付箇所並びに
原動機の種類、出力、
個数及び取付箇所（常
設及び可搬型の別に記
載すること。）
- 3 その他の電源装置（非常
用のものに限る。）に係る
次の事項
- (1) 無停電電源装置の名称
、種類、容量、電圧、周
波数、主要寸法、個数及
び取付箇所（常設及び可
搬型の別に記載すること）
-

と。

(2) 電力貯蔵装置の名称、
種類、容量、電圧、主要
寸法、個数及び取付箇所
(常設及び可搬型の別に
記載すること。)

4 非常用電源設備の基本設
計方針、適用基準及び適用
規格

5 設計及び工事に係る品質
管理の方法等に関する次の
事項

(1) 品質保証の実施に係る

(2) 常用電源設備

組織	1 発電機に係る次の事項
(2) 保安活動の計画	(1) 発電機の種類、容量、
(3) 保安活動の実施	力率、電圧、相、周波数
(4) 保安活動の評価	、回転速度、結線法及び
(5) 保安活動の改善	冷却法並びに発電電動機
の場合は、出力	(2) 励磁装置の種類、容量
常用電源設備の健全性に	関する説明書

<p>、回転速度、駆動方法及び個数（常用及び予備の別に記載すること。）</p>	<p>電磁誘導電圧計算書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に</p>
<p>(3) 保護継電装置の種類</p>	<p>限る。）</p>
<p>(4) 原動機との連結方法</p>	<p>短絡強度計算書</p>
<p>2 変圧器に係る次の事項</p>	<p>三相短絡容量計算書</p>
<p>(1) 変圧器の種類、容量、電圧（一次、二次及び三次の別に記載し、電圧調整装置を有するもの場合は、電圧調整範囲及びタップ数を付記すること。）</p>	<p>設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書</p>
<p>と。）</p>	<p>相、周波数、結</p>

線法、冷却法、個数及び 取付箇所並びに電気事業 の用に供するものにあつ ては、常用及び予備の別 (2) 保護継電装置の種類	3
遮断器に係る次の事項 (1) 遮断器の種類、電圧、 電流、遮断電流、遮断時 間、個数及び取付箇所 (2) 保護継電装置の種類	4
常用電源設備の基本設計 方針、適用基準及び適用規 格	

<p>(3) 補助ボイラー</p>	
<p>5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る組織</p> <p>(2) 保安活動の計画</p> <p>(3) 保安活動の実施</p> <p>(4) 保安活動の評価</p> <p>(5) 保安活動の改善</p> <p>1 補助ボイラーの種類、最大蒸発量、最高使用圧力、最高使用温度、伝熱面積</p>	<p>補助ボイラーに附属する主配管の配置の概要を明示した図面及び系統図</p>

	排出ガス量及び個数	水循環系統図
	2 再熱器の通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積	補助ボイラーに属する燃料系統図 強度に関する説明書
	3 節炭器の伝熱面積	構造図
	4 胴、管寄せ及び管の主要寸法及び材料	補助ボイラーの基礎に関する説明書
	5 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	制御方法に関する説明書 安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）
	6 ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書
(1) 給水ポンプの種類、個		明書

数並びに原動機の種類及び出力

(2) 貯水設備の種類、容量及び個数

7 ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項

(1) 種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要

寸法、材料並びに個数	(2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出
取付箇所	8 ボイラーに附属する通風
数	9 ボイラーに附属する空気
に係る次の事項	(1) 空気だめ及びガスだめ
の種類、容量、最高使用	

厚さ及び材料

(2) 蒸気だめ、減圧装置及び減温装置の最高使用圧

力、最高使用温度、主要

寸法及び材料

(3) 安全弁及び逃がし弁の

種類、吹出圧力、吹出量

、個数及び取付箇所

11 油燃烧用機器に係る次の

事項

(1) 原油用又は原油以外の

石油（液化石油ガスを除

く。）用の別

-
-
-
- ミリメートル以上のものの
最高使用圧力、最高使用温
度、外径、厚さ及び材料
- 14 燃料貯蔵設備に係る油タ
ンクの種類、容量及び個数
- 15 ボイラーの基本設計方針
、適用基準及び適用規格
- 16 設計及び工事に係る品質
管理の方法等に関する次の
事項
- (1) 品質保証の実施に係る
組織
- (2) 保安活動の計画
-

(4) 火災防護設備

<p>(3) 保安活動の実施</p> <p>(4) 保安活動の評価</p> <p>(5) 保安活動の改善</p>	<p>1 火災区域構造物及び火災 区画構造物の名称、種類、 主要寸法及び材料</p> <p>2 消火設備に係る次の事項</p> <p>(1) ポンプの名称、種類、 容量、揚程又は吐出圧力 、最高使用圧力、最高使 用温度、主要寸法、材料 、個数及び取付箇所並び</p>	<p>火災区域構造物及び火災 防護設備に係る機器の配 置を明示した図面及び系 統図</p> <p>設計及び工事に係る品質 管理の方法等に関する説 明書</p>
--	---	---

に原動機の種類、出力、
個数及び取付箇所（常設
及び可搬型の別に記載す
ること。）

(2) 主配管の名称、最高使
用圧力、最高使用温度、
外径、厚さ及び材料（常
設及び可搬型の別に記載
し、可搬型の場合は、取
付箇所を付記すること。）

3 火災防護設備の基本設計
方針、適用基準及び適用規

(5) 浸水防護施設

格	4 設計及び工事に係る品質	管理の方法等に関する次の	事項	(1) 品質保証の実施に係る	組織	(2) 保安活動の計画	(3) 保安活動の実施	(4) 保安活動の評価	(5) 保安活動の改善	1 外郭浸水防護設備の名称	、種類、主要寸法及び材料	浸水防護施設に係る機器	の配置を明示した図面及
---	---------------	--------------	----	----------------	----	-------------	-------------	-------------	-------------	---------------	--------------	-------------	-------------

2 内郭浸水防護設備に係る	び系統図
次の事項	耐震性に関する説明書
(1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	強度に関する説明書 構造図 設計及び工事に係る品質
(2) 区画排水設備に係る次の事項	管理の方法等に関する説明書
イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の	

種類、出力、個数及び
取付箇所（常設及び可
搬型の別に記載するこ
と。）

ロ 主要弁の名称、種類
、最高使用圧力、最高
使用温度、主要寸法、
材料、駆動方法、個数
及び取付箇所（常設及
び可搬型の別に記載す
ること。）

ハ 主配管の名称、最高
使用圧力、最高使用温

(6) 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）

<p>1 燃料貯蔵設備に係る次の事項</p> <p>(1) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>(2) 保安活動の計画</p> <p>(3) 保安活動の実施</p> <p>(4) 保安活動の評価</p> <p>(5) 保安活動の改善</p>
<p>補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説</p>	

(2) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

2 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）

3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る

組織

明書

備	(7) 非常用取水設
---	---------------

規格	2 非常用取水設備の基本設 計方針、適用基準及び適用	1 取水設備（非常用の冷却 用海水を確保する構築物に 限る。）の名称、種類、容 量、主要寸法、材料及び個 数	(2) 保安活動の計画	(3) 保安活動の実施	(4) 保安活動の評価	(5) 保安活動の改善
	設計及び工事に係る品質 管理の方法等に関する説 明書	構造図 耐震性に関する説明書				非常用取水設備の配置を 明示した図面

<p>(8) 敷地内土木構造物</p>		<p>3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る組織</p> <p>(2) 保安活動の計画</p> <p>(3) 保安活動の実施</p> <p>(4) 保安活動の評価</p> <p>(5) 保安活動の改善</p> <p>1 敷地内土木構造物（地震による斜面の崩壊の防止措置を実施するためのもの）</p>	<p>斜面安定性に関する説明書（地震による斜面の崩壊の防止措置を実施する</p>
---------------------	--	---	--

(9) 緊急時対策所

(5) 保安活動の改善	
1 緊急時対策所機能	緊急時対策所の設置場所
2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格	を明示した図面及び機能に関する説明書
3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項	耐震性に関する説明書
(1) 品質保証の実施に係る組織	緊急時対策所の居住性に関する説明書
(2) 保安活動の計画	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書
(3) 保安活動の実施	

別表第三（第百二条、第百二条関係）

<p>型式設計特定機器の種類</p>	<p>記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に係るものに限る。）</p>	<p>添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に係るものに限る。）</p>
<p>再結合装置</p>	<p>1 再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料及び個数並びに電熱器の名称、種類、容量及び個数（常設及び</p>	<p>型式証明との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 構造図</p>
	<p>(4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善</p>	

<p>圧力逃がし装置</p>	
<p>1 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載</p>	<p>可搬型の別に記載すること。） 2 再結合装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>
<p>型式証明との整合性に関する説明書 圧力逃がし装置に係る配置を明示した図面及び系統図</p>	<p>容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率の設定根拠に関する説明書 水素濃度低減性能に関する説明書 再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

<p>すること。)</p>	<p>耐震性に関する説明書</p>
<p>2 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>強度に関する説明書 構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、設定破裂圧力、原動機の出力及び効率の設定根拠に関する説明書</p>
<p>3 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料及び個数</p>	<p>圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>
<p>4 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p>
<p>5 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載</p>	<p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

	<p>ガスタービンを原動力とする発電設備</p>
<p>6 フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の種類、効率、主要寸法、個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>7 圧力逃がし装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>1 ガスタービンに係る次の事項</p> <p>(1) ガスタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機一体の危険速度、排出ガス量並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>
	<p>型式証明との整合性に関する説明書</p> <p>ガスタービンを原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>ガスタービンを原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書</p>

<p>(2) 主要な管の主要寸法及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>耐震性に関する説明書 強度に関する説明書</p>
<p>(3) 調速装置及び非常調速装置の種類</p>	<p>構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書</p>
<p>(4) ガスタービンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）</p>	<p>安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p>
<p>(5) ガスタービンに附属する空気圧縮</p>	<p>品質保証に関する説明書</p>

	<p>機及びガス圧縮機に係る次の事項</p> <p>イ 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>ロ 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>ハ 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>第一百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>
--	---	--

-
- 二 空気圧縮機に附属する冷却塔の
種類、容量、吐出圧力及び個数（
常設及び可搬型の別に記載するこ
と。）
- (6) 空気冷却器に係る次の事項
- イ 種類、入口及び出口の温度並び
に個数（常設及び可搬型の別に記
載すること。）
- ロ 中間冷却器の最高使用圧力、主
要寸法及び材料
- (7) ガスタービンに附属する管に係る
次の事項
- イ 主要な管の最高使用圧力、最高
-

使用温度、外径、厚さ及び材料（
常設及び可搬型の別に記載するこ
と。）

□ 安全弁及び逃がし弁の種類、吹
出圧力、吹出量及び個数（常設及
び可搬型の別に記載すること）

2 発電機に係る次の事項

(1) 発電機の名称、種類、容量、主
要寸法、力率、電圧、相、周波数
、回転速度、結線法、冷却方法及
び個数（常設及び可搬型の別に記
載すること。）

(2) 励磁装置の名称、種類、容量及

び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 保護継電装置の名称及び種類

(4) 原動機との連結方法

3 冷却設備に係る次の事項

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、

最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、

伝熱面積、主要寸法、

材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚

程又は吐出圧力、最高使用圧力、
最高使用温度、主要寸法、材料及
び個数、原動機の種類、出力及び
個数（常設及び可搬型の別に記載
すること。）

(3) ろ過装置の名称、種類、容量、
最高使用圧力、最高使用温度、主
要寸法、材料及び個数（常設及び
可搬型の別に記載すること。）

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用
圧力、最高使用温度、主要寸法、
材料、駆動方法及び個数（常設及
び可搬型の別に記載すること。）

-
-
- (5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
- (6) 冷却塔の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (7) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (8) 排風機の名称、種類、容量、主
-

	<p>要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>4 ガスタービンを原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	
<p>内燃機関を原動力とする発電設備</p>	<p>1 内燃機関に係る次の事項</p> <p>(1) 機関の名称、種類、出力及び回転速度、燃料の種類、使用量及び個数並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(2) 调速装置及び非常调速装置の名称</p>	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>内燃機関を原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p>

及び種類	強度に関する説明書
(3) 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	構造図 容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書
(4) 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項 イ 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） 内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
ロ 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の	第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し

	<p>別に記載すること。)</p> <p>八 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(5) 燃料デイトンク又はサービスタンの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p>	<p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>
	<p>2 発電機に係る次の事項</p> <p>(1) 発電機の名称、種類、容量、主要</p>	

-
- 寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (2) 励磁装置の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (3) 保護継電装置の名称及び種類
- (4) 原動機との連結方法
- 3 冷却設備に係る次の事項
- (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管
-

側及び胴側の別に記載すること。）

伝熱面積、主要寸法、材料及び個数

（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程

又は吐出圧力、最高使用圧力、最高

使用温度、主要寸法、材料及び個数

並びに原動機の種類、出力及び個数

（常設及び可搬型の別に記載すること。）

と。）

(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最

高使用圧力、最高使用温度、主要寸

法、材料及び個数（常設及び可搬型

の別に記載すること。)

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(6) 冷却塔の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(7) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、

	<p>出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(8) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>4 内燃機関を原動機とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	
無停電電源装置	<p>1 無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>2 無停電電源装置の基本設計方針、適</p>	<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p>

電力貯蔵装置	
<p>1</p> <p>電力貯蔵装置の種類、容量、電圧、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>用基準及び適用規格</p>
<p>型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p>	<p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>無停電電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>

	<p>2 電力貯蔵装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p>	<p>強度に関する説明書</p> <p>構造図</p> <p>容量の設定根拠に関する説明書</p> <p>電力貯蔵装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第一百一条の購入契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p>
--	-----------------------------------	--

様式第一中「様式第一（第22条関係）」や「様式第一（第59条関係）」及び「核原料物質、核燃料物質及び

原子炉の規制に関する法律第30条及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第

22条第1項（第2項、第3項）」や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の17及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第59条第1項（第2項、第3項）」¹²³

並びに「様式第2（第48条関係）」や「様式第2（第131条関係）」¹²⁴「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第48条第1項」や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第131条第1項」¹²⁵

並びに「様式第3（第50条関係）」や「様式第3（第133条関係）」¹²⁶「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第6項」や「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第6項」¹²⁷「¹²⁸（略）」や「第43条の3の24（略）」

¹²⁹「主務省令」や「原子力規制委員会規則」¹³⁰「遵守の状況」¹³¹「溶接事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項及び定期事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項を除く。」¹³²「第37条第5項」や「第43条の3の24第5項」¹³³「第37条第6項」¹³⁴「第43条の3の24第6項」¹³⁵「第43条の2第1項」¹³⁶「第43条の3の27第1項」¹³⁷「第4

3条の2第2項」㊦㊧㊨「、第43条の3の27第2項」㊩㊪㊫[㊬]。
 ㊭㊮㊯㊰「様式第5（第52条関係）」㊱「様式第6（第134条関係）」㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿^㊿。
 ㊿^㊿㊿^㊿㊿^㊿「様式第4（第50条関係）」㊿^㊿「様式第5（第133条関係）」㊿^㊿㊿^㊿㊿^㊿㊿^㊿「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」㊿^㊿「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」㊿^㊿㊿^㊿㊿^㊿「回鑿炉関係」^㊿、文部科学大臣」㊿^㊿「^㊿については原子力規制委員会」㊿^㊿㊿^㊿「文部科学大臣とする」㊿^㊿「原子力規制委員会とする」㊿^㊿㊿^㊿「第28条の2第1項」㊿^㊿㊿^㊿「第43条の3の13第1項」㊿^㊿㊿^㊿「第62条第1項」㊿^㊿「第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項及び第43条の3の30第1項」㊿^㊿「船舶」㊿^㊿「原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所」㊿^㊿「関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させる」㊿^㊿「又は関係者に質問させる」㊿^㊿「4（略）」㊿^㊿「4～5（略）」㊿^㊿「5 原子力規制委員会」㊿^㊿「6 原子力規制委員会」㊿^㊿「6 前各項」㊿^㊿「7 前各項」㊿^㊿「7～1

0」を「8～12」に、「11 第1項から第5項まで」を「12 第1項から第6項まで」に、「第2項から第4項まで又は第12項」を「第2項から第5項まで又は第13項」に、「第68条第5項」を「第68条第6項」に、
を「第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）」に、「6」に、「第13号の3から第13号の7まで」を「
を」に、「同様を様式第五に用いる。」

を「様式第三の2（第50条関係）」を「様式第4（第133条関係）」に、「同様を様式第四に用いる」に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の27第2項」に、
を「第43条の2（略）」に、「第43条の3の27（略）」に、
を「第43条の2第1項」を「第43条の3の27第1項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、
を「第43条の2第2項」に、「6」に、「第43条の3の27第2項」を「7」に、「同様を様式第六に用いる。」
様式第六の次に次の二様式を加える。

様式第7（第134条関係）

HTML

HEAD TITLE 原子炉等規制法第43条の3の17 / TITLE / HEAD

BODY PRE

【書類名】運転計画

【提出日】

【あて先】原子力規制委員会殿

【提出者情報】

【氏名又は名称】

【住所】

【適用条文】核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の17

【様式番号】001

【運転計画】

工場又は事業所	名称	原子炉			名称	kW					
	所在地				所在地						
	最大出力				最大出力						
項目	単位	年度			年度			年度			3年間合計
		上期	下期	計	上期	下期	計	上期	下期	計	
最大出力	千kW										
平均熱出力	千kW										
原子炉運転時間	h										
核燃料物質消費量	kg										
受 入 量	ウランの量	kg									
	ウラン235の量	kg									
	プルトニウムの量	kg									

核 在 燃 料 物 質 使 用 計 画 期	（ 期 炉 末 内 在 挿 庫 入 量 用 ）	ウランの量	kg											
		ウラン235の量	kg											
		プルトニウムの量	kg											
	期 炉 末 内 在 挿 庫 入 量 用 ）	（ 期 炉 末 内 在 挿 庫 入 量 用 ）	ウランの量	kg										
			ウラン235の量	kg										
			プルトニウムの量	kg										
	期		ウランの量	kg										

未 装 荷 量	ウラン235の量	kg										
	プルトニウムの量	kg										
	燃焼度	MWd/t										
炉 外 取 出 量	ウランの量	kg										
	ウラン235の量	kg										
	プルトニウムの量	kg										
	燃焼度	MWd/t										
期 へ 未 払 在 出 庫 用	ウランの量	kg										
	ウラン235の量	kg										
	プルトニウムの量	kg										

量	ウランの量	kg											
	ウラン235の量	kg											
	プルトニウムの量	kg											
発電計画	最大電力	千kW											
	平均電力	千kW											
	負荷率	%											
	設備利用率	%											
	発電時間	h											
	発電端電力量	百万kW											
	送電端電力量	百万kW											
	所内電力量	百万kW											
	総合熱効率(発電端)	%											

と。

- 3 「 」、 「 」又は「 」及び「 」によって囲まれた欄名は、日本工業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 4 「【様式番号】」の欄には、日本工業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 5 文字の符号化表現は、日本工業規格X0208附属書1で定められている方式を用いること。
- 6 この表は、原子炉ごとに作成すること。
- 7 最大熱出力、平均熱出力、燃焼度、最大電力、平均電力、負荷率、設備利用率及び総合熱効率（発電端）並びに期末在庫量（炉内挿入用）、期末装荷量及び期末在庫量（払出用）のウランの量、ウラン235の量及びプルトニウムの量の欄のうち、年度計については上期、下期の値にかかわらず当該年度を通じての値を、3年間合計については各年度の値にかかわらず当該3年間を通じての値を記載すること。
- 8 核燃料物質消費量の欄には、当該期間において核燃料物質が発生した熱量をウラン235の消費量に換算して記載すること。
- 9 核燃料物質使用計画の欄には、核燃料物質の受入れ時における濃縮度が異なる場合は、その濃縮度の異なる核燃料物質ごとに区分して記載すること。
- 10 期末在庫量（炉内挿入用）、炉内挿入量及び炉外取出量の欄には、再使用のための核燃料物質とそれ以外のものを区分として記載する

こと。

- 11 当該年度において受け入れる核燃料物質については、その種類、供給者が保証する燃焼度並びに供給者の氏名又は名称及びその者の属する国の名称をその他の欄に記載すること。
- 12 当該年度において払い出す使用済燃料については、引取者の氏名又は名称及びその者の属する国の名称をその他の欄に記載すること。
- 13 原子炉の燃料取替え、検査、補修等又は熱交換器、タービン、発電機等の検査、補修等のために発電の機能が減少し、又は停止する場合は、その計画を添付すること。
- 14 原子炉内における燃料の配置替えを行う場合は、その説明書を添付すること。

様式第 8 (第 1 3 4 条関係)

HTML

HEAD TITLE 原子炉等規制法第 6 7 条第 1 項

/ TITLE / HEAD

BODY PRE

【書類名】放射線管理等報告書

【提出日】

【あて先】原子力規制委員会殿

【提出者情報】

【氏名又は名称】

【住所】

【適用条文】核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 7 条第 1 項

【様式番号】0 0 2

【報告期間】年度期

【工場又は事業所の名称】

【工場又は事業所の所在地】

【事務上の連絡先の名称】

【事務上の連絡先の所在地及び電話番号】

【事務上の連絡先の連絡員の氏名及び所属部課名】

【放射性物質の濃度の 3 月間についての平均値及び最高値】(注 7)

測定の箇所(注1)		前半の3月間(月~ 月)		後半の3月間(月~ 月)	
		平均値	最高値(注2)	平均値	最高値(注2)
排 気 口 監 視 又 は 設 備 排 気					
排 水 口 監 視 又 は 設 備 排 水					

【放射線業務従事者の1年間の線量分布】(注7)

(4月30日までに提出すべき報告書に限り記載すること。)

1年間の線量(注3) (mSv)	5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超えるもの	計
放射線業務従事者数 (人)							

【女子の放射線業務従事者の3月間の線量分布】(注4)(注7)

3月間の線量(注3) (mSv)	1以下	1を超え2以下	2を超え5以下	5を超えるもの	計
放射線業務 従事者数 (人)	前半の3月間 (月~月)				
	後半の3月間 (月~月)				

【原子炉の運転時間及び熱出力】(注5)(注7)

〔原子炉の名称： 〕

項目 月別	運転時間(h)	熱出力	
		平均(kW)	最大(kW)
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計(注6)			

<PRE></BODY></HTML>

備考

- 注1については、保安規定に定められた箇所について、その箇所別に記載すること。
- 注2については、保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。
- 注3については、原子力規制委員会の定めるところにより記載すること。
- 注4については、妊娠不能と診断された女子及び妊娠の意思のない旨を原子炉設置者に書面で申し出た女子を除くこと。
- 注5については、原子炉ごとに記載すること。
- 注6については、熱出力の合計欄は、当該期間内の平均熱出力及び最大熱出力を記載すること。

- 7 注7の欄に記録する数値は、日本工業規格X 2 0 1 0で定められている文字を用いること。
- 8 その他は、様式第7の備考1から5までと同様とすること。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する規則の一部改正)

第十七条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する規則(平成十五年経済産業省令第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「法第二十八条第三項」を「法第四十三条の三の十一第三項」に、「及び法第十六条の五第三項(法第二十九条第三項)」を「法第十六条の五第三項(法第四十三条の三の十五第二項)」に改め、「第五十一条の十第三項において準用する場合を含む。」の下に「及び法第四十三条の三の十二第六項」を加え、同条第一号中「第二号」の下に「、第三条の二第一号、第三条の三第一号」を加え、「加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設及び使用施設等(以下「原子力施設」という。)」を「原子力施設(製錬施設を除く。以下同じ。)」に改め、同条第五号中「電気工作物検査員(」を「旧電気工作物検査員(原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省令・原子力規制委員会規則の整理等に関する命令(平成二十五年経済産業省令・原子力規制委員会規則第一号)第三条の規定による廃止前の」に改め、「。以下「検査省令」という。」を削り、「第三条

「を「第二条」に、「者をいう。」を「電気工作物検査員をいう。」に改める。

第三条第六号中「電気工作物検査員」を「旧電気工作物検査員」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(溶接安全管理審査を実施する者)

第三条の二 機構が行う溶接安全管理審査を実施する者は、機構の職員であつて、次の各号の法第六十六条の主務省令で定める資格のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者(以下「溶接安全管理審査員」という。)とする。

一 学校教育法による大学において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等の学力を有すると認められる者であつて、発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して二年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を

修了したもの

三 原子力施設検査官の職にあつた者又は原子力施設検査員の経験を有する者であつて、原子力規制委員会が定める研修を修了したものの

四 電気事業法第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあつた者又は旧電気工作物検査員の経験を有する者であつて、原子力規制委員会が定める研修を修了したものの

五 発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了した者

六 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認める者
(定期安全管理審査を実施する者)

第三条の三 機構が行う定期安全管理審査を実施する者は、機構の職員であつて、次の各号の法第六十六条の主務省令で定める資格のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者(以下「定期安全管理審査員」という。)とする。

一 学校教育法による大学において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同

等以上の学力を有すると認められる者であつて、発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して二年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、理学若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

三 原子力施設検査官の職にあつた者又は原子力施設検査員の経験を有する者であつて、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

四 電気事業法第百四条第二項及び第三項の電気工作物検査官の職にあつた者又は旧電気工作物検査員の経験を有する者であつて、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

五 発電用原子炉施設の保安その他の保安に関する行政事務又は発電用原子炉施設に係る設計、建築、補修、検査、品質保証若しくは運転に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、原

子力規制委員会が定める研修を修了した者

六 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認める者

第四条第五号中「電気工作物検査員」を「旧電気工作物検査員」に改める。

第四条の二第四号中「電気工作物検査員」を「旧電気工作物検査員」に改める。

第五条第四号中「電気工作物検査員」を「旧電気工作物検査員」に改める。

第六条第四号中「電気工作物検査員」を「旧電気工作物検査員」に改める。

第七条中第六項を第八項とし、同条第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の

二項を加える。

3 法第六十五条第三項の主務省令で定める溶接安全管理審査及び法第四十三条の三の十三第五項に規定

する結果の通知について、事務規程で定めるべき事項は、次に掲げるものとする。

一 事業所の名称及びその事業所が溶接安全管理審査の業務を行う区域

二 溶接安全管理審査の業務を行う時間及び休日に関する事項

三 手数料の収納の方法に関する事項

四 溶接安全管理審査員の職務に関する事項

- 五 溶接安全管理審査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
 - 六 溶接安全管理審査の実施の方法に関する事項
 - 七 溶接安全管理審査に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
 - 八 原子力規制委員会に対する溶接安全管理審査の結果の通知に関する事項
 - 九 その他溶接安全管理審査の業務の実施に関し必要な事項
 - 4 第三項各号の規程は、法第六十五第三項の主務省令で定める事務規程で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定中「溶接安全管理審査」とあるのは「定期安全管理審査」と、「溶接安全管理審査員」とあるのは「定期安全管理審査員」と、「第四十三条の三の十三第五項」とあるのは「法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第五項」と読み替えるものとする。
- 様式四裏面を次のように改める。

裏 面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に依りこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第

1 項若しくは第55条の3 第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 (略)

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5～7 (略)

8 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第1項から第4項まで（国土交通大臣にあつては、第1項）の規定による立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせることができる。

9・10 (略)

11 第8項の規定により機構の職員が立入検査等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）1億円以下の罰金刑

- 三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を

(試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する規則の一部改正)

第十八条 試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等の実施に関する規則(平成十五年文部科学省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「試験研究用等原子炉(試験研究の用に供する原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。)」を「特定試験研究用等原子炉(試験研究の用に供する試験研究用等原子炉(船舶に設置するものを除く。))」に、「もの(発電の用に供するものを除く。))をいう。」「を「試験研究用等原子炉をいう。))」に、「原子炉に係る旧原子炉設置者等」を「試験研究用等原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等」に改め、同条第二号中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

第三条第四号中「電気工作物検査員(」を「旧電気工作物検査員(原子力規制委員会設置法の一部の施

行に伴う経済産業省令・原子力規制委員会規則の整理等に関する命令（平成二十五年経済産業省令・原子力規制委員会規則第一号）第三条の規定による廃止前の」に、「者をいう。」を「電気工作物検査員をいう。」に改める。

第三条の二第六号中「電気工作物検査員」を「旧電気工作物検査員」に改める。

第三条の三第四号中「電気工作物検査員」を「旧電気工作物検査員」に改める。

第四条第四号中「電気工作物検査員」を「旧電気工作物検査員」に改める。

様式四裏面を次のように改める。

裏面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者

並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。)に及びこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 (略)

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な

限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5～7 (略)

8 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第1項から第4項まで（国土交通大臣にあつては、第1項）の規定による立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせることができる。

9・10 (略)

11 第8項の規定により機構の職員が立入検査等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第2項から第5項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）の第3号（試験

研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)
1 億円以下の罰金刑

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正)

第十九条 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年経済産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「省令」を「規則」に改め、同表第二項中「省令」を「規則」に、「原子炉設置者のうち法第二十八条第三項に規定する発電用原子炉に係る者」を「発電用原子炉設置者のうち法第四十二条の四第一項に規定する実用発電用原子炉に係る者」に、「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条第三項中「省令」を「規則」に改める。

第二条第一項中「原子炉を」を「発電用原子炉を」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正）

第二十条 試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年文部科学省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び）」を「特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉）」に、「もの（発電の用に供するものを除く。）」を「試験研究用等原子炉」に、「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子

炉設置者等」に改める。

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正)

第二十一条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十四条、第三十五条」を「第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二」に、「第七条の三の二から第七条の三の四、第七条の三の六、第七条の五、第十一条の三、第十一条の四及び第十三条」を「第七十条から第七十二条、第七十四条、第七十七条及び第八十八条」に改める。

第二条第二項第二号中「第一条第二号」を「第二条第二号」に改め、同項第三号中「第一条第三号」を「第二条第三号」に改め、同項第四号中「第一条第四号」を「第二条第四号」に改め、同項第五号中「第一条第五号」を「第二条第五号」に改め、同項第六号中「第一条第六号」を「第二条第六号」に改め、同項第七号中「第一条第七号」を「第二条第七号」に改める。

第三条第一項中「法第三十四条」を「法第四十三条の三の二十一」に、「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、同項の表第一号中「原子炉施設の」を「発電用原子炉施設の」に改め、同号八中「原子

炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同号八をホとし、同号口中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同号ロをニとし、同号イ中「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同号イをハとし、同号に次のように加える。

イ 法第四十三條の三の十一第一項の規定による
 検査の結果
 同一事項に関する次の検査の時点までの期間

ロ 法第四十三條の三の十五第一項の規定による
 検査の結果
 同一事項に関する次の検査の時点までの期間

第三条第一項の表第二号中「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に改め、同号イ中「原子炉（）」を「発電用原子炉（）」に改め、同号ホ及びヘ中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同号ト中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同号チ中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同号ソ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項の表第三号中「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に、同

号口中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項の表第五号イ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に改め、同号口中「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に改め、同号ホ中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同項の表第六号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項の表第九号イ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「法第四十三條の三の二第二項」を「法第四十三條の三の三十二第二項」に改め、同号口中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項の表第十号中「第七條の五第一項」を「第七十七條第一項」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同條第四項及び第五項中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同條第六項中「法第四十三條の三の二第三項」を「法第四十三條の三の三十二第三項」に改める。

第四條第一項中「法第三十四條」を「法第四十三條の三の二十一」に改める。

第五條第一項中「法第三十五條第一項」を「法第四十三條の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「第十一條の三、第十一條の四及び第十三條」を「第八十八條」に改め、同條第二項中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「第七條の五第一項」を「第七十七條第一

項」に改める。

第六条第一項第二号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第七条第三号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、同条第四号中「第七条の三の六」を「第七十四条」に改める。

第八条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第九条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第十条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同条第二項中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第十一条の見出し中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者（法第四十三条の三の二第二項）」を「発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十二第二項）」に、「放射線業務従事者であつて管理区域に常時

立ち入るものに原子炉施設」を「発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設」に改め、同条第二項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「法第四十三条の三の第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「放射線業務従事者であつて管理区域に常時立ち入るもの」を「発電用原子炉施設の保全に従事する者」に改める。

第十二条の見出し中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「原子炉施設の運転」を「発電用原子炉施設の運転」に、「原子炉施設の保全」を「発電用原子炉施設の保全」に、「原子炉施設ごと」を「発電用原子炉施設ごと」に改め、同項第一号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「法第四十三条の三の第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同項第二号中「法第四十三条の三の第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「法第四十三条の三の第二項」を「法第四十三条の三の三十二第三項」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第四号口中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「法第四十三条の三の第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同号八から

へまで中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第五号から第七号まで中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第七号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同条第二項中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第十三条の見出し中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に、「原子炉施設について」を「発電用原子炉施設について」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「原子炉施設の安全」を「発電用原子炉施設の安全」に、「原子炉施設の供用」を「発電用原子炉施設の供用」に改め、「（以下「長期保守管理方針」という。）」を削り、同項第二号、第三号、第八号及び第九号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六 实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。）第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）

第十三条第二項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「三十年を経過した日以降十年を超えない期間ごと」を「四十年を経過する日までに」に、「長期保守管理方針」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針」に改め、同項に次の二号を加える。

一 当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合における当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合 延長する期間

二 前号に掲げる場合以外の場合 十年

第十三条第四項中「前三項」を「前四項」に、「第四十三条の三の二第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「第一項又は前項」を「前三項」に、「長期保守管理方針」を「保守管理に関する方針」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過した日以降十年を超えない期間ごとに、第一項に規定する安全上重要な機器等並びに同項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

第十三条の次に次の四条を加える。

(火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第十三条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動(消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。)を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

- 二 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を設置すること。
 - 三 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
 - 四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。
 - 五 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。
 - 六 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
 - 八 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。
(内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)
- 第十三条の三 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水（以下「内部溢水」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用

原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第十三条の四 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第十三条の五までにおいて同じ。）の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防

自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ロ 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。

ハ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ニ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。
(大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第十三条の五 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施

設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状態その他の事情によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

一 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事

項を定め、これを要員に守らせること。

イ 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

ロ 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

ニ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ホ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

第十四条の見出し中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条中「法第三十五条第一項」を

「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「原子炉施設の運転に関する」を「発電用原子炉施設の運転に関する」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第

四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条第一号から第四号まで中「原子炉施設」を「発電用原子炉施

設」に改め、同条第九号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同条第十一号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第十五条第一項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条第二項中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第十六条中「法第三十五条第一項」を「法第四十三条の三の二十二第一項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第十七条第一項中「法第三十五条第二項」を「法第四十三条の三の二十二第二項」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同条第二項第十号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第十三号中「限る。」の下に「及び特定重大事故等対処施設（設置許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項において同じ。）に属する緊急時制御室（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）」を加え、同項第十四号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設

「に改め、同項第十五号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、「おそれがある設備」の下に
（特定重大事故等対処施設に属する場合を除く。）」を加え、同項中第二十八号を第二十九号とし、第
十八号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十七号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」
に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「設備に
は、周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置する」を「設備については、次に掲げる措置を講ず
る」に改め、同号に次のように加える。

イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業
又は巡視を行うこと。

第十七条第二項第十六号の次に次の一号を加える。

十七 特定重大事故等対処施設（五号炉及び六号炉に係るものに限る。）は、防護区域内に設け、かつ
、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者
が同時に作業又は巡視を行うこと。ただし、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の状況その他の事
情により特定重大事故等対処施設を設ける必要がないと認める場合は、この限りでない。

第十七条第三項中「の各号」を削り、「同項第十七号から第二十号まで及び同項第二十三号から第二十八号まで」を「同項第十八号から第二十一号まで及び同項第二十四号から第二十九号まで」に、「同項第二十七号」を「同項第二十八号」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

(発電用原子炉主任技術者の選任等)

第十七条の二 法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。ただし、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉については兼任することを妨げない。

2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一 発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間

二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間

三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間

四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

3 法第四十三條の三の二十六第二項で準用する法第四十條第二項の規定による届出書の提出部数は、正
本一通とする。

第十八條第一項中「原子炉設置者（旧原子炉設置者等）」を「発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等）」に改め、同條第三号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、第四号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に、「前号で定めるもの」を「実施計画で定められたもの」に改め、「除く。」の「」の下に「又は常設重大事故等対処設備に属する機器等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るもの並びに実施計画で定められたものを除く。）」を加え、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）第九條若しくは第九條の二に定める基準」を「实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第十七條若しくは第十八條に定める基準」に改め、「適合していないと認められたとき」の下に「、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五條若しくは第五十六條に定める基準に適合していないと認められたとき」を加え、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同條第五号中「により原子炉施設」を「により発電用原子炉施設」に、「並びに原子炉施設のうち」を「並びに」に改め、「ものを除く。」の「」の下に「

又は前号の常設重大事故等対処設備に属する機器等」を加え、同条第六号、第七号、第十二号、第十三号及び第十四号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第十六号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改め、同条第十七号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第十九条第一項中「原子炉施設の使用」を「発電用原子炉施設の使用」に、「原子炉施設の工事」を「発電用原子炉施設の工事」に、「原子炉施設であつて」を「発電用原子炉施設であつて」に改め、同項第二号、第三号及び第六号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第二十条第一項の表第一号から第三号まで中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第二項第一号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、同項第二号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第三号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第二十一条第一項第二号力中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第二項中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第二十五条第一項第二号、第三号及び第五号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第二十六条の見出し中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第一項中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第三号から第五号まで中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改

め、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 非常用電源設備又は補機駆動用燃料設備（非常用電源設備に係るものを除く。）に属する容器のうち、耐圧部分について溶接をするもの

七 非常用電源設備、火災防護設備又は浸水防護施設に係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接をするもの

第二十八条第二項第二号及び同号口中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第二十九条第一項中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第三十条中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第二項中「原子炉施設の構造」を「発電用原子炉施設の構造」に、「当該原子炉施設」を「当該発電用原子炉施設」に改める。

第三十四条第一項中「原子炉施設の使用」を「発電用原子炉施設の使用」に、「原子炉施設の性能」を「発電用原子炉施設の性能」に改め、同項第二号及び第三号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第三十五条第一項中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉に」を「発電用原子炉に」に改め、同条第四項第二号及

び第三号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第三十六条第一項中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第十四号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同条第二項中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第四十条第一項中「法第四十三条の三の二第二項」を「法第四十三条の三の三十二第二項」に、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第四十三条第一号中「加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設及び使用施設等（以下「原子力施設」という。）」を「原子力施設（製錬施設を除く。

）」に、「行政事務（以下「保安行政事務」という。）」を「行政事務」に、「事務（以下「保安事務」という。）」を「事務」に改め、同条第五号中「電気工作物検査員（）」を「旧電気工作物検査員（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省令・原子力規制委員会規則の整理等に関する命令第三条の規定による廃止前の）」に、「第三条に規定する者」を「第二条に規定する電気工作物検査員」に改める。

別記様式中「~~第37条第6項~~」の下に「~~第43条の3の24第6項~~」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）
附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。ただし、次の各号に
掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十一条中東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に
関する規則（以下「東京電力福島第一原子炉施設規則」という。）第十七条第二項第十六号の改正規定
平成二十五年十二月二十九日

二 第二十一条中東京電力福島第一原子炉施設規則第十七条第二項第十五号の改正規定 平成二十六年三
月三十日

（経過措置）

第二条 設置法附則第二十三条第一項の規定による届出又は同条第四項の規定による提出（以下この条にお
いて「届出等」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書又は書類を原子力規制
委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 届出等に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 第八条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）（第三条第一項第六号に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る者にあつては、第十六条の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研開炉規則」という。）（第三条第一項第六号に掲げる事項）

四 新実用炉規則第三条第一項第七号イ及びロに掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉に係る者にあつては、新研開炉規則第三条第一項第七号イ及びロに掲げる事項）

2 第一項の届出書又は書類には、新実用炉規則第三条第二項第九号及び第十号に掲げる書類（研究開発段階発電用原子炉に係る者にあつては、新研開炉規則第三条第二項第九号及び第十号に掲げる書類）を添付しなければならない。

第三条 この規則の施行の際既に施設し、又は施設に着手した工事であつて、この規則の施行により設置法附則第十七条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号。以下「第四号新規制法」という。）第四十三条の三の九第一項又は第四十三条の三

の十第一項の規定に該当するもの（設置法附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「旧電気事業法」という。）第四十七条第一項又は第四十八条第一項の規定に該当するものを除く。）については、第四号新規制法第四十三条の三の九第一項又は第四十三条の三の十第一項の規定にかかわらず、当該各条の規定による認可又は届出を要しない。

第四条 この規則の施行前に原子力発電工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号以下「原子力保安省令」という。）第二十条第四項、第二十七条第四項、第三十一条第四項又は第五十六条第四項の規定によりされた研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。）以外の発電用原子炉施設である原子力発電工作物（旧電気事業法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物をいう。以下同じ。）に係る連絡は、それぞれ新实用炉規則第十九条第四項、第二十八条第四項、第三十三条第四項又は第五十条第四項の規定による当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

2 この規則の施行前に原子力保安省令第二十条第四項、第二十七条第四項又は第五十六条第四項の規定によりされた研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉施設である原子力発電工作物に係る連絡は、それぞれ新研究炉規則第十九条第四項、第二十八条第四項又は第四十七条第四項の規定による当該原子力発

電工作物である発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

第五条 新实用炉規則第三十一条第三項の規定の輸入燃料体検査申請書を提出して第四号新規制法第四十三条の三の十二第四項の検査を受けるべき燃料体（同条第一項に規定する燃料体をいう。）に係る燃料材（新实用炉規則第三条第一項第二号八（2）に規定する燃料材をいう。）の成形加工を平成十五年十月一日前に開始しているものに関する新实用炉規則第三十一条第三項の表第一号の上欄の規定の適用については、同表第一号の上欄中「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材の成形加工に着手する一月前」とあるのは、「燃料体の本邦への輸送を開始する一月前」とし、同表第一号の下欄中「前項各号に掲げる書類。この場合において、同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と、同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替えるものとする。」とあるのは、「前項各号に掲げる書類」とする。

第六条 この規則の施行の際現に溶接をし、又は溶接を完了した原子炉容器等（第四号新規制法第四十三条の三の十三第一項に規定する原子炉容器等をいい、旧電気事業法第五十二条第一項の規定に該当するものを除く。以下同じ。）であつて輸入したものの以外のもの若しくはこの規則の施行前に輸入した原子炉容器等については、第四号新規制法第四十三条の三の十三第一項の規定にかかわらず、同項の規定による検査をすることを要しない。

第七条 この規則の施行前に旧電気事業法第四十二条第一項又は第二項の規定により届け出られた保安規程（原子力保安省令第四条第三項各号に掲げる事項に関するものに限る。）は、新实用炉規則第四十六条第一項の規定により提出された同条第二項第三号から第五号までに掲げる書類とみなす。

第八条 この規則の施行の際現に特定重要電気工作物（旧電気事業法第五十四条第一項に規定する特定重要電気工作物をいう。）のうち原子力発電工作物であるものである特定重要発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三の十五第一項に規定する特定重要発電用原子炉施設をいう。）がこの規則の施行後最初に受けるべき同項の検査に係る検査時期に関する新实用炉規則第四十八条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「施設定期検査」とあるのは「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十一号の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第五十四条第一項の検査（以下「旧定期検査」という。）」と、同項の表中「施設定期検査」とあるのは「旧定期検査」とする。

第九条 平成二十六年三月三十一日までの間は、新实用炉規則第四十八条第一項の表第三号下欄中「二十四月」とあるのは「十八月」と読み替えるものとする。

第十条 この規則の施行前に第八条の規定による改正前の实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（

以下「旧実用炉規則」という。）第十一条の二第一項の規定により策定された旧発電用原子炉（設置法附則第十七条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第四号旧規制法」という。）第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る原子炉施設（第四号旧規制法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設をいう。以下同じ。）についての保守管理に関する方針は、新実用炉規則第八十二条第一項の規定により策定された当該旧発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

2 この規則の施行前に旧実用炉規則第十一条の二第二項の規定により策定された旧発電用原子炉に係る原子炉施設についての保守管理に関する方針（同項の規定により旧発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに策定されたものに限る。）は、新実用炉規則第八十二条第二項の規定により策定された当該旧発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

3 設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉（同条第一項に規定する既設発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る発電用原子炉施設についての新実用炉規則第八十二条第二項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは、「十年間」とする。ただし、次項の規定による保安規定の変更の認可の申請に係る既設発電用原子炉につ

ては、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日以後においては、この限りでない。

4 設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉を設置している者は、当該既設発電用原子炉が新規制法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合であつて、当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合には、設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日までに新規制法第四十三条の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新实用炉規則第九十二条第一項第二十五号に掲げる事項のうち当該既設発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての長期保守管理方針の変更に係るものに限る。）を申請しなければならない。

第十一条 この規則の施行の際現に設置法附則第二十二条第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の二十四第一項の規定によりされた認可とみなされた第四号旧規制法第三十七条第一項の規定による認可を受けている者（以下「保安規定認可者」という。）は、平成二十五年十月七日までに第四号新規制法第四十三条の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新实用炉規則第九十二条第一項第六号、第七号及び第二十五号若しくは同条第三項第二十三号又は新研開炉規則第八十七条第一項第六号、第七号及び第二十五号若しくは同条第三項第二十三号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新实用炉規則第九十二条第一項第六号、第七号、第二十五号及び同条第三項第二十三号並びに新研開炉規則第八十七条第一項第六号、第七号、第二十五号及び同条第三項第二十三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十二条 保安規定認可者は、この規則の施行後最初にする第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号及び第十号に掲げる事項のうち实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「实用炉設置許可基準規則」という。）第八条及び第九条並びに第三章の規定又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第八条及び第九条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第四号新規制法第四十三条の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新实用炉規則第九十二条第一項第二十号から第二十三号まで若しくは同条第三項第十七号から第二十号まで又は新研開炉規則第八十七条第一項第二十号から第二十三号まで若しくは同条第三項第十七号から第二十号までに掲げる事項に係るものに限る。）を

申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新实用炉規則第八十三条から第八十六条まで、第九十二条第一項第二十号から第二十三号まで、同条第三項第十七号から第二十号まで並びに第九十五条第一項及び第二項並びに新研開炉規則第七十八条から第八十一条まで、第八十七条第一項第二十号から第二十三号まで、同条第三項第十七号から第二十号まで並びに第九十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条 この規則の施行の際現に設置法附則第二十二条第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項の規定によりされた認可とみなされた第四号旧規制法第四十三条の二第一項の規定による認可を受けている者（以下「核物質防護規定認可者」という。）については、新实用炉規則第九十一条第二項第十六号の規定は、平成二十五年十二月二十七日までは適用しない。この場合において、核物質防護規定認可者は、平成二十五年九月二十六日までに第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新实用炉規則第九十六条第一項第七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 核物質防護規定認可者については、新研開炉規則第八十六条第二項第十六号の規定は、平成二十六年三月二十八日まででは適用しない。この場合において、核物質防護規定認可者は、平成二十五年十二月二十七日までに第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新研開炉規則第九十一条第一項第七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

第十四条 核物質防護規定認可者は、この規則の施行後最初にする第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号及び第十号に掲げる事項のうち実用炉設置許可基準規則第四十二条又は研開炉設置許可基準規則第四十二条の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新実用炉規則第九十六条第一項第八号又は新研開炉規則第九十一条第一項第八号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新実用炉規則第九十一条第二項第十三号、同項第十七号及び第九十六条第一項第八号の規定並びに新研開炉規則第八十六条第二項第十三号、同項第十七号及び第九十一条第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十五条 この規則の施行前に原子力保安省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新実用炉規則又は新研開炉規則に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新実用炉規則又は新研開炉規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

第十六条 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第九十一号）第十一条の規定により設置法附則第二十三条第一項前段の規定による届出を要しないとされた者に対する第二十一条の規定による改正後の東京電力福島第一原子炉施設規則第十七条の二の規定の適用については、第四号新規制法第六十四条の三第一項の認可により認められた期間内は、なお従前の例による。

第十七条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部改正）

第十八条 次に掲げる規則の規定中「第十九条の十六の二から第十九条の十六の八まで」を「第二百二十七条から第三百三十三条まで」に改める。

一 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年十二月九日総理府・通商産業省令第一号）第七条の六の二

- 二 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第九条の十五の二
- 三 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第十九条の十五の二
- 四 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第二十二條の十六の二
- 五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第三十五条の十五の二
- 六 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第四十三條の十二の二
- 七 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年經濟産業省令第二十三号）第八十八條の二

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正）

第十九条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第一条第二項第七号」を「第二条第二項第七号」に、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規

則」に改める。

(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部改正)

第二十条 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令(平成二十四年文部科学省・経済産業省令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「第十五条第四号」を「第九十条第四号」に、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第二百二十二号)第三十四条第四号」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第二百二十二号)第八十三条第四号」に改め、同条第八号中「第十五条第七号」を「第九十条第七号」に、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十四条第七号」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十三条第七号」に改める。

第六条の表下欄中「第一条第二項第四号」を「第二条第二項第四号」に、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に改める。

(原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利

用に関する法律施行規則の一部改正)

第二十一条 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成二十四年原子力規制委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二上欄中「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に改め、同表下欄中「第七条第六項」を「第六十七条第六項」に、「第二十五条第六項」を「第六十二条第六項」に改める。